

令和4年 第1回定例会

南種子町議会会議録

令和4年 3月 2日 開会

令和4年 3月 18日 閉会

南種子町議会

令和4年第1回南種子町議会定例会会議録目次

第1号（3月2日）（水曜日）

1. 開 会	6
1. 開 議	6
1. 日程第1 会議録署名議員の指名	6
1. 日程第2 会期の決定	6
1. 日程第3 議長諸報告	6
1. 日程第4 行政報告	7
1. 日程第5 令和4年度施政方針及び提案理由の説明	10
町長説明	10
1. 休 憩	24
1. 日程第6 請願陳情委員会付託	24
1. 日程第7 議案第18号 令和4年度南種子町一般会計予算	24
1. 日程第8 議案第19号 令和4年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計予算	24
1. 日程第9 議案第20号 令和4年度南種子町介護保険特別会計予算	24
1. 日程第10 議案第21号 令和4年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計予算	24
1. 日程第11 議案第22号 令和4年度南種子町水道事業会計予算	24
総務課長説明	24
質疑	28
8番 小園實重君	28
1番 濱田一徳君	31
総務課長説明	33
質疑	33
総務課長説明	34
質疑	34
総務課長説明	34
質疑	35
水道課長説明	35
質疑	37

8番 小園實重君	37
1. 休憩	39
1. 日程第12 議案第3号 南種子町個人情報保護条例の一部を改正 する条例制定について	40
総務課長説明	40
質疑	40
討論	40
採決	40
1. 日程第13 議案第4号 南種子町サテライトオフィスの設置及び 管理に関する条例制定について	41
企画課長説明	41
質疑	42
1番 濱田一徳君	42
6番 柳田 博君	43
討論	43
採決	43
1. 日程第14 議案第5号 南種子町定住促進空き家活用住宅の設置 及び管理に関する条例制定について	44
企画課長説明	44
質疑	45
1番 濱田一徳君	45
討論	46
採決	46
1. 日程第15 議案第6号 南種子町職員の育児休業等に関する条例 の一部を改正する条例制定について	46
総務課長説明	46
質疑	47
討論	47
採決	47
1. 日程第16 議案第7号 南種子町職員の給与に関する条例の一部 を改正する条例制定について	47
総務課長説明	47
質疑	48
9番 塩釜俊朗君	48

討論	49
採決	49
1. 日程第17 議案第8号 南種子町債権管理条例制定について	49
総務課長説明	49
質疑	50
討論	50
採決	50
1. 日程第18 議案第9号 南種子町放課後児童健全育成事業の 設備及び運営に関する条例の一部を 改正する条例制定について	50
総務課長説明	50
質疑	51
討論	51
採決	51
1. 日程第19 議案第10号 南種子町一般住宅の設置及び管理に 関する条例の一部を改正する条例制 定について	52
建設課長説明	52
質疑	52
討論	52
採決	52
1. 日程第20 議案第11号 南種子町消防団員の定員、任免、給 与、服務等に関する条例の一部を改 正する条例制定について	52
総務課長説明	53
質疑	53
2番 福島照男君	53
討論	54
採決	54
1. 日程第21 議案第12号 南種子町農業者休養施設の指定管理 者の指定について	54
総合農政課長説明	54
質疑	54
討論	54

採決	54
1. 日程第22 議案第13号 令和3年度南種子町一般会計補正予 算(第12号)	55
総務課長説明	55
質疑	59
9番 塩釜俊朗君	59
6番 柳田 博君	60
9番 塩釜俊朗君	60
討論	61
採決	61
1. 日程第23 議案第14号 令和3年度南種子町国民健康保険事業勘 定特別会計補正予算(第4号)	62
総務課長説明	62
質疑	62
2番 福島照男君	62
討論	63
採決	63
1. 日程第24 議案第15号 令和3年度南種子町介護保険特別会計補 正予算(第4号)	63
総務課長説明	63
質疑	65
討論	65
採決	65
1. 日程第25 議案第16号 令和3年度南種子町後期高齢者医療保険 特別会計補正予算(第3号)	65
総務課長説明	65
質疑	66
討論	66
採決	66
1. 日程第26 議案第17号 令和3年度南種子町水道事業会計補正予 算(第4号)	66
水道課長説明	66
質疑	68
討論	68

採決	68
1. 日程第27 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める ことについて	68
町長説明	68
質疑	68
討論	69
採決	69
1. 散 会	69

第2号（3月17日）（木曜日）

1. 開 議	72
1. 日程第1 一般質問	72
1番 濱田一徳君	72
1. 旧南種子高校校舎等の今後について	
2. 危機管理について	
1. 休 憩	86
2番 福島照男君	86
1. 第2期トライトウン南種子町の取り組みについて	
2. 町民アンケート調査の実施提案について	
1. 休 憩	102
5番 名越多喜子さん	102
1. 観光物産館トンミー市場の道の駅指定への進捗状況につ いて	
2. 観光物産館トンミー市場の整備について	
3. 観光物産館トンミー市場内の観光案内所設置について	
9番 塩釜俊朗君	112
1. 公共スポーツ施設等の充実について	
2. 旧南種子高校敷地の活用について	
3. ビジネスキャンプの推進について	
4. 空家、廃家対策について	
5. 行政情報発信方法について	
1. 散 会	127

第3号（3月18日）（金曜日）

1. 開 議	130
1. 日程第1 提案理由の説明	130
町長説明	130
1. 日程第2 議案第23号 南種子町第2号会計年度任用職員の給与 に関する条例の一部を改正する条例制定 について	130
総務課長説明	130
質疑	131
討論	131
採決	131
1. 日程第3 議案第18号 令和4年度南種子町一般会計予算	131
1. 日程第4 議案第19号 令和4年度南種子町国民健康保険事業勘 定特別会計予算	131
1. 日程第5 議案第20号 令和4年度南種子町介護保険特別会計予 算	131
1. 日程第6 議案第21号 令和4年度南種子町後期高齢者医療保険 特別会計予算	131
1. 日程第7 議案第22号 令和4年度南種子町水道事業会計予算	131
産業厚生委員長説明	131
総務文教委員長説明	134
質疑	138
8番 小園實重君	138
討論	139
採決	139
1. 休 憩	141
1. 日程第8 委員長報告（総務文教委員会・陳情審査）	141
総務文教委員長報告	141
質疑	143
討論	143
採決	143
1. 日程第9 委員長報告（総務文教委員会・所管事務調査）	143
総務文教委員長報告	143
採決	145
1. 日程第10 委員長報告（産業厚生委員会・陳情審査）	145

産業厚生委員長報告	145
質疑	147
討論	147
採決	147
1. 日程第11 発議第1号 株式会社大迫産業が残置している産業廃棄物に係る今後の対応についての意見書提出について	147
産業厚生委員長説明	147
質疑	148
8番 小園實重君	148
討論	149
採決	149
1. 日程第12 発議第2号 自衛隊馬毛島基地（仮称）施設整備計画に係る意見書の提出について	149
議会運営委員長説明	149
質疑	150
討論	150
採決	150
1. 日程第13 発議第3号 ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議について	150
7番 大崎照男君説明	151
質疑	151
討論	151
採決	151
1. 日程第14 閉会中の継続所管事務調査の申し出	152
1. 日程第15 議員派遣	152
1. 閉 会	152

令和4年第1回南種子町議会定例会会期日程

3月2日開会～3月18日閉会 会期17日間

月	日	曜	日 程	備 考
3	2	水	本 会 議 (開 会)	1. 議長諸報告 2. 町長行政報告 3. 令和4年度施政方針及び提案理由の説明 4. 請願陳情委員会付託 5. 令和4年度予算（説明－委員会付託） 6. 議案審議 (1) 条例 9件（議案第3号～第11号） (2) 事件 1件（議案第12号） (2) 予算 5件（議案第13号～第17号） (2) 人事 1件（諮問第1号）
	3	木	委 員 会	予算委員会
	4	金	委 員 会	予算委員会・議会運営委員会
	5	⊕	休 会	
	6	⊕	休 会	
	7	月	委 員 会	総務文教委員会・産業厚生委員会
	8	火	休 会	
	9	水	委 員 会	議会運営委員会

10	木	休 会	
11	金	休 会	
12	⊕	休 会	
13	⊕	休 会	
14	月	委 員 会	総務文教委員会・産業厚生委員会
15	火	休 会	
16	水	休 会	
17	木	本 会 議	1. 一般質問（4名）
18	金	本 会 議 (閉 会)	1. 令和4年度予算審査委員会報告 2. 委員長報告（総務文教委員会） 3. 委員長報告（陳情審査） 4. 閉会中の継続調査（所管事務調査） 5. 議員派遣

令和4年第1回南種子町議会定例会

第 1 日

令和4年3月2日

令和4年第1回南種子町議会定例会会議録
令和4年3月2日（水曜日） 午前10時開議

1. 議事日程（第1号）

- 開会の宣告
- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長諸報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 令和4年度施政方針及び提案理由の説明
- 日程第6 請願陳情委員会付託
- 日程第7 議案第18号 令和4年度南種子町一般会計予算
- 日程第8 議案第19号 令和4年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 日程第9 議案第20号 令和4年度南種子町介護保険特別会計予算
- 日程第10 議案第21号 令和4年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計予算
- 日程第11 議案第22号 令和4年度南種子町水道事業会計予算
- 日程第12 議案第3号 南種子町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第13 議案第4号 南種子町サテライトオフィスの設置及び管理に関する条例制定について
- 日程第14 議案第5号 南種子町定住促進空き家活用住宅の設置及び管理に関する条例制定について
- 日程第15 議案第6号 南種子町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第16 議案第7号 南種子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第17 議案第8号 南種子町債権管理条例制定について
- 日程第18 議案第9号 南種子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第19 議案第10号 南種子町一般住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第20 議案第11号 南種子町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第21 議案第12号 南種子町農業者休養施設の指定管理者の指定について

- 日程第22 議案第13号 令和3年度南種子町一般会計補正予算（第12号）
- 日程第23 議案第14号 令和3年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）
- 日程第24 議案第15号 令和3年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第25 議案第16号 令和3年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第26 議案第17号 令和3年度南種子町水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第27 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

2. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

3. 出席議員（8名）

1番	濱田一徳君	2番	福島照男君
5番	名越多喜子さん	6番	柳田博君
7番	大崎照男君	8番	小園實重君
9番	塩釜俊朗君	10番	広浜喜一郎君

4. 欠席議員（2名）

3番	廣濱正治君	4番	河野浩二君
----	-------	----	-------

5. 出席事務局職員

局長	島崎憲一郎君	書記	山下浩一郎君
----	--------	----	--------

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	小園裕康君	副町長	小脇隆則君
教育長	菊永俊郎君	総務課長兼 選挙管理委員会 事務局長	羽生裕幸君
会計管理者 兼会計課長	才川いずみさん	企画課長	稲子秀典君
保健福祉課 健康保険係長	鮫島幸紀君	保健福祉課 福祉年金係長	坂口晋一君
保健福祉課 環境衛生係長	山田祐一君	保健福祉課 介護保険係長	砂坂竜也君

税務課長	西村一広君	総合農政課長	羽生幸一君
建設課長	向江武司君	水道課長	河野容規君
保育園長	河野美樹さん	教育委員会管理課長兼 給食センター所長	松山砂夫君
教育委員会 社会教育課長	園田一浩君	農業委員会 農事務局長	山田直樹君

△ 開 会 午前10時00分

開 議

○議長（広浜喜一郎君） ただいまから令和4年第1回南種子町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元の日程表のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（広浜喜一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、9番、塩釜俊朗君、1番、濱田一徳君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（広浜喜一郎君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日3月2日から3月18日までの17日間にし
たいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日3月2日か
ら18日までの17日間に決定しました。

日程第3 議長諸報告

○議長（広浜喜一郎君） 日程第3、議長諸報告を行います。

報告書をお手元に配付しておりますが、要点について局長から説明させます。
局長。

○事務局長（島崎憲一郎君） 御報告を申し上げます。

お手元に議長報告書を配付してございますので、お目通しいただきたいと思いま
す。

監査結果報告書でございますが、例月出納検査報告書の令和3年11月分から令和
4年1月分までを配付しております。

次に、各種行事・業務及び動静については、令和3年12月10日から令和4年3月
1日までの分について列記しておりますが、その主なものについて御報告を申し上
げます。

まず、議長会関係の会議等ではありますが、2月15日、県町村議会議長会定期総会

が開催される予定でしたが、コロナウイルス感染症まん延防止対策により書面表決として取り扱われて、令和2年度の決算の承認と令和4年度事業計画及び予算等が提案され、原案可決しております。

また、新型コロナウイルス感染症対策の万全実施ほか11件の決議が採択されております。

同日に、県離島振興町村議会議長会定期総会が開催される予定でしたが、県町村議会議長会定期総会と同様に、コロナウイルス感染症まん延防止対策により書面表決として取り扱われておまして、令和2年度の決算の承認と令和4年度事業計画及び予算が提案され、原案可決をしております。

次に、一部事務組合関係であります。2月22日、熊毛地区消防組合議会第1回定例会が開催され、熊毛地区消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、令和3年度補正予算（第3号）及び令和4年度予算について提案され、それぞれ原案承認・可決されております。

同日に、種子島産婦人科医院組合議会第1回定例会が開催され、令和3年度補正予算（第2号）及び令和4年度予算について提案され、それぞれ原案承認・可決されております。

2月25日、中南衛生管理組合議会定例会が開催され、中南広域斎苑火葬場増築他工事（第3期工事）請負変更契約について及び令和3年度補正予算（第2号）・令和4年度予算が提案され、それぞれ原案承認・可決されております。

同日に、公立種子島病院組合議会定例会が開催され、令和3年度補正予算（第2号）及び令和4年度予算が提案され、原案承認・可決されております。

以上で、報告を終わります。

○議長（広浜喜一郎君） これで議長諸報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（広浜喜一郎君） 日程第4、行政報告を行います。

町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） それでは、行政報告4件について申し上げます。

まず、令和4年度第27期宇宙留学生の状況について御報告いたします。

第27期宇宙留学については、103人の児童生徒の応募の中から、関係者の御協力により、里親留学22人、家族留学18世帯27人、親戚留学1世帯2人、合計51人の受入れを決定したところでございます。

昨年度より5人増え、家族留学においては、14世帯から4世帯増の18世帯となり、年々増加しているところでございます。

学校別では、荃南小学校 8 人、西野小学校 7 人、大川小学校 8 人、島間小学校 8 人、平山小学校 3 人、花峰小学校 3 人、長谷小学校 8 人、南種子中学校 6 人の受入予定となっており、中学校も少しずつではありますが、増加傾向にあります。

第26期で受け入れた子供たちは、コロナ禍ではありますが、「特色ある学校行事」のほか、「ロケットの打ち上げ見学」や「たねがしま小旅行」、全員が参加いたしました「ポンカン狩り」など充実した留学生生活を送っております。

また、地元の子供たちも、留学生との交流を通じ、自分たちの住む南種子町のよさを再発見するとともに、全国に友達ができることの喜びを感じ取っております。

本年度留学生の残留者は、9 世帯14人、家族を含めると29人が本町に居住する予定でございます。家族留学がスタートいたしました平成29年度からの累計では、16世帯52人（うち留学生28人）の定住が促進されたことになっております。

宇宙留学制度は、今後も、地元の子供たちと留学生の子供たちがお互い切磋琢磨しながら勉強や運動に取り組むことで、教育の相乗効果が期待されるとともに、定住化にもつながるものと考えております。

次に、新型コロナウイルス感染状況及び3回目のワクチン接種について、御報告をいたします。

新型コロナウイルス感染状況につきましては、昨年8月23日に12例目となる感染者の確認後、約5か月の間、新規感染者は確認されておりましたが、今年1月18日に13例目となる新規感染者が発表をされました。

その後、感染者の確認が続き、2月18日には、個人宅での会食による南種子町で初めてとなるクラスターが確認をされ、2月20日には「あおぞら保育園」でのクラスターが認定をされたところでございます。

2月末日現在の今年になってからの南種子町内の感染者は53人となっており、種子島島内での感染者は103名となっているところでございます。

感染拡大防止のため、町民の皆様にはマスクの着用をはじめ、感染しない・感染させない行動の徹底をお願いしたいと思います。

続いて、3回目のワクチン接種の状況について報告をいたします。

まず、1月22日及び29日の2日間で南種子町と中種子町の医療従事者等の接種を終了し、2月5日から一般高齢者の接種を始めました。

2月12日から26日までは、中種子町が中央体育館で集団接種を行うこととなったため、本町においては、2月12日からは、毎週土曜日の午前・午後を使い、12日には456名、19日には546名、26日には582名の接種を行い、26日現在の接種率は65歳以上の方が74.48%、18歳以上の方が17.34%、町民全体の18歳以上の接種率は42.48%となっているところでございます。

今後の計画といたしましては、引き続き、公立種子島病院のスタッフ、役場の職員等の協力を頂きながら、4月中旬までに3回目の接種終了を目指し、毎週土曜日の午前中を使い、1日当たり300名をめどに接種を実施したいと考えているところでございます。

次に、医師確保対策について、現在の状況を御報告いたします。

野田一成先生につきましては、本院に継続をして勤務していただけることになりましたが、御自身のスキルアップのための診療実績や専門医・産業医等の取得・更新のための診療実績等を本院だけの診療だけでは困難であることから、隔週での勤務を希望しているところでございます。

現在、外来で診ている患者様につきましては、引き続き対応をしていただけることになっております。

家族留学で来られた藤原大輔先生につきましては、4月以降も常勤医師として勤務していただけることになり、麻酔科の専門医でありますので、整形内科という注射による保存的治療であるブロック注射や間接注射を行い、場合によっては、リハビリに連携させることで、痛みを緩和させるペイン外来も行うこととしております。

診療の詳細につきましては、町広報紙の3月号に掲載をいたしましたので、御覧いただきたいと思っております。

信田みすみ先生につきましては、宇宙留学制度による家族留学が終了すると同時に、帰省することが確定をいたしました。

先生も御家族も家族留学による経験に大変満足をしており気に入っていただいておりますが、在職をしております医局との関係もございまして、帰省を決断されたところでございます。

4月以降につきましては、週末の日当直業務や新型コロナウイルスのワクチン接種に御協力を頂けることとなっております。

現在交渉中の医師につきましても、新型コロナウイルス感染症のこともございまして、対面での面談等についてはなかなか現在厳しい状況であります、引き続き医師確保に向けて交渉を続けてまいりたいと存じます。

また、当院でのカメラ検査についてでございますが、毎週水曜日に西之表市の三宅公人先生に検査をお願いしているところでございますけれども、今年の9月までの勤務を希望していることから、昨年10月に院長と事務長において、鹿児島大学医局を訪問し、本院との診療連携についての確認と、離島医療に関する現況報告を含めた医師の派遣等の協力要請を行い、10月以降の検査体制に御協力を頂ける方向で協議を進めていると報告を受けております。

しかしながら、依然として、国・県及び地域枠などの支援体制は大変厳しいもの

がございますが、全ての住民が平等に医療を受けられる体制、地域住民が安心して暮らせる地域環境づくりのために、今後も引き続き要請を継続しながら、両町の医療行政安定のため、常勤医師の確保、あわせて医療従事者の確保に全力で取り組んでまいりますので、議員の皆様におかれましても情報提供等お願いを申し上げたいと思います。

次に、固定資産評価額の賦課決定についての損害賠償請求事件について、御報告をいたします。

平成29年4月26日付で、原告岩崎産業株式会社より提訴されておりました固定資産評価額の賦課決定についての損害賠償請求事件につきましては、最高裁判所へ令和3年9月30日付で上告受理申立てがなされておりましたが、令和4年2月18日付で「上告を棄却する」旨の判決がなされましたので、御報告をいたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（広浜喜一郎君） これで行政報告を終わります。

日程第5 令和4年度施政方針及び提案理由の説明

○議長（広浜喜一郎君） 日程第5、町長提出の議案第3号から議案第22号及び諮問第1号までの計21件を一括上程します。

令和4年度施政方針並びに提案理由の説明を求めます。

町長、小園裕康君。

[小園裕康町長登壇]

○町長（小園裕康君） それでは、令和4年度における町政運営に関する基本方針と主要施策の概要並びに各議案につき、提案理由の御説明を申し上げます。

私たちの生活を一変させました新型コロナウイルスは、国内で感染が初めて確認をされてから2年余りが経過をしましたが、変異株は想定を超えるスピードで感染拡大し、その猛威は現在も予断を許さない状況であります。

国や自治体による支援に限りがある中、治療や感染拡大の防止に携わる皆様、生活や事業を維持・継続しようと懸命に頑張っております皆様、全ての町民や事業者の皆様に改めて敬意と感謝の意を表します。

本町では、これまで医療機関と連携をし、ワクチン接種を早期に行うことで感染拡大防止につなげてまいりました。

現在進めております3回目のワクチン接種につきましても、2月から高齢者への接種を開始しており、今後、希望する全ての町民の皆様が安全かつ迅速に接種できるよう進めてまいります。

さて、国においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止、「ウイズコロナ」

下での社会経済活動の再開と次なる危機への備え、未来社会を切り開く「新しい資本主義」の起動、防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保を柱とする「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を策定するとともに、「16か月予算」として令和3年度補正予算と令和4年度当初予算を一体的に編成し、新型コロナウイルス感染症への対応に万全を期すとともに、成長と分配の好循環による新しい資本主義の実現を図ることとしております。

本町といたしましても、令和3年度3月補正予算において国の補正予算にも対応し、みどりの食料システム戦略推進交付金を活用した有機農業産地づくり推進緊急対策事業、離島活性化交付金を活用した自然の家施設改修事業に要する経費などを計上しているところであります。

このような国の方針も踏まえ、産業振興、地域活性化、各種イベントの中止や延期により失った「まちの活力」を取り戻し、町民の皆様が安全に安心して暮らせる持続可能なまちづくりに積極的に取り組んでまいります。

それでは、各施策の主な事項について申し述べたいと存じます。

まず、農林水産業政策についてであります。

農林水産業を取り巻く状況は、輸入農産物の増加や農業従事者の高齢化、担い手の減少による生産力が低下する中、国は、農林水産業の生産力を持続的に構築するため、「みどりの食料システム戦略」を策定し、地域の取組を支援する新たな交付金を創設、推進を図ることとしております。

このような状況の中で、本町の農林水産業を発展させるため、本年度の主な事業を申し述べます。

本町の農業法人の基盤強化を推進するとともに、将来の農業担い手となる後継者を育成する法人に対し、支援制度を創設し雇用環境の充実を図ってまいります。

さらには、新規就農者育成総合対策として、経営拡大への支援や資金面の支援・サポート体制の充実等に取り組み、新規就農者の確保に努めてまいります。

早期水稲については、県から情報提供がされる生産の目安を基に、生産者自らが需要に応じた生産を行い、経営所得安定対策事業の活用により、安定した所得向上対策に努めてまいります。

さとうきびについては、低単収の課題解決に向け、「はるのおうぎ」の推進を図ってきており、令和4年度から「はるのおうぎ」の収穫出荷が始まります。

「はるのおうぎ」をはじめとした優良種苗の確保・供給はもとより、種苗支援対策を拡充し、さとうきび振興に努めてまいります。

また、土づくり・地力増進のための堆肥投入支援については、基幹作物であるさとうきびをはじめ、さつまいも等の品目に対象を拡充し、持続的な農業推進を図っ

てまいります。

さつまいも生産については、基腐病対策が喫緊の課題となっており、「持ち込まない・増やさない・残さない」対策の徹底に取り組んでおります。

被害拡大防止対策として、令和3年度末に蒸熱処理装置を国の補助事業を活用し、種子島管内で初めてとなる種芋を殺菌処理する蒸熱処理装置を導入いたしますので、装置の有効活用を図り、基腐病拡大防止対策を徹底してまいります。

また、熊毛地区サツマイモ基腐病プロジェクトチームと関係機関と連携をして、情報収集及び経営安定対策と生産量の確保に努めてまいります。

次に、園芸、果樹、茶及び葉たばこについては、土壌診断に基づく有機質肥料や堆肥投入などの推進と生産性の向上に努め、産地間競争に打ち勝つ産地づくりのため、野菜総合整備事業等を実施し、特定有人国境離島交付金を活用した農産物輸送コスト支援事業、販売促進・販路拡大等の支援に努めてまいります。

昨年12月には、本町と有限会社かごしま有機生産組合との間で「有機農業」を軸とした地域活性化に関する包括連携協定を締結いたしました。

新しい取組である有機農業については、国の「みどりの食料システム戦略緊急対策交付金」を活用し、普及啓発活動、技術支援や人材育成、荒廃農地の復旧や新規就農者の確保を図り、持続可能なまちづくりを推進してまいります。

畜産については、令和4年10月に、第12回全国和牛能力共進会が鹿児島県で開催をされます。

大会連覇を目標に県内の畜産農家、関係機関一体となった取組を行っているところであります。

畜産振興をさらに図るため、畜産担い手育成総合整備事業及び「肉用牛貸付基金・畜産振興資金」による優良牛導入支援やキャトルセンター施設を活用した畜産経営の合理化と生産基盤の強化に努め、耕種部門と連携を図り、良質堆肥を活用した土づくりの推進と堆肥の安定供給及び経営改善に努めてまいります。

鳥獣対策については、本町でも鹿による農産物被害が中種子町境で増加傾向にあり、町鳥獣被害対策協議会を中心に、国の補助事業を活用した捕獲助成対策及び鹿ネット助成による被害防止に努めてまいります。

次に、林業につきましては、昨年春からの「ウッドショック」による丸太や製材品の輸入木材価格が高騰をし、国産材も値上がり傾向にあります。

このような状況を背景に森林経営への意欲が高まり、森林整備の促進、林業・木材産業の回復につながるものと期待をしております。

今年度改訂をいたしました町森林整備計画に基づく森林管理を進め、森林環境譲与税を活用した森林整備体制の強化や意向調査、地元産材の利用促進を図ってまい

ります。

また、林業振興対策として、離島活性化交付金を活用した地元木材・特用林産物の戦略産品輸送支援事業を実施してまいります。

特用林産物であるシキミ・ヒサカキについては、市場から高い評価を受けており、今後も生産拡大に向けた取組を推進してまいります。

次に、水産業につきましては、海水温の変化による水産資源の大幅な減少やコロナ禍での漁価の低迷により以前にも増して厳しい状況の中、町漁協と連携を図り「つくり育てる漁業」の推進によります水産業の振興を図ってまいります。

漁業振興対策として、離島漁業再生支援事業、種子島周辺漁業対策事業、鮮魚・活魚の島外出荷輸送コスト支援事業などによる海上輸送支援を行ってまいります。

農業農村整備事業は、農業生産基盤の整備による農用地の効率的な利用、優良農地の面的集積・集約化による生産性の高い農業の展開に必要な条件整備を図るための重要な施策であります。

令和4年度の県営土地改良事業は、河内浦地区・荃永地区の基盤整備、農村災害対策整備事業によるため池や用排水施設の防災・減災対策、農地整備事業による農道維持保全や、中山間地域総合整備事業による農業用排水施設、農道、区画整理の生産基盤整備に取り組んでまいります。

町単独事業は、緊急性・公共性、事業効果を精査し、生産性の向上を見据え、地域要望の解決を図ってまいります。

また、農村地域の過疎化、高齢化の進行に伴う集落機能の低下により地域の共同活動が困難になってきていることから、多面的機能支払交付金事業による地域の共同活動を支援してまいります。

農業委員会は、主たる業務に位置づけられている農地等の利用の最適化を推進するため、担い手への農地の集積・集約化や遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進を柱に取り組んでまいります。

国の新たな方針「みどりの食料システム戦略」に基づき、本町で進める有機農業の普及推進により、遊休農地の活用と新規参入の促進を図ってまいります。

次に、建設事業であります。生活基盤の整備促進を図る重要な施策として、補助事業等の推進に努めてまいります。

まず、道路整備については、社会資本整備総合交付金の継続事業として堂中野線・恵美之江線・轆之牧線の道路改良と交通安全対策事業でゾーン30区域内の生活道路対策エリア中之上地区、通学路対策事業で上中西之線歩道整備及び本町共栄線のり面對策の工事に着手し、また、橋梁については橋梁長寿命化修繕計画に基づき、老朽化した橋梁補修と橋梁定期点検を実施してまいります。

道路建設単独事業では、日常の点検や地域からの要望を踏まえ、道路の維持補修を行い安全確保に努めてまいります。

住宅の整備については、公営住宅等長寿命化計画に基づき、大川団地建替工事を実施してまいります。

また、入居者が安全に安心して居住できるよう維持管理に努めてまいります。

都市公園については、宇宙ヶ丘公園の利便性向上を図るため、地域振興事業を活用した駐車場整備に取り組み、今後の公園全体の在り方を検討してまいります。

河川管理については、寄り洲除去等を行い、港湾・漁港については、漁港機能保全計画策定を進めながら、施設の安全確保に努めてまいります。

県事業の国道・県道については、県道西之表南種子線島間工区・県道茎永上中線竹崎工区の整備促進と、その他の地元要望箇所についても、さらなる安全性の向上を図られるよう要望をしてまいります。

島間港については、継続事業である砂防堤改修事業の早期完成と、今後の事業化を含め関係機関と連携を図り、整備予算確保のため強く要望してまいります。

また、河川・砂防・海岸事業については、古川川河川改修及び地滑り対策事業河内地区、海岸高潮対策事業島間海岸で離岸堤整備の早期完成と、その他河川の維持管理についても、要望をしてまいります。

水道事業であります。住民生活に直結をする水道供給施設の重要性を認識し、将来にわたって水道の安全性、安定供給を確保できるよう努めてまいります。

また、事業運営については、経営の分析・効率化を図り、経営基盤の強化と健全な事業運営への改善に努めてまいります。

その他、水道施設改良事業については、中央浄水場の配水池築造工事や道路改良に伴う配水管移設工事、水道施設の修繕などを実施し、安定した施設の維持管理と施設更新事業の平準化に努めてまいります。

次に、福祉・子育て支援についてであります。

令和4年1月1日現在、本町の65歳以上の人口は2,023人、高齢化率は37.28%、15歳未満の年少人口率は12.62%となっており、全国的な人口減少の中で、本町においても少子化及び超高齢化が急速に進展をしているところであります。

町高齢者福祉計画・介護保険事業計画等の各種計画に基づき、施策を積極的に実施するとともに、自治公民館や各種団体を核とした地域での支え合いの仕組みづくりにより、住民が安心して暮らせる、小さくても輝く町づくりを推進してまいります。

また、仕事と家庭の両立支援のため、「放課後児童クラブ」の全校区での開設、18歳までの医療費等の実質無償化、出産祝い金などの施策を引き続き実施をし「子

育てしやすい日本一のまち」を推進してまいります。

河内温泉センターについては、多くの方に利用いただいておりますが、太陽熱を利用した給湯システムを導入いたしましたので、広報活動の充実によりさらなる利用促進に努めてまいります。

現在、コロナ禍の中で高齢者が集まったイベント開催ができない状況にありますが、コロナの感染が収まった後、地区ごとにサロン活動を行っている皆さんを中心にしたイベント開催について検討をしております。

次に、健康づくり、環境政策についてであります。

町民の生涯を通しての健康づくりのために、医療関係機関や自治公民館と連携をしながら、特定健診受診率60%を目指します。

あわせて各種健診受診後の訪問指導等を徹底してまいります。

また、各種健康増進事業、フレイル対策、生活習慣病一次予防及び感染症の予防対策等に努めてまいります。

医師及び医療スタッフの確保については、今後も引き続き努力してまいります。

後期高齢者医療保険事業、介護保険事業及び平成30年度から県が財政の責任者となった国民健康保険事業につきましては健全な運営を目指し、取り組んでまいります。

一般廃棄物につきましては、適正処理と減量を図るため、各自治公民館、衛生自治会等と連携をし、分別の徹底、環境保全に努め、既に耐用年数を経過しているごみ焼却炉については、必要な修繕・維持管理を行うとともに、将来のごみ処理施設の建設に向けて検討を進めてまいります。

また、長谷・上中地区にある産業廃棄物処理施設につきましては、現状が改善されますよう、引き続き県に要請するとともに関係機関と連携を図ってまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

全国的に感染者が拡大する状況が続く中、種子島でも1月から感染者確認が続き非常に厳しい状況にあります。

本町では、「健康危機管理対策本部」を設置し、関係機関と連携しながら適切対応に努めているところであります。

2月から高齢者への新型コロナワクチンの3回目の接種が始まりました。

公立種子島病院と連携を図り、4月には希望者への3回目の接種をおおむね終了できるよう努力をしております。

次に、保育事業であります。

「子供たちが健康で安心して過ごすことのできる環境の中で、集団生活を通して豊かで健全な心身の発達を培う」という保育理念の下、安心して預けられる保育運

営を行ってまいります。

あわせて、保育士の資質向上に努め、療育の必要な子供には専門性を生かした支援を積極的に行ってまいります。

また、「健康で明るく素直な子、自ら友達と関わることのできる積極的な子、思いやりのある感性豊かな子、自分のことは自分でできる子」を保育目標とし、保護者の思いに寄り添いながら、共に子供の成長を喜ぶ保育を行います。

子育て支援センターでは、子育て家庭の交流の場の提供や促進、子育て等に関する相談及び援助等実施し、子育て家庭への育児支援を図ってまいります。

教育文化の振興については、宇宙のまち教育振興基本計画に基づき「あしたをひらく心豊かでたくましい人づくり」を基本目標として、人間性豊かでたくましく生きる町民の育成を目指して、活力ある教育の振興を図ってまいります。

学校教育については、国が目指す未来社会ソサエティ5.0に向け、GIGAスクール構想のICT教育を推進し、一人一人の能力や適性に応じた学びの実現のため、環境整備を図り、特色ある学校づくりを進めてまいります。

また、「主体的・対話的で深い学び」を重視し、「知・徳・体」の調和が取れ「生きる力」を備えた、次代を担う人材の育成に努めてまいります。

英語教育については、ALTや英語指導助手、英語専科教員を活用し、多様化する国際社会に対応できる児童生徒の育成に努め、「英語のまち南種子」を推進してまいります。

27年目を迎える日本一の宇宙留学制度については、小規模校における教育の相乗効果に加え、本町における交流人口の拡大、移住・定住促進の重要施策として家族留学を増やし、一層の充実を図ってまいります。

また、JAXAや宇宙関連企業との連携、分散型の小中一貫教育の推進を図り、「地域とともにある学校」の視点に立った学校教育の振興を進めてまいります。

学校施設の整備については、南種子町学校施設等長寿命化計画等に基づき、計画的な整備を進めてまいります。

また、学校や地域での「食育」を推進し、南種子町産の米、野菜、魚などを活用した「地産地消」への取組、安全でおいしい「学校給食」の提供に努めてまいります。

保護者負担の軽減と少子化・定住対策として、学校給食費の無償化を継続してまいります。

これらの教育施策の推進により、子供たちが将来、町内や町外どこでも活躍できる生きる力の育成に努めてまいります。

社会教育については、町民が心豊かで温もりと生きがいに満ちた活力あるまちづ

くりのため、「町民一人、一学習、一スポーツ、一ボランティア運動」を推進し、学習機会、学習活動の環境整備に努めてまいります。

また、各種関係団体との連携及び活動の支援により、青少年の健全育成や家庭教育の充実を図ってまいります。

さらに、これからの地域の在り方を住民自らが考え、行動していくために、地区単位での「地域活性化プラン」の策定を推進してまいります。

文化芸術の振興については、文化芸術活動を鑑賞、参加、創造することができる環境の整備に努めるとともに、赤米文化交流の実施など地域に根差した自主的な文化活動と文化交流を推進してまいります。

文化財の保護活用については、本町の貴重な文化財を次の世代に伝えるために、文化庁と連携を図り「種子島の盆踊」の記録調査及び埋蔵文化財の発掘調査を行います。

また、国重要文化財「広田遺跡出土品」や県史跡「横峯遺跡」などの適切な管理を行うとともに、広田遺跡ミュージアムを拠点とし、観光やまちづくりなどへの積極的な活用を図ります。

社会体育については、町民の健康増進や体力・競技力向上に向け、体育協会を中心とするスポーツ団体の支援と、スポーツ活動の環境整備に努めてまいります。

次に、税務についてであります。自主財源確保は非常に重要な行政課題であることから、課税客体の適正な把握に努めてまいります。

収納については、滞納整理体制の強化を図りながら、法に基づいた滞納処分を適正に実施し、新規滞納者の減と滞納税額の縮減に努めてまいります。

また、納税者の収納に関する利便性の強化を図るため、令和4年度よりコンビニエンスストア等による町税等の収納業務を開始いたします。

国民健康保険事業は、県との共同保険者として運営をされておりますが、保険税率の決定や賦課徴収業務は町が行うこととなっていることから、県との連携により安定した運営と税負担の公平性を図ってまいります。

地籍調査事業は、土地の最も基礎的な情報であり、個人の土地取引や公共事業等の円滑な推進のため、早期完了を目指します。

今年度も荃永地区の一部を実施してまいります。

次に、企画部門であります。第2期「トライタウン南種子町 宇宙・歴史・文化の町 総合戦略」（令和2年度～令和6年度）に基づき、施策を展開し、PDCAサイクルの下に、継続的な取組改善に努めます。

種子島ロケットコンテスト大会の開催や新型基幹ロケットの打ち上げも想定をされることから、関係機関との連携を図り、関係人口の創出に努めてまいります。

また、町民の自由な発想による「南種子町未来会議」などにより、引き続き町民総力のまちづくりを進めてまいります。

宇宙開発の促進については、今年度はH-IIAロケット2基の打ち上げが予定をされております。支援対策を図り、ロケット関連資機材の円滑な輸送と宇宙開発事業の推進のため、関係団体等と連携を図り要請活動を展開してまいります。

地域おこし協力隊制度については、昨年12月締結をいたしました「有機農業」を軸とした地域活性化に関する包括連携協定を推進するため、2名の有機農業隊員を委嘱、また、種子島宇宙芸術祭による地域活性化を図るため、2名の隊員を任用し、新たな取組の支援を推進してまいります。

特定地域づくり事業協同組合制度については、令和3年度に説明会等の開催により周知を行ってまいりましたので、令和4年度は組合の設立に向け関係者との調整、町としての支援を図ってまいります。

地域公共交通の確保については、大型バスや小型バスによるコミュニティバスの運行により、交通弱者の交通の確保と利用者の利便性向上を図ってまいります。

また、種子島広域における、種子島空港バス路線及び種子島幹線バス路線については、路線の確保と今後の交通確保対策について種子島地域公共交通活性化協議会において、調査・研究を進めてまいります。

自然保護については、ふるさと南種子の自然環境を守り育て、次世代に引き継いでいくために、自然保護監視員による監視活動、ウミガメ保護監視活動を実施してまいります。

統計調査事業については、就業構造基本調査をはじめとする各種調査を実施してまいります。

人材育成事業については、青少年における海外ホームステイ体験による人材育成を目指して「南種子町青少年人材育成海外派遣事業」への支援を行ってまいります。

友好都市との交流親善については、訪問団の受入れや訪問を行い、特産品等における相互交流を行ってまいります。

自衛隊馬毛島基地の整備計画については、南西地域における自衛隊の訓練施設、緊急時の活動場所を整備することが、我が国の防衛上、また安全保障上、極めて重要であると認識をしており、町議会や各団体と一体となり、受入体制を図ってまいります。

本町は、種子島宇宙センターや鉄砲伝来をはじめとした観光資源の豊富な町でありますので、その個性を生かした観光振興を図ってまいります。

観光イベント事業については、令和3年に1市2町による種子島宇宙芸術祭実行委員会については解散をいたしましたので、イベント等における感染拡大防止ガイ

ドラインの遵守をした上で、新たなイベントとして文化庁の文化芸術創造拠点形成事業を導入し、種子島宇宙芸術祭を本町単独で立て直し実施をするとともに、ロケット祭の開催をはじめイベントの開催に支援を行ってまいります。

観光施設整備については、令和4年度完成に向けて引き続き県の地域振興推進事業を活用し門倉岬公園の補修工事を実施し、安心・安全な観光施設の整備に努めてまいります。

商工業の振興については、購買力の流出防止や明るく元気な商店街づくりを推進するため、商工会、スタンプ会及び特産品協会等各団体の支援を図ってまいります。

また、新型コロナウイルス感染症において、影響を受けている事業者等についても、商工会と連携を密にし、町としてのサポートを行ってまいります。

特定有人国境離島法関係については、交付金を活用し、創業または規模拡大を支援することで雇用機会の拡充を図り、あわせて南種子町観光応援プラン事業の導入により、滞在型観光促進事業の推進に努めてまいります。

消費者の安全確保については、高齢者消費のトラブル防止など関係機関と連携をした相談・啓発活動に取り組むとともに、安定した消費者行政の推進に努めてまいります。

移住・定住対策については、令和3年度において、宇宙留学等含めて15世帯36名の定住実績となっており、空き家バンク制度については、きめ細やかな情報発信等のサービスを行い、空き家の活用・解消とあわせてさらなる促進に向けて全力で取り組んでまいります。

また、住宅建築や購入・空き家改修補助制度「南種子町移住定住促進補助」の積極的な活用を推進するとともに、民間企業と行政が連携をして公共サービス等を行う「PPP」事業により、住宅問題の解消に向け検討を進めてまいります。併せて、離島活性化交付金を活用した集落再編整備による空き家改修工事も実施をいたします。

さらに、南種子町定住促進実行委員会に支援を行い、婚活や移住サポート移住体験等の実施に向けた取組を行ってまいります。

観光物産館運営については、「観光物産館運営会議」と町内各事業者との連携を図りながら、引き続き健全運営に努めてまいります。

ふるさと納税につきましては、毎年本町を応援していただく全国の方から寄附金をいただいております。本町の貴重な財源となっております。

ウェブや民間ポータルサイトを活用した広告と、サイト事業者とさらなる連携を密にし、南種子町ならではの特産品と体験型返礼品の造成を行い、魅力をさらに高め、ふるさと納税の推進に努めてまいります。

また、企業等の情報共有を行い、企業版ふるさと納税制度の活用を推進をし、地方創生の取組を推進をします。

企業誘致については、地域経済の活性化と移住・定住、地方への新しい人の流れを創出するために令和3年度に整備しましたサテライトオフィスを活用した取組を推進し、関係機関との連携を密にし、情報収集に務め、幅広い業種の企業誘致に努めてまいります。

デジタル推進については、民間の専門知識を導入するため組織の態勢を整え、国の推進するデジタル技術を活用した行政のDX及び地域のDXの本町に最も適した形を検討し、自治体DX推進計画を作成、計画的な推進を図り、行政の業務改善・住民の利便性の向上に努めてまいります。

次に、行政諸般の施策についてであります。多種多様で高度化する住民ニーズや地方分権の進展に対応するため、職員の一層の資質の向上と職場の活性化に取り組んでまいります。

また、女性が活躍できる風土を築き、男女が全ての職場で平等に安心して働きやすい環境づくりに取り組んでまいります。

安心・安全なまちづくりに向けて、関係機関・団体等と連携強化を図るとともに、より具体的な協力体制の確立と、指定避難所の拡充及び運営体制の充実に努めてまいります。

また、自然災害を想定した住民参加型の防災訓練の実施や、各種研修会を通じて自助・共助の意識の高揚と地域防災力の強化を図ります。

選挙においては、任期満了による第26回参議院議員通常選挙が執行予定であり、また令和5年4月執行予定の県議会議員選挙及び町長・町議会議員選挙の準備作業も年度末より必要となってくるため、選挙の公正な執行と明るい選挙を推進するための啓発活動に積極的に取り組んでまいります。

次に、行財政改革についてであります。本町の歳入は新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う経済活動の停滞等により、今後町税や各種交付金の減収が見込まれ、歳出では義務的経費である扶助費が増加傾向となるなど、財政の硬直化が危惧されているところであります。

厳しい財政状況下においても、町政運営を安定的かつ持続可能なものとするために、財政の健全化は最重要課題でありますので、一層の行財政改革を推進し、行財政運営に取り組んでまいります。

次に、予算、各議案について一括して御説明を申し上げます。

まず、議案第18号から議案第22号の令和4年度予算の主な内容について申し上げます。

令和4年度一般会計予算の総額は58億4,000万円となり、前年度当初予算に対して0.9%の増となりました。

また、特別会計については、国民健康保険会計が9億1,308万8,000円で3.3%の減、介護保険会計が前年度同額の7億3,400万円、後期高齢者医療保険会計が9,513万7,000円で6%の増、特別会計の総額で17億4,222万5,000円となりました。

水道事業会計については、事業活動に伴う収益的収支は、収入が2億2,230万7,000円で、支出が2億4,657万6,000円となっており、資本的収支は収入が1億4,639万4,000円で、支出が1億9,299万1,000円となりました。

それでは、一般会計の概要について申し上げます。

まず、歳入についてであります。

町税については、令和3年度の実績見込みや町内の経済状況を勘案し、2.1%減の7億4,109万1,000円を計上しております。

次に、地方譲与税等の交付金については、令和3年度実績見込みと地方財政計画を勘案をし、前年度比1.6%増の1億9,608万7,000円を計上しております。

次に、地方交付税については、算定方法の改正等の諸要因を勘案し、前年度比4.7%増の24億5,000万円を計上しております。

次に、国庫支出金・県支出金については、国・県の予算措置状況に十分留意し、補助事業の歳出に見合う額を計上しております。

次に、繰入金については、減債基金・財政調整基金、目的基金などから総額で前年度比9.2%減の4億5,046万1,000円を繰り入れることとしております。

また、町債については、過疎対策事業債や辺地対策事業債など、交付税措置のある通常の有利債に加えて、防災・減災国土強靱化事業債などを活用しておりますが、国は令和4年度地方財政対策として、普通交付税については前年度を上回る額を確保している一方、臨時財政対策債の抑制を図ることとしていることなどから、前年度比1.9%減の4億9,660万円となっているところであります。

その他の歳入につきましても、従来の実績等を勘案し、見込み額を計上したところであります。

次に、歳出であります。義務的経費については25億5,930万9,000円で、前年度比0.8%の増となっております。これは、扶助費の増が主な要因であります。

次に、投資的経費については6億4,757万7,000円で、前年度比3.1%の減となっております。

主な事業といたしましては、大川団地公営住宅建設事業8,541万5,000円、生活道路対策事業5,258万9,000円、本町共栄線災害防除事業4,427万2,000円、島間消防詰所整備事業4,205万2,000円、育苗ハウス整備事業2,384万6,000円、宇宙ヶ丘公園整

備事業1,300万円、その他、一般廃棄物処理施設補修工事、種子島南部観光周遊ルート整備事業、堂中野線道路改良事業、橋梁長寿命化修繕事業などであります。

次に、その他の経費については26億1,311万4,000円で、前年度比2.1%の増となっております。

主なものとしたしましては、ふるさと納税受注管理業務等手数料8,520万円、公立種子島病院組合負担金2億800万円、熊毛地区消防組合負担金1億6,076万8,000円、介護保険特別会計繰出金1億3,788万9,000円、みなみたね宇宙のまち応援基金積立金6,480万1,000円などあります。

以上、令和4年度の一般会計予算の概要について申し上げましたが、特別会計を含め詳細については、後ほど予算審議の折に御説明を申し上げます。

次に、議案第13号から議案第17号の令和3年度補正予算について、概要を申し上げます。

今回の一般会計補正予算は、各事業の確定及び実績見込みによる今後の所要額の改正をするもので7,986万4,000円を減額し、予算の総額を63億427万1,000円とするものでございます。

特別会計補正予算及び水道事業会計補正予算については、いずれも各事業の確定及び実績見込みによる今後の所要額の補正をするものでございます。

次に、条例案件について御説明を申し上げます。

議案第3号は、南種子町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についてでございます。行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第4号は、南種子町サテライトオフィスの設置及び管理に関する条例制定についてでございます。南種子町サテライトオフィスの設置に伴い、条例を制定するものでございます。

議案第5号は、南種子町定住促進空き家活用住宅の設置及び管理に関する条例制定についてでございます。定住促進空き家活用住宅の設置に伴い、条例を制定するものでございます。

議案第6号は、南種子町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。国家公務員に係る非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和等が令和4年4月1日に施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第7号は、南種子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。令和3年の人事院勧告を踏まえ、本町職員の期末手当の支給

率の改定について、国に準じた措置を講ずるため、所要の改正を行うものでございます。

議案第8号は、南種子町債権管理条例制定についてございまして、町の債権管理について公正かつ適正な債権管理の一層の適正化を図る必要があることから、条例を制定するものでございます。

議案第9号は、南種子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてございまして、放課後児童クラブの職員配置基準を緩和するため、所要の改正を行うものでございます。

議案第10号は、南種子町の一般住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてございまして、西之平野住宅の改修に伴い、家賃の改正を行うものでございます。

議案第11号は、南種子町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定についてございまして、消防庁及び国税庁より消防団員の報酬等の基準等が示されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、事件案件について説明を申し上げます。

議案第12号は、南種子町農業者休養施設の指定管理者の指定についてございまして、平山地区生産組合を指定管理者に指定するものでございます。

次に、人事案件について御説明を申し上げます。

諮問第1号は、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてございまして、法務大臣が委嘱をする人権擁護委員の推薦について、議会の意見を求めるものでございます。

今期定例会に提案をしております案件は、以上21件でございますが、このほか追加議案といたしまして、条例案件1件を予定しております。

各議案の詳細につきましては、議案審議の折に担当課長から説明を申し上げますので、よろしく御審議方お願いを申し上げます。

以上、施策の基本方針と各会計補正予算など各議案について御説明申し上げましたが、依然として厳しい財政環境を踏まえ、行財政改革をさらに推進し、行財政基盤の強化に努めながら、町民福祉の向上と町政振興を図り、希望のもてる活力あるまちづくりに取り組んでまいる決意であります。

議員各位をはじめ、町民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げまして、施政方針といたします。

○議長（広浜喜一郎君） これで令和4年度施政方針並びに提案理由の説明を終わります。

ここで11時10分まで休憩します。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時09分

○議長（広浜喜一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 請願陳情委員会付託

○議長（広浜喜一郎君） 日程第6、本日までに受理した請願、陳情はお手元に配付しました請願陳情審査文書表のとおり、所管の委員会に付託しましたので、報告します。

日程第7 議案第18号 令和4年度南種子町一般会計予算

日程第8 議案第19号 令和4年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計予算

日程第9 議案第20号 令和4年度南種子町介護保険特別会計予算

日程第10 議案第21号 令和4年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計予算

日程第11 議案第22号 令和4年度南種子町水道事業会計予算

○議長（広浜喜一郎君） 日程第7、議案第18号令和4年度南種子町一般会計予算から日程第11、議案第22号令和4年度南種子町水道事業会計予算までを一括して議題とします。

議案第18号から議案第22号までの令和4年度予算案5件について順次説明を求め、総括質疑を行います。

以上の議案については、後もって各常任委員会に付託して審議することになっております。

初めに、議案第18号令和4年度南種子町一般会計予算について説明を求めます。

総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 議案第18号令和4年度南種子町一般会計予算について御説明申し上げます。

令和4年度一般会計予算については、先ほど町長から予算編成方針及び提案理由の中で概略御説明申し上げましたので、私から本日配付しております令和4年度当初予算資料A4サイズの3枚つづりに沿って増減の大きいものを中心に概要の説明を申し上げます。

それでは、1ページをお願いいたします。

一般会計の歳入総額については58億4,000万円で、前年度比0.9%、5,300万円の増となっております。まず、町税については、7億4,109万1,000円で、前年度比

2.1%の減となっており、令和2年度から3年度における新型コロナウイルス感染症拡大に伴う徴収猶予の関係によるものであります。

次に、地方譲与税から地方特例交付金については、令和3年度の実績見込と令和4年度地方財政計画を勘案し試算しております。

次に、地方交付税については、国は令和4年度の地方交付税総額を前年度比出口ベースで3.5%増としており、算定方法改定等の諸要因を勘案し、前年度比4.7%増の24億5,000万円を計上しております。

次に、使用料及び手数料については、9,790万4,000円で前年度比4.6%の増となっており、観光物産館使用料、サテライトオフィス使用料、住宅共益費の増などによるものであります。

次に、国庫支出金、県支出金については、国、県の予算措置状況に十分留意し、補助事業の歳出に見合う価格を計上したところであります。国庫支出金は6億5,598万9,000円で、前年度比0.3%の減となっており、障害者自立支援給付費負担金や住宅建設にかかる防災安全社会資本整備交付金の増、地方創生臨時交付金や地方創生テレワーク交付金などの減によるものでございます。

県支出金は4億3,151万2,000円で、前年度比10.8%の増となっており、障害者自立支援給付費負担金や地籍調査事業補助金、種子島周辺漁業対策事業補助金の増などであります。

次に、寄附金については、前年度同額の1億5,000万円を見込んだところでございます。

次に、繰入金については、4億5,046万1,000円で、前年度9.2%の減となっております。目的基金を活用しながら、財源不足分については財政調整基金から繰り入れを行ったところでございます。繰入額、充当状況は5ページに記載してありますので、お目通しをお願いしたいと思います。

次に、諸収入については1億328万7,000円で前年度比30.2%の減となっており、畜産担い手育成総合整備事業の増、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の減によるものであります。

次に、町債については、過疎対策事業債や辺地対策事業債などの交付税措置のある通常の有利債に加えて、防災減災国土強靱化事業債などを活用しておりますが、国は令和4年度地方財政対策として普通交付税については前年度を上回る額を確保するとしている一方、臨時財政対策債の抑制を図るとしていることなどから、前年度比1.9%減の4億9,660万円となっております。起債事業の内訳については、4ページに記載しておりますので、お目通しをいただきたいと思っております。

以上が歳入であります。

次に、歳出を御説明いたします。2ページをお開きください。

歳出については、目的別と性質別について示してあります。目的別比較表から御説明いたします。

まず、総務費については8億5,034万4,000円で、前年度比2.1%の減となっており、サテライトオフィス整備事業の減などによるものでございます。

次に、民生費については、10億7,310万2,000円で、前年度比1.7%の減となっており、温泉センター太陽熱システム利用設備工事の減などによるものでございます。

次に、衛生費については5億3,476万5,000円で、前年度比17.5%の減となっており、新型コロナウイルスワクチン接種関連費用、中南広域斎苑火葬場増改築工事の減によるものでございます。

次に、農林水産業費については、6億3,605万5,000円で、前年度比13.8%の増となっており、育苗ハウス湧水施設改修事業、農業法人経営強化推進事業、種子島周辺漁業対策事業の増によるものでございます。

次に、商工費については、1億911万2,000円で、前年度比4.2%の減となっており、種子島宇宙芸術祭負担金の増、雇用機会拡充事業費、種子島南部観光周遊ルート整備事業費の減などによるものでございます。

次に、土木費については、5億5,526万3,000円で、前年度比27.4%の増となっており、道路建設補助事業費、公営住宅建設事業費の増によるものでございます。

次に、消防費については、2億4,861万4,000円で、前年度比13.8%の増となっており、消防積載車、小型動力ポンプ購入費の増、島間消防詰所整備事業の増などによるものであります。

次に、教育費については5億96万3,000円で、前年度比5.6%の減となっており、中学校通学バス運行管理業務委託、中央公民館屋根防水工事の減によるものでございます。

次に、公債費については7億9,700万円で、前年度比0.8%の減となっており、平成30年度に許可された西野小学校建設事業、令和元年度に許可された堂中野線道路改良事業の元金償還開始、平成22、23年度に許可された上中本村線道路改良事業、平山消防詰所建設事業の償還終了によるものでございます。

次に、諸支出金については、4億4,639万4,000円で、前年度比4.9%の増となっており、水道事業会計補助、各特別会計への繰出金の増によるものでございます。

次に、3ページの性質別比較表をお願いいたします。まず、義務的経費については、前年度比で0.8%、2,115万5,000円の増となっており、障害者自立支援給付費など扶助費の増によるものでございます。

次に、投資的経費の普通建設事業費については、前年度比で3.1%、2,066万

5,000円の減となっており、道路建設補助事業、公営住宅建設事業、島間消防詰所整備事業の増、サテライトオフィス整備事業、温泉センター太陽熱利用システム整備工事の減などによるものでございます。

次に、その他の経費については、前年度比で2.1%、5,251万円の増となっております。まず、物件費については前年度比で3.4%、2,968万2,000円の減となっており、中学校通学バス運行管理業務委託の減によるものでございます。

次に、維持補修費については、前年度比で14.4%、1,728万8,000円の増となっており、旧たばこ乾燥場整備、道路等維持管理業務委託、公園維持管理の増によるものでございます。

次に、補助費については、前年度比で4.5%、5,246万1,000円の増となっており、農業法人経営強化推進事業、種子島周辺漁業対策事業、水道事業会計補助の増などによるものでございます。

次に、繰出金については、前年度比で3.7%、1,082万9,000円の増となっており、各特別会計への繰出金の増によるものでございます。

以上、性質別の説明を終わります。

資料4ページと5ページに起債事業の内訳と基金繰入金の充当状況をお示してありますので、お目通しをお願いしたいと思います。

次に、債務負担行為等について説明いたしますので、予算書をお開きください。

表紙から5枚目の裏面をお開きください。

第2表債務負担行為であります。南種子町が借り受ける地籍情報管理システム機器のリース料ほか3件について、期間及び限度額をそれぞれ定めるものでございます。

次に、第3表地方債については、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法について定めるものでございます。

次に、最初のページに戻ります。表紙を開けていただきたいと思います。条文をお願いいたします。第4条一時借入金については、最高額を10億円に定めるものでございます。

次に、第5条歳出予算の流用については、法令等で定められたもの以外で予算で定めるものについて各項に計上した人件費の予算額に過不足が生じた場合における同一管内での各項の款の流用ができることを定めるものでございます。

以上、簡単に説明申し上げましたが、具体的な内容につきましては後ほど設置されます予算委員会の中でそれぞれ担当課より資料に基づき御説明申し上げますので、よろしくお願ひしたいと思います。

これで、令和4年度一般会計予算の説明を終わります。

○議長（広浜喜一郎君） これから、質疑を行います。

質疑は基本的事項についてお願いします。質疑ありませんか。

8番、小園實重君。

○8番（小園實重君） ただいま一般会計当初予算の概要について説明を受けたところでありますが、トータルとして義務的経費が0.8%増、投資的経費については3.1%のマイナスであります。前年度の当初予算対比でほぼ同額の予算案になっているようですが、特にこの投資的経費を政策的な趣を濃ゆくしていくためには現年度も町長がふるさと納税応援基金の増額に努力を傾注してまいるといことで、広告費も特別に補正予算も計上をされたところでありましたが、本年1月末現在では予算現額に達していない状況であります。施政方針でも述べられたように、企業版のふるさと納税の収入に努力を払っていききたいという部分の発言もありましたが、この町債の中でも臨時財政対策債が一般財源化される部分もあったりして、相対的な単年度の町債発行額をこれまで概ね4億円台をベースに心がけてきた昨今であります。少々オーバー気味となっております。どうしても自由に使える一般財源の確保については、このふるさと応援基金の増数が1番期待をされるし、努力をしなければならぬ収入款だと思います。

施政方針では概略的に申し上げられましたが、年度間においてどのような努力がはらわれていくのか、新たな増額に向けての手法があるのか、その辺をちょっとお聞かせいただいて、政策的な反映がされるように望みたいから問うところであります。お願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） この予算については、額的に言いますと、昨年と同じような形での計上になっております。査定の中において、これまで一般質問の中においてもいろいろ出てきた案件についても検討をし、私の最終の段階までは予算を計上しておいたものもあります。また17日一般質問もありますのでそこで答弁をいたしますが。

ただ、これはいろんな関係者がおられて、そういう関係のところにも意見を聴取したところ、どうしてもそこをクリアできる部分が多かったところにおいては、今回の予算の計上にいたらなかったところもあります。そういったところで、若干の投資的経費の部分については私が考えておいたものよりは若干下がった部分はあります。

ただ、財源についても、これまでどういう根拠でもってこの4億くらいというそういう考えが整理をされてきておったかというのは私はそこは詳しくは分かりませんが、町債が発行が非常に大規模なものがどんどんなされておって、そして、

町債残高が非常にこの財政運営を圧迫するような状況であれば、当然そこはそこで今後の方向、その範囲の中でやっていかなければならんというふうに思います。しかし、事業をどうしてもやっていく上においては、議員もお分かりだと思いますけど、やっぱり今過疎債であったり、辺地債であったり、辺地であれば今年度のこの借金に対して8割交付税で入ってくるわけですから。それと今防災減災であったり、ほとんど過疎と変わらないようなこういう事業組み立てを国のほうがしていただいておりますので、私としてはそういう事業に乗せてやれるものについては当然事業組み立てをやって、こういう起債を活用しながらやっていく。そうでなければ、地方のこの財政運営はできないというふうに思っております。

そういった中で、当然返していくお金が非常に圧迫するような状況にならんようにそこはうまく財政を組み立てなければならんと思いますが。そういった中で、議員からの御指摘のとおり、現状においてそういう一財をしっかりとやっぱり確保していくというのは非常に重要なことだと思います。3年度の3月の補正においても、当初は何とか基金からの繰入もしながら予算編成をします。こちらの見通しのとおり交付税も全てそこに投入をするわけにまいませんので、ここは財政のあり方だということで御理解をいただきたいと思いますが。最終的には、3月もこれまでの基金繰入をしていたものについては、全額基金に戻し入れることができました。なおかつ、将来を見据えて、今この農政の関係で基腐れであったり、非常に窮屈な部分もあるし、ここの立て直しをやらなければならんということで、農業振興基金に新たに2,000万円ほど積み立てたところでもありますけれども。そういうふうなことが自由にできて、また基金造成もやれるようなそういう環境を作らんといかんと思いますが。まずは、1億5,000万円をクリアしたいということで、ふるさと納税も指示を出し、3年度職員も頑張ってくださいました。そして、年間通じてのこのサイトの枠についても希望をいたしました。枠は全部それぞれの自治体もやっぱり手を挙げておられまして、私どもの町に配分がきたのが3か月か4か月分だけのその枠の設定だったと思います。

当然このこういったサイトであったり、こういう民間の事業者の力も借りながらやっていくというのは非常に重要なことであって、ここと各自治体で工夫してやっているやり方がいろいろ違いますけど、町村週報の中で私も見ましたけれども、埼玉県で1,000万円も寄附がなかったところが、短期の間に10億円を超えるそこまでもっていった町村があります。ちょっと離島と関東の周辺地域ということでまたちょっと違うところもあるかもしれませんが、そこが各自治体にもいろんなノウハウ、有効な手立てについて勉強する意思があるのであれば、そういうこともしっかりと教えてもいいというようなそういうことがありましたので、そこは職員、

そしてまた副町長以下で調査をしてほしいということで申し上げておりましたけれども。これも今コロナの中で全然動ける状況ではありませんでした。そしてまた、そういう申し入れをしましたが、年明けてからこういう状況でありましたので、先方からもお断りをちょっとしたいということでもありますので、これは時機を見てそういうところの勉強もさせていただきたいと思いますが。

議員おっしゃるとおり、ふるさと納税は企業版もそうですし、これをしっかりとまた取り組んで成果を私は出していかなければならんと思っておりますので、そこについては今後努力をしてまいりますので、そういうふうに御理解いただきたいというふうに思います。

財政のことについてはいろいろあり方がありますが、そのほかこういう自主財源確保ができるものをいろいろ私も自分の頭の中におきながら職員といろいろ話をし、将来のいろんなやらなければならないことが南種子にも大変多くございますので、そこをどういうふうな財源組み立てでやるかということは常にいろいろ考えながらやっているわけでありまして、このふるさと納税に限らずほかのことについてもまたいろいろ議員の皆様方にも御相談させていただけることがあれば、そこはしっかり全協なりで御説明をしたいと思います。

また、事業のあり方についても、今民間の企業といろいろ協議をさせていただいているところがあります。これについても若干施政方針の中でも述べましたが、全てをこの行政が住宅整備についても何もそうですけど、何もかもやっぱり使える交付金を使って、そして財源を町が出して作るようなことだけではなくて、やっぱり民活を利用して作っていただいて町がそれを利用していくようなやり方というのは当然今後必要になってくると思いますので、そこも今調査中でありまして、ある程度の方が見えましたら議員の皆様にもそこは御相談もさせていただきたいというふうに思っています。そういうことで、今後しっかり財源も含めてそこは努力をしてまいりたいというふうに思います。

○議長（広浜喜一郎君） 8番、小園實重君。

○8番（小園實重君） 私が町債の発行額に予算額に対して触れたのは、説明を加えたいと思いますが、4億、5億台という話は平準化したときの考え方だと私は理解をしております。当然に必要性に応じて大規模な公共事業をしなければならないこともあるでしょう。災害的なこと、コロナ的な今回の今般のような事象があったり、メリハリは当然発生して対応しなければなりませんので、そのように理解をしていただければありがたいと思います。要は、自主財源規模に応じた償還額を見込んだときに、という考え方にたたれたらいいのかなと思う次第です。

ちなみに、3年度末現在の町債の残高が55億8,000万円余り。次年度、4年度末

の見込みとして52億9,600万円程度に減るということでもありますので、その辺は町長もこれまで職員時代も財政担当も担ってきて、十分熟慮をされていることと信用いたしております。果敢に攻める町政ということで、町民の福祉の向上のためにその中の経済活性化を含めて一財の調達を傾注していかなければならないと思う考えであります。

当然に福祉的な増数がされていく背景もありますので、どうしても入るを量るという努力を、意気込みを伺った次第であります。コメントがあれば答弁ください。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 御指摘のとおり、この財政、特にこの地方債の残高とのあり方については、しっかりやってまいりたいと思います。ただ、起債制限比率もあったり、以前私がいるときに繰り上げ償還をして適正化計画を作った経緯があります。それに基づいて、大体それに準じた形で今もずっと続けてきた考え方で整理をされてきていると思います。

ただし、その結果適正化計画の中で一時その比率の上ったものがそこに繰り上げ3億円ほど確かあのときしたと思うんですけども。それによって、また比率についても下がってきておる状況でありますから、そこはそこでしっかりとそういったものを見極めながら対応してまいりたいと思います。現在、この事業をやるときに、4年度においては育苗ハウスであったりいろんなものをこうずっとやっております。そして、当然島間の消防詰所などこういったものもやらなければならない事業もありますが、こういったものは国庫の補助事業、どんだけいろいろ探してもないんです。ですから、私としてはこれはもう一般財源というよりもやっぱり有利債にこういったものを載せていくしかないということで、当然7割ないし辺地であれば8割の交付税バックがあるものを活用する以外はないというふうに思っております。

あと、いろんな事業をやりますが、空き家改修であったりそれから滞在型観光応援プラン事業とかも今年も有機農業の産地づくりであったり自然の家の改修もしますけれども、ほとんどこれは職員に引っ張れる国庫補助を探せということで、私どもも国から引き出せる金はしっかりと引き出して、補助事業に乗せるものをしっかりと乗せていくというそういうスタンスで職員にも指示をしております。この宇宙芸術祭の立て直しであってもこれも文化庁の予算をまた導入をしますし、そういう方面でも努力をしながらしっかりとやってまいりますので、また御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに質疑はありませんか。

1番、濱田一徳君。

○1番（濱田一徳君） 令和4年度の一般会計予算、見させてもらったんですけど、大

変な先ほどのこれだけの予算を組んでおられます。そこで、去年国の方針でまちづくり公社ができました。1年経ちました。今年約1億円ぐらいの予算がまちづくり公社のほうに出ておりますけれども、1年経って、当然検証をしてこの予算も組んだと思うんですけど、全体的な検証結果というのもう1年経ってメリット、デメリット、こういうのも当然出てきたと思うんですね。そういうのも知らせてもらうべきじゃないかなというふうに感じた次第です。当然この検証結果に基づいた予算ということは十分分かっておりますけれども、今後また具体的に検証をお願いしたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） これまで経過をして、そしてこのまちづくり公社については町のほうで雇用しておりました会計年度任用職員制度との関わりも踏まえて、この公社を設立をいたしました。そしてまた、経過をしてそういう検証もしながら、1番いい形でまた雇用の面もそうですし、住民に直結した形でこれが業務のほうで遂行されるようにそこは話をしているところであります。公社の理事長が副町長になっておまして、そこはいろんな協議をこれまでも重ねていると思いますので、今後もしっかりやっていただけたらと思いますから、何かありましたら副町長のほうから一言話をさせます。

○議長（広浜喜一郎君） 副町長、小脇隆則君。

○副町長（小脇隆則君） まちづくり公社の関係ということでございまして、この金額についてはほとんどが人件費にかかる経費になってございます。これまで道路の草払いとか公園の整備とかいうものにつきましても、建設課のほうで中心になってやっておったわけですが、まちづくり公社のほうに事務局を置いて、それぞれの部門の管理をするという面では非常に充実してきていると私は思っております。住民のほうもこれまで以上に対応も早いということで聞いておりますので、今後この検証については当然していかなければなりません、充実を図ってまいりたいと思います。

あと、会計年度につきましても、定年が60歳で一応終わりということになっていきますけど、まちづくり公社については最長65歳までの雇用ができるというようなメリットもありまして、部門においてはそのように対応をしてきているところがございます。そのほかについても、移行したほうがいいのかという職種があれば今後対応していくという考え方でございます。

○議長（広浜喜一郎君） 1番、濱田一徳君。

○1番（濱田一徳君） 非常にスムーズに順調に業務が進んでいるというのであれば、非常にありがたいことです。今後も検証を重ねていって、町のためにどうなのかと

いうことをしっかりと検証しながら推進してもらいたいと思います。

以上です。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

次に、議案第19号令和4年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計予算について説明を求めます。

総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 令和4年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計予算の概要について、御説明申し上げます。

鹿児島県内の市町村国保における医療費は令和元年度が1,758億円で、対前年度比で0.97%、約17億円の増となっておりますが、1人当たりの医療費の県平均は平成30年度が44万1,000円、令和元年度では45万3,000円であり、医療の高度化や新薬の適用等により年々増加傾向にあります。本県における令和元年度国保財政の収支状況につきましては、国庫支出金精算後の単年度収支差引額は2億4,500万円の黒字であり、決算補填等を目的とする法定外繰入金32億5,700万円を差し引くと、30億1,200万円の赤字となっております。国保税は国保需要の財源となるものであります。本町における保険税の状況は現在確定申告の期間中ですが、畜産は例年と変わらず順調です。農産物におきましては、でん粉用甘しょや安納いもについては基腐病の発生もあり、生産額が減少している状況にあります。その他の作物においては例年並みの生産が見込まれる状況です。

なお、国保税の令和2年度徴収率は97.09%で、県下で10番目となっているところでございます。

医療費につきましては、健康増進の基本であります特定健診と特定保健指導の実施率60%を目指し、人間ドックや各種検診費用の助成をはじめ、本町の健康課題の解決につながる健康増進対策に取り組み、医療費の適正化を図ります。

令和4年度の予算総額は9億1,308万8,000円となり、昨年度と比較しますと2,878万8,000円、3.25%の増となっております。

以上、概要について御説明申し上げましたが、詳細については予算委員会の折御説明申し上げますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑は基本的事項についてお願いします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

次に、議案第20号令和4年度南種子町介護保険特別会計予算について説明を求めます。

総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 議案第20号令和4年度南種子町介護保険特別会計予算の概要について御説明申し上げます。令和4年度は「高齢者もその家族も住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり」を基本理念にした第8期の介護保険事業計画の2年目となります。事業計画に基づき、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる地域包括ケアシステムの構築を見据えて、2025年に向けて中長期的な視点で取り組み、地域包括支援センターなどの体制を強化し、公民館や介護保険事業所など関係団体と連携をしながら住民主体の介護予防活動の支援などを図ってまいります。介護保険料は所得金額等に応じた段階設定となっております。令和3年度から令和5年度までの第8期計画では、これまでと同様、所得水準に応じてきめ細やかな保険料設定を行う観点から、標準段階の9段階とし、今期の保険料基準額は月額5,900円、年額7万800円と予定しているところでございます。

今後のさらなる高齢化に伴い、介護費用増加と保険料負担水準上昇が避けられない中、制度を持続可能なものとするため、引き続き消費税による公費を投入して低所得者の保険料軽減を行う仕組みを設けております。被保険者への理解を図りながら適正賦課及び収納に努めてまいります。

令和4年度の予算額は前年度と同額の7億3,400万円となっております。

以上、概要について御説明申し上げましたが、詳細につきましては予算委員会の折、御説明申し上げますのでよろしくお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑は基本的事項についてお願いします。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

次に、議案第21号令和4年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計予算について説明を求めます。

総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 議案第21号令和4年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計予算の概要について御説明申し上げます。高齢者の方が安心して医療を受けられるよう、高齢者医療制度を含む社会保障全般の安定強化が求められており、国におきましては今後とも持続可能な制度となるよう検討が進められております。

今後の医療費の動向などを踏まえ、後期高齢者医療の保険料率は2年ごとに見直しを行いますが、令和4年度と5年度にかかる保険料に適用される保険料率は均等

割が5万9,900円、所得割が10.88%となっております。

また、賦課限度額に関しましては、医療給付費の増加が今度見込まれる中、被保険者の納付意識の影響、中間所得層の負担のバランス等を考慮して賦課限度額を2万円引き上げ、66万円となっているところでございます。

本町における令和4年度の予算総額につきましては、9,513万7,000円で昨年度と比較しますと539万2,000円、6.0%の増となっております。

以上、概要について御説明申し上げましたが、詳細につきましては予算委員会の折御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑は基本的事項についてお願いします。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

次に、議案第22号令和4年度南種子町水道事業会計予算について説明を求めます。水道課長、河野容規君。

○水道課長（河野容規君） 令和4年度南種子町水道事業会計予算の概要について御説明申し上げます。予算書1ページをお開きください。

第2条は業務の予定量です。これまでの実績に基づき給水戸数を3,395戸、年間の総給水量を67万6,313立米、1日平均給水量1,853立米を予定し、主要な建設改良事業は3件で、総額1億5,202万円を予定しています。

第3条は収益的収入及び支出の予定額です。収入の事業収益を2億2,230万7,000円、支出の事業費用を2億4,657万6,000円としております。

2ページをお開きください。

第4条は資本的収入及び支出です。収入合計を1億4,639万4,000円、支出合計を1億9,299万1,000円と予定しています。資本的収入額が資本的支出に対し不足する額4,659万7,000円は当年度損益勘定留保資金4,082万3,000円、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額577万4,000円で、補填するものとします。

第5条企業債については、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法について定めるところです。

第6条一時借入金については、限度額を1億円と定めます。

3ページをお開きください。

第7条予定支出の経費の流用については、予備費を除く収益的支出と資本的支出における各項間に限るものとします。

第8条議会の議決を経なければ流用することのできない経費は職員給与費4,017万1,000円と定めます。

第9条一般会計からの補助を受ける金額は7,000万円です。

第10条たな卸資産の購入限度額を400万円と定めます。

第3条と第4条の主なものについて御説明いたします。予算基礎資料の17ページをお開きください。

まず、収益的収入になります。款の1水道事業収益、項の1営業収益、予定額1億5,047万円です。主なものは目の1給水収益、予定額1億5,000万円が水道料金でございます。

次に、項の2営業外収益、主なものは目の2他会計補助金、予定額336万2,000円は水道事業債の利子分となります。この補助金は地方公営企業繰出基準による一般会計からの補助金です。

続きまして、目の3長期前受金戻入、予定額4,502万1,000円で、固定資産取得時の補助金及び負担金の収益化になります。

次に目の4資産費、繰入収益2,293万8,000円は水道事業債の元金分で、こちらも地方公営企業繰出基準による一般会計からの繰入金です。

18ページをお開きください。

収益的支出となります。

款の2水道事業費用、項の1営業費用が2億2,446万8,000円になります。

内容につきましては、目の1原水及び浄水費、予定額3,063万5,000円で、取水や浄水場に関する経費となります。

主なものは、原水の水質検査手数料や各施設の機械、ポンプ等の修繕に関する経費、施設の動力費と浄水場で使用する薬品費となります。

19ページをお開きください。

目の2配水及び給水費、予定額2,290万5,000円は、配水施設や給水関連の経費になります。

主なものは、漏水工事の修繕業務や水道メーター取替業務などの委託料、浄水の水質検査手数料、配水池や加圧ポンプ施設の動力費となります。

20ページをお開きください。

目の4総係費、予定額6,147万7,000円は、人件費と水道料金の徴収や収納事務、施設維持管理に関する業務の一部を、南種子町まちづくり公社に業務依頼する補助金などの経費となります。

22ページをお開きください。

目の5減価償却費、予定額1億525万1,000円は、土地を除く固定資産の償却費です。

次に、目の6資産減耗費、予定額420万円は、固定資産除却費とたな卸資産減耗

費となります。

次は、項の2 営業外費用、予定額1,907万8,000円になります。

内容につきましては、目の1 支払利息及び企業債取扱諸費、予定額987万4,000円となり、主なものは節の1 企業債利息937万4,000円でございます。

次に、目の2 消費税及び地方消費税は600万円の納付を予定しています。

続きまして、項の3 特別損失3万円は、過年度還付金等が発生したときの予算となります。

23ページをお開きください。

款の3 資本的収入です。

主なものとして、項の1 企業債6,780万円、項の2 国庫補助金2,675万円が、生活基盤施設耐震化等交付金、項の5 工事負担金801万8,000円が、2件の道路改良工事に伴う水道移転補償費、項の7 出資金4,370万円が、生活基盤施設耐震化等交付金事業の出資金で、地方公営企業繰出基準による一般会計からの繰入金となります。

24ページをお開きください。

款の4 資本的支出です。

項の1 建設改良費、予定額1億5,632万円、主なものは目の1 施設改良費1億5,602万円で、道路改良工事に伴う配水管移設工事2件と、各施設の機器更新として水道施設事業改良等工事及び、継続事業で水道施設耐震化等事業中央地区第5配水池築造工事の工事請負費となります。

次に、項の2 企業債償還金が3,567万1,000円は、建設改良企業債償還金でございます。

以上で、概要について御説明申し上げましたが、詳細につきましては予算委員会の折、御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑は基本的事項についてお願いします。質疑はありませんか。8番、小園實重君。

○8番（小園實重君） 基本的なことについて、お尋ねをします。

昨年10月1日から水道使用料金の値上げをいたしました。その後、年度末まで7か月経過することになるわけですかね。今年度の提案額、収益収入支出で約2,400万円、三角であります。どのようにこれを立て直していくという方向性をもって当年度予算案には反映されているのか、町からの特別、資本的には出資もしたり、補助をつぎ込んでいくわけですが、単独予算公営企業は経営が求められているわけですので、どのようにその辺との整合性をとって運営をしていくのか、値上げをしてもなお今年度までは赤字が計上される。何か年かかけて収益的収入と支出が天秤となるようになっていくのか、お尋ねをいたします。

ちなみに、これから経年の関係もあって、多分に改良工事も5か年計画等でずっとやっていくというふうにお聞きをしておりますが、その辺のまた資本的な支出もかさんでいくわけですので、その辺も含めて対応方を求めたい、考え方をお尋ねしてみたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 水道課長、河野容規君。

○水道課長（河野容規君） 水道料金につきましては、10月分より料金改定を行ったところです。水道料金につきましては、20%の増額ということで見込んでおりましたが、コロナの影響等もあり飲食店等が休業していた関係で、収入が見込額より減った状況であります。

料金につきましては、昨年経営戦略を実施しております。昨年、料金の変更を行いました。長期的に検討をして、二、三年ごとに料金改定も必要になってくるのではないかという結果が出ておりますので、そういった状況も踏まえながら、今後料金改定等についても検討していきたいと思っております。

あと、事業につきましては、今年度から3か年計画で中央浄水場の配水池築造工事を行っている状況であります。その後につきましては、漏水等もありますので、管の更新事業等を計画しております。

以上です。

○議長（広浜喜一郎君） 8番、小園實重君。

○8番（小園實重君） 加えて、ポイントはやっぱり原水量の効率といいますか、使用量は容積の量をアップしていく、その辺の努力があらわれなければならないと思います。大変寛容なことだと考えますが、町長の御意見がありましたら、お願いをいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 収入が値上げをして、思うように上がっていない部分については、今課長からもあったと、そしてまたこのコロナの中で、飲食店を含めいろんなところもやっぱり節水をしたり、事業がいろいろできておりませんから、そういうこともあろうかと思えます。ただ、この値上げをするときに、値上げをして全てこれで賄えるようなそういう値上げができて、そういう体制が取れば一番いいと思いますけれども、これは一番の原因は本町において、全てそうですけれどもこれまで担当のほうからそれぞれ今までもこういう値上げをしなければならんという、そういう時期において、そういう提案はあったというふうに伺っております。しかしながら、いろんな絡みがあったわけだと思いますけれども、適正なときに適正な値上げをやっていないと、ずっとそれで引っ張って赤字をここまで引っ張ってきたというのは、私はこれがもう一番、これが今響いているんだろうというふうに思い

ます。

介護であったり、国保についてもそういう方向でいろいろ議論もしてきておりますが、国保については県が一つの取りまとめをやって、そういう県下統一の運営にこれから変わってきますので、それはそれで協議を私どももしていかなければならんというふうに思いますけれども、そういった中で今回の水道料金の改定については、どうしても途中からにおいても私はこの時期においてはやらなければならないということで、ここは運営委員会にもお諮りをし、御理解をいただいたところですが、状況としてはそういう状況でありまして、これはこのままずっと料金改定をせずに済むかという、そういう問題ではないというふうに思います。

最終的には、町民の皆さんの御理解をいただいて、本当に運営がしっかりとできるような方向にもっていかなければなりません。現状としてはこういうコロナ禍の中で、大変な時期の中において私どもも決断をさせていただきました。そして、水道だけでなく、ほかのものも値上げがあって、いろんなものが重なっておりますので、ここについては当面議員にも皆様方にも御理解をいただいて、この中において私どもも何とか乗り越えていきたいというふうに思います。

ただ、状況としては西之表市中種子町においても、今後そういうことも検討するやに伺っておりますし、しっかりと島内そしてまたそれぞれの自治体の状況も踏まえながら、しっかりと検討をさせていただきというふうに思います。どうぞ、よろしく願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

以上で、予算議案の説明と総括質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております予算議案の審議については、お手元に配付の令和4年度一般会計・特別会計、予算委員会分割付託表のとおり、これを付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号から議案第22号までの予算案5件については、それぞれの委員会に付託し、審議することに決定しました。

各委員会は、別紙、日程表に従って審議されるようお願いいたします。

ここで、暫時休憩します。再開を午後1時15分とします。

休憩 午後 0時09分

再開 午後 1時12分

○議長（広浜喜一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第12 議案第3号 南種子町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第12、議案第3号南種子町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 議案第3号について御説明申し上げます。

議案第3号は、南種子町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についてでございます。地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

今回の改正は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止されることに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表で御説明いたします。新旧対照表を御覧ください。

第4条第3項は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止されることから、個人情報の保護に関する法律の規定に改めるものでございます。

第40条は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止されることから第2項を削り、「第3項」を「第2項」とし、「第4項」を「第3項」とし、「第5項」を「第4項」とするものでございます。

附則としまして、この条例は令和4年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。御審議方よろしく願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第3号南種子町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定については原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第4号 南種子町サテライトオフィスの設置及び管理に関する条例制定について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第13、議案第4号南種子町サテライトオフィスの設置及び管理に関する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。企画課長、稲子秀典君。

○企画課長（稲子秀典君） 議案第4号について御説明いたします。

議案第4号は、南種子町サテライトオフィスの設置及び管理に関する条例制定について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本施設は、令和3年度地方創生テレワーク交付金を活用し、整備を進めておりますサテライトオフィスを令和4年度より供用開始するに当たり、設置及び管理に関する条例を制定するものでございます。

それでは、条文をお開きください。

第1条は、条例制定の趣旨についてでございます。

第2条は、サテライトオフィスを設置するための目的と施設の名称並びに位置を定めるものでありまして、名称を「サテライトオフィスみなみたね」とし、「南種子町中之下字中之走1937番地2」に設置するものでございます。

第3条は、使用時間及び休館日を定めるものでございまして、使用時間を午前9時から午後10時までとし、休館日を12月29日から翌年の1月3日までとするものでございます。

第4条は、施設等の管理について定めるものでございます。

第5条は、施設等を使用するに当たり、使用の許可について定めるものでございまして、部屋数につきましては、シェアオフィスが1部屋とレンタルオフィスが3部屋となっております。

第6条につきましては、施設等の使用制限について定めるものでございます。

第7条は、権利移譲などの禁止について定めるものでございます。

第8条は、施設等の使用に対する遵守事項について定めるものでございます。

第9条は、原状回復義務について定めるものでございます。

第10条は、施設等の使用料について定めるものでございまして、シェアオフィスについては90分で800円、1日で4,000円とし、レンタルオフィス1-A、1-Bについては3時間で3,000円、1日で8,000円、一月に45,000円、レンタルオフィス

2については、3時間で1,500円、1日で4,000円、一月で35,000円と定めるものでございます。

第11条は、消費税の加算について定めるものでございます。

第12条は、使用料の免除について定めるものでございます。

第13条は、使用料の減額について定めるものでございます。

第14条は、使用料の不返還について定めるものでございます。

第15条は、損害賠償について定めるものでございます。

第16条は、委任について定めるものでございます。

第17条は、過料について定めるものでございます。

附則としまして、この条例は令和4年4月1日から施行するものでございます。

附則の第2項としまして、施設等の利用に当たり、事前の予約を受け付ける手続等について定めるものでありまして、その行為を公布の日から施行するものと定めるものでございます。

あと参考資料として、施行規則を配付してございますので、お目通し頂きたいと思っております。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑はありますか。1番、濱田一徳君。

○1番（濱田一徳君） サテライトオフィスという最初の事業でありまして、町ですね、条例をつくられておりますけれども、この条例の中にあらゆるところに、この「管理上支障があるとき」とか、「管理上適当でないと認めるとき」、あるいは「その他町長が特に必要と認めるとき」などの文言があちこちに出てきております。それで、規則のほうも今日ちょっと配られていたもんですから、ぱっと見たんですけれども、具体的なあれが書いてないんですよ。

それで、こういう条例をつくる場合、この大まかな規則には載せなくても、大まかにこういう場合はこういうふうに対応しようというような、特に町長が認めるときというのは、こういうのが想定されますよという、そういう検討というのはされておりますか。

○議長（広浜喜一郎君） 企画課長、稲子秀典君。

○企画課長（稲子秀典君） 各条項において、その目的においての項目を記してございますが、それ以外の部分について、その他町長が特に必要なものであったりとか、先ほど申しましたようなことがございますけれども、全てを想定してこういった場合というふうには設定はしていないところでありますけれども、その都度基本的には、この条項にそれぞれ載っているものを基本としますけれども、その都度事案が

発生したときに検討しながらという部分もありますし、規則でまた規則以外に生じる部分についても、必要に応じて検討しながら実施をしていくということになります。

○議長（広浜喜一郎君） 1番、濱田一徳君。

○1番（濱田一徳君） 今企画課長の説明分かったんですけども、やはり私はこういう条例をつくって交付する場合は、前もってある程度のこういう場合はこういう対応をしましょうという問答集というのは、これはつくるべきだなと。これが危機管理の上でも大事なことだと思うんですね。

今具体的なことはまだということでしたけれども、今後まだ十分時間もありますので、やはりおいおいそういうことも検討してやってもらいたいなど。想定問答集なんかはつくっておくべきかなというふうに感じたものですから、この質問を出しました。回答は結構です。

○議長（広浜喜一郎君） 6番、柳田 博君。

○6番（柳田 博君） この中でちょっとお聞きしたいのは、管理者がいるのか、それともこの現場に管理者がいるのかどうかというのをお尋ねしたいと思います。

時間的にも入室するのがルーズじゃないかなというふうに思うところから、管理者は全部企画の窓口で行うのか、そこを伺いたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 企画課長、稲子秀典君。

○企画課長（稲子秀典君） 基本的に施設の中に管理者というのは置かずに、これについては申込みについても電子媒体と、要はインターネット等を通じて申込みをしていただいて、鍵につきましてもカードキーでありますとか、その申込みした際にスマートフォン等に開閉できるデータをお送りして、自動で開閉できるようなシステムを導入するようにしておりますので、何かありましたら、企画課のほうで対応するというふうにしております。

○6番（柳田 博君） 分かりました。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号南種子町サテライトオフィスの設置及び管理に関する条例制定については、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第5号 南種子町定住促進空き家活用住宅の設置及び管理に関する条例制定について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第14、議案第5号南種子町定住促進空き家活用住宅の設置及び管理に関する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。企画課長、稲子秀典君。

○企画課長（稲子秀典君） 議案第5号について御説明いたします。

議案第5号は、南種子町定住促進空き家活用住宅の設置及び管理に関する条例制定について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

この住宅は、令和3年度過疎地域持続的発展支援交付金を活用し、整備を進めております定住促進空き家活用住宅の一部を令和4年4月1日より供用開始するにあたり、設置及び管理に関する条例を制定するものでございます。

それでは、条文をお開きください。

第1条は、条例制定の趣旨でございます。

第2条は、用語の定義を定めるものでございます。

第3条は、空き家活用住宅の設置を定めるものでありまして、名称を「長谷・赤石住宅」、位置が「南種子町中之上1686番地50」であります。

第4条は、入居者の資格を定めるものでございまして、家族留学に限定をするものでございます。

第5条は、入居の申込み及び決定について定めるものでございます。

第6条は、入居者の選定について定めるものでございます。

第7条は、入居手続について定めるものでございます。

第8条は、同居の承認について定めるものでございます。

第9条は、入居の承継について定めるものでございます。

第10条は、家賃の決定及び変更について定めるものでございまして、家賃については月額3万円とするものでございます。

第11条は、家賃の減免または徴収猶予について定めるものでございます。

第12条は、家賃の納付について定めるものでございます。

第13条は、家賃の督促について定めるものでございます。

第14条は、修繕費用の負担について定めるものでございます。

第15条は、入居者の費用負担義務について定めるものでございます。

第16条は、入居者の保管義務について定めるものでございます。

第17条は、長期不在の届出について定めるものでございます。

第18条は、迷惑行為の禁止について定めるものでございます。

第19条は、禁止行為等について定めるものでございます。

第20条は、住宅の検査について定めるものでございます。

第21条は、住宅の明渡し請求について定めるものでございます。

第22条は、立入検査について定めるものでございます。

第23条は、委任について定めるものでございます。

第24条は、過料について定めるものでございます。

附則としまして、この条例は、令和4年4月1日から施行するものとし、第2項において入居の申込に関する事項については、公布の日から施行するものとしてございます。

参考資料として、施行規則を配付してございます。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑はありますか。1番、濱田一徳君。

○1番（濱田一徳君） 8条と9条の関係です。家族留学を対象とした住宅ということで、そうまで問題はないのかなと思うんですけども、8条と9条にちょっと暴力団の関係とか出ておりますけれども、当然これは入居の際に照会なんかもすると思うんですね。情報収集もすると思うんですけども、公安委員会との協定なんか結ばれているのかどうかですね。

あるいは、これ私も以前経験した思いがあるんですけども、住民相談で最初は奥さんと子供だけ独身だと、子連れのだんなはいないということで入ったのが、一時したら旦那が入ってきちゃったと。いろいろ調べてみたら、その筋の関係の人が入ったりとか、あるいはそういうあれには該当はしないんだけど、ちょっとやっぱりふさわしくないという人が入ったりとか、私も数多くそういうのを取り扱ってきました。

それで、これ留学生の関係ですから、そういう問題はまずないとは思いますが、やはり入居させる場合に、しっかりとそこは確認してやってもらいたいと思います。

公安委員会との協定の分だけ教えてもらえば結構です。

○議長（広浜喜一郎君） 企画課長、稲子秀典君。

○企画課長（稲子秀典君） 公安委員会との協定についてですけども、そちらについ

ては協定を結んでいるわけではございませんけれども、今ありましたとおり、規則でその同居承認の申請書も出していただくようになっていきますので、その際にしっかりと調査もしながら、宇宙留学の家族留学の最初の教育委員会での審査もあると思いますので、同居人等については、またこちらでもしっかりと調査をするようにしたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） よろしいですか。

○1番（濱田一徳君） はい、いいです。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号南種子町定住促進空き家活用住宅の設置及び管理に関する条例制定については、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第6号 南種子町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第15、議案第6号南種子町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 議案第6号について御説明申し上げます。

議案第6号は、南種子町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてございまして、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の改正は、国家公務員に係る「妊娠・出産・育児等の両立支援のために講じる措置」が明らかにされ、当該措置のうち非常勤職員の育児休業・介護休暇等の取得要件の緩和等が進められることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表で御説明いたします。新旧対照表を御覧頂きたいと思えます。

第2条第3項は、育児休業及び介護休暇の取得要件のうち、「引き続き在職した期間が1年以上」との要件を廃止し、規定を整備するものでございます。

第26条は、妊娠または出産等についての申出があった場合における措置等について定めるものでございます。

第27条は、勤務環境の整備に関する措置について定めるものでございます。

附則として、この条例は令和4年4月1日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。御審議方よろしく申し上げます。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号南種子町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第7号 南種子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第16、議案第7号南種子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 議案第7号について御説明申し上げます。

議案第7号は、南種子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

地方公務員の給与については、地方公務員法の規定により給与決定に関する原則が定められており、職員の給与は「国及び他の地方公共団体の職員並びに民間の給与を考慮して定めなければならない」と規定されております。

人事委員会を置かない自治体においては、人事院の給与勧告に伴い、毎年給与の改正を実施しておりますが、本町においても、これまで人事院勧告に基づき改正を

行ってきたところでございます。

今回の改正につきましても、令和3年度の人事院勧告に基づき、期末手当の支給率の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表で御説明いたしますので、新旧対照表をお開きください。

第16条第2項は、期末手当の支給率を年間0.15月分引下げるもので、「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の107.5」を「100分の100」に改めるものがあります。

同条第3項は、再任用職員の適用について期末手当の支給率を年間0.1月分引下げるもので、「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に改めるものでございます。

次に、附則についてでございます。

2枚目をお開き頂きたいと思えます。

第1条は、施行期日でありまして、この条例は公布の日から施行することとしております。

第2条は、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置でありまして、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日において、再任用職員以外の職員については127.5分の15を、再任用職員については72.5分の10を乗じて得た額を減じた額とすることとしております。

第3条は、規則への委任でありまして、必要な事項は規則で定めるものとしております。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑はありますか。9番、塩釜俊朗君。

○9番（塩釜俊朗君） 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例ということでありまして、この第16条第2項中の「100分の127.5」を「100分の120」ということで、減とするということでありまして。この減によって職員の給与等におけるその減というのは、どれぐらいになるのかどうか、それを算定しているのであればお聞きをしたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 誠に申し訳ありません。試算というのは、私は今数字を持っておりません。正確な数字がちょっと分かりませんので、後ほど報告したいと思います。申し訳ありません。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号南種子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第8号 南種子町債権管理条例制定について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第17、議案第8号南種子町債権管理条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 議案第8号について御説明申し上げます。

議案第8号は、南種子町債権管理条例制定についてでございます。地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本条例制定にあたっては、令和3年6月に開催した町税等対策部会において条例制定について協議し、債権管理の基本的な考え方や事務の取扱いに関する基本的事項について検討を進めてきたところでございます。

また、議会からの関係条例の整備制定についても、要望、意見を頂いたところでございます。

債権の管理については、税務課を中心に各種研修や徴収ノウハウの共有を図りながら、収納、徴収率向上に取り組んでいる一方で、適正な徴収努力を尽くしても、実質的に回収見込みのない債権の整理など、課題が存在しているところでございます。

こうした課題に的確に対応し、公正かつ適正な債権管理の一層の適正化を図る必要があることに加え、回収見込みのない債権について権利放棄を行うことで、適切な債権管理につなげていく必要があることから、本条例を制定することとしたものでございます。

次に、本文でございますが、第1条は設置目的であります。

第2条は、用語の定義について定めるものであります。

第3条は、他法令等との関係について定めるものでございます。

第4条は、債権管理者の責務について定めるものであります。

第5条は、台帳の整備について定めるもので、第6条は、庁内の情報共有について定めるものであります。

第7条は、督促について定めるもので、第8条は、滞納処分について定めるものでございます。

第9条は、強制執行について定めるものであります。

第10条は、債権の放棄について定めるもので、債権を放棄したときは、別記様式にて議会に報告することとしております。

第11条は、委任について定めるものです。

附則としまして、この条例は令和4年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。御審議方よろしく申し上げます。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号南種子町債権管理条例制定については、原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第9号 南種子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第18、議案第9号南種子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 議案第9号について御説明をいたします。

議案第9号は、南種子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

今回の改正は、町内全校区で実施しております放課後児童クラブの職員配置基準を緩和するため、所要の改正を行うものでございます。

主な改正の内容につきましては、各校区ごとに2名の支援員を配置することとなっており、うち1名は補助員をもって充てることが可能となっているところです。しかし、支援員がやむを得ず業務ができない場合、その時に補助員2名での対応が可能となるための改正でございます。

それでは、改正条例案の新旧対照表を御覧頂きたいと思えます。

第10条第2項、ただし書中、「その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助するものをいう。第5項において同じ。）をもってこれに代えることができる。」を「次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りではない。」に改め、同項次の各号に加えるものでございます。

第1号放課後児童支援員の1人を除き、放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助するもの（以下「補助員」という。）をもってこれに代える場合。

第2号放課後児童支援員がやむを得ず業務ができない場合、補助員2名をもってこれに代える場合。

附則の第2項中、「平成32年3月31日までの間」を「当分の間」に改め、「平成32年3月31日までに」を削るものです。

本文に戻りまして、この条例は公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑はありますか。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号南種子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第10号 南種子町一般住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正

する条例制定について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第19、議案第10号南種子町一般住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。建設課長、向江武司君。

○建設課長（向江武司君） 議案第10号について御説明いたします。

議案第10号は、南種子町一般住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

今回の改正は、住戸改修に伴う家賃（月額）を改正するものでございます。改修した住宅は西之団地45の1であります。

改修内容としましては、主に水回りの改修を行っており、トイレの簡易水洗化、浴室をユニットバスに整備し、改修前は脱衣場や洗濯機置場もなかったことから、洗面脱衣室の整備を行い、それに伴い台所の改修を行ったところでございます。

家賃の算定方法につきましては、公営住宅法に準じた算定方法を参考に算定しております。

それでは、新旧対照表により御説明いたしますので、別表をお開きください。

西之45の1、西之平野、家賃（月額）5,200円を1万1,300円に改めるものです。

附則において、この条例は令和4年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号南種子町一般住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第11号 南種子町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第20、議案第11号南種子町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 議案第11号について御説明申し上げます。

南種子町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の改正は、消防団員の報酬及び費用弁償について、消防庁から令和3年4月13日付で、令和4年度の消防団員の報酬等の基準が示されたことと、国税庁の通達により出動手当の取扱いについて所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表で御説明いたしますので、御覧頂きたいと思っております。

第13条は、出動報酬を定めた別表2を追加するものでございます。

第14条は、第1項及び第2項「前項の場合を除き」を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とするものでございます。

別表1につきましては、見出しを「報酬」から「年額報酬」に改めるものでございます。

別表2につきましては、見出しを「費用弁償」から「出動報酬」に改め、報酬額についても、災害時は1日8,000円、訓練等は1回につき4,700円、資機材点検を1回につき2,000円に改めるものでございます。

附則としまして、この条例は令和4年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑はありますか。2番、福島照男君。

○2番（福島照男君） この出動報酬のところの旧は、水火災の場合、警戒の場合、訓練等となっておりますが、新しいところにはこの警戒の場合が載っていないんですが、この警戒は災害のところに含まれるという理解でよろしいですか。

○議長（広浜喜一郎君） 総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 警戒等については、年末の警戒で回って歩く場合は訓練等の一環という形で捉えておりますので、そのように今までどおりの4,700円ということで、真ん中の訓練等の場合ということで該当するようにしております。

○2番（福島照男君） はい、了解です。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号南種子町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第12号 南種子町農業者休養施設の指定管理者の指定について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第21、議案第12号南種子町農業者休養施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） それでは、議案第12号について御説明いたします。

議案第12号は、南種子町農業者休養施設の指定管理を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

まず、公の施設の名称でございますが、南種子町農業者休養施設でございます。

今回指定する指定管理者となる団体の名称は、平山地区生産組合、組合長中嶋一三であります。

指定管理者となる団体の住所につきましては、南種子町平山153番地であります。

指定期間につきましては、令和4年4月1日から令和5年3月31日であります。

なお、提案理由としましては、南種子町農業者休養施設の管理及び運営を効果的かつ効率的に行うため、平山地区生産組合を管理者として指定しようとするものであります。御審議方よろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号南種子町農業者休養施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第13号 令和3年度南種子町一般会計補正予算（第12号）

- 議長（広浜喜一郎君） 日程第22、議案第13号令和3年度南種子町一般会計補正予算（第12号）を議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、羽生裕幸君。

- 総務課長（羽生裕幸君） 議案第13号令和3年度南種子町一般会計補正予算（第12号）について御説明申し上げます。

それでは、予算書に基づいて説明をいたします。表紙をお開きください。

今回の補正は、各事業費の確定、執行残及び実績見込みによるもので、今後の所要額を補正するもので、予算の総額から歳入歳出それぞれ7,986万4,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ63億427万1,000円とするものでございます。

第1表の歳入歳出予算補正については、省略させていただきます。

次に、4枚目をお開きください。

第2表の繰越明許費については、計17件でございます。

まず、総務費、過疎地域集落再編整備事業については、県独自の緊急事態宣言やまん延防止等重点措置などの影響により、耐震診断事業者が来島できない状態が続き、年度内完成が見込まれないため、1,809万1,000円を繰り越すものでございます。

次に、マイナンバー制度システム整備事業については、国の令和3年度補正予算に伴うもので、交付決定等の遅れにより年度内執行が見込まれないため、29万7,000円を繰り越すものでございます。

次に、商工費、種子島南部観光周遊ルート整備事業については、県独自の緊急事態宣言などの影響により、地元説明や関係機関との調整に不測の日数を要したことなどから、年度内完成が見込まれないため、2,500万円を繰り越すものでございます。

次に、滞在型観光応援プラン事業については、国の令和3年度補正予算に伴うもので、交付決定等の遅れにより年度内執行が見込まれないため、3,100万円を繰り越すものでございます。

次に、民生費、地域介護基盤整備事業については、国の令和3年度補正予算に伴うもので、交付決定等の遅れにより年度内執行が見込まれないため、329万6,000円を繰り越すものでございます。

次に、農林水産業費、有機農業産地づくり推進緊急対策事業については、国の令

和3年度補正予算に伴うもので、交付決定等の遅れにより年度内執行が見込まれないため、1,002万1,000円を繰り越すものでございます。

次に、土木費、恵美之江線道路改良事業については、ロケット打ち上げ時期における通行規制などの調整に不測の日数を要したことなどから、年度内完成が見込まれないため、4,411万7,000円を繰り越すものでございます。

次に、生活道路対策事業については、地元説明会の調整に不測の日数を要したことなどから、年度内完成が見込まれないため、1,008万5,000円を繰り越すものでございます。

次に、大瀬橋補修事業から次のページ、第二田代橋補修事業については、事業執行に当たって一部通行止めが必要であり、地元耕作者との調整に不測の日数を要したことなどから、年度内完成が見込まれないため、合計で2,000万円を繰り越すものでございます。

次に、轆之牧線道路改良事業から本町共栄線災害防除事業については、地元代表者から基本計画案に対する追加要望などがあり、地元説明会の調整に不測の日数を要したことなどから、年度内完成が見込まれないため、合計で6,300万2,000円を繰り越すものでございます。

次に、教育費、自然の家施設改修事業については、国の令和3年度補正予算に伴うもので、交付決定等の遅れにより年度内執行が見込まれないため、3,956万5,000円を繰り越すものでございます。

次のページ、第3表の地方債補正については、変更4件、廃止1件でございます。

まず、過疎対策事業債については、温泉センター太陽熱利用システム整備工事ほか5件を変更し、限度額を2億8,810万円とするものでございます。

次に、辺地対策事業債については、道路維持補修工事ほか3件を変更し、限度額を1億1,520万円とするものでございます。

次に、一般会計出資債については、水道事業における事業費確定に伴い変更するもので、限度額を2,840万円とするものでございます。

次に、緊急自然災害防止対策債については、平梨線用水路改修事業費の確定に伴うもので、限度額を1,180万円とするものであります。

起債の方法・利率・償還の方法については、お目通しをお願いいたします。

次に、災害復旧事業債については、農地農業用施設災害復旧事業費の確定、補助金の増額に伴い、起債可能額が低額となったために、廃止するものでございます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明をいたします。

歳出予算から主なものについて説明いたしますので、9ページをお開きください。

まず、議会費については、費用弁償の減額が主なもので、243万1,000円を減額す

るものであります。

次に、一般管理費については、普通旅費の減額が主なもので、221万1,000円を減額するものでございます。

次に、11ページ、ふるさと納税推進事業費については、広告料の減額が主なもので、281万3,000円を減額するものでございます。

次に、同ページ、ふるさと創生事業費については、人材育成事業補助の減額が主なもので、258万4,000円を減額するものでございます。

次に、12ページ、地方創生臨時交付金事業費につきましては、修学旅行誘致促進事業補助の減額が主なもので、1,967万7,000円を減額するものでございます。

次に、15ページ、身体障害者福祉費については、重度心身障害者医療費助成の減額が主なもので、451万1,000円を減額するものでございます。

次に、同ページ、温泉センター管理費については、燃料費の減額が主なもので、244万4,000円を減額するものでございます。

次に、16ページから17ページ、児童福祉総務費については、子どものための教育・保育給付費の減額が主なもので、2,702万4,000円を減額するものでございます。

次に、19ページ、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費については、ワクチン接種委託の減額が主なもので、992万3,000円を減額するものでございます。

次に、同ページから20ページ、ワクチン追加接種事業費についても、ワクチン接種委託の減額が主なもので、338万4,000円を減額するものでございます。

次に、同ページ、清掃総務費については、離島対策事業協力出せん金補助の増額が主なもので、168万3,000円を増額するものでございます。

次に、21ページ、農業振興費については、有機農業産地づくり推進緊急対策事業補助の追加が主なもので、824万8,000円を増額するものでございます。

次に、同ページ、畜産振興費については、畜産担い手育成総合整備事業負担金の減額が主なもので、711万6,000円を減額するものでございます。

次に、23ページ、森林病虫害駆除事業費については、松食い虫防除事業委託の減額によるもので、421万1,000円を減額するものでございます。

次に、24ページ、商工振興費については、飲食店時短要請協力金負担金の減額が主なもので、578万8,000円を減額するものでございます。

次に、25ページ、滞在型観光促進事業費については、滞在型観光応援プラン事業3,100万円を追加するものでございます。

次に、同ページ、土木総務費については、県単独事業負担金の減額が主なもので605万1,000円を減額するものでございます。

次に、27ページから28ページ、非常備消防費については、消防積載車購入の減額

が主なもので、246万8,000円を減額するものでございます。

次に、32ページ、社会教育振興費については、成人式新型コロナウイルス感染拡大防止対策補助の減額が主なもので、265万7,000円を減額するものでございます。

次に、同ページ、自然の家運営費については、自然の家施設改修工事の増額が主なもので、1,850万9,000円を増額するものでございます。

次に、33ページ、赤米館運営費については、費用弁償の減額が主なもので、264万7,000円を減額するものであります。

次に、35ページ、農地農業用施設補助災害復旧事業費については、復旧工事費の減額が主なもので、795万6,000円を減額するものでございます。

次に、同ページ、繰出金については、各特別会計への繰り出しによるもので、218万4,000円を減額するものでございます。

次に、36ページ、農業振興基金積立金については、普通交付税の再算定などの影響により財源に余裕が出たために、2,018万8,000円を積み立てるものでございます。

以上が歳出であります。

次に、歳入を説明いたしますので1ページをお開きください。

まず、法人事業税交付金については、法人事業税交付金の実績見込みによるもので、645万2,000円を増額するものでございます。

次に同ページ、地方交付税については、補正対応のために財源留保しておりました、普通交付税4億2,308万9,000円を増額するものでございます。

次に同ページから3ページ、使用料及び手数料については、観光物産館使用料344万5,000円の増額、河内温泉センター使用料450万円の減額が主なものでございます。

次に、同ページから4ページ、国庫支出金については、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金1,214万1,000円の減額、離島活性化交付金999万7,000円の増額、地方創生臨時交付金3,076万5,000円の減額が主なものでございます。

次に、同ページから5ページ、県支出金については、子どものための教育・保育給付費県負担金600万4,000円の減額、有機農業産地づくり推進緊急対策事業補助金986万5,000円の追加、地域社会維持推進交付金2,015万円の増額が主なものでございます。

次に、同ページから6ページ、繰入金については、歳入決定や不用額等の減額に伴い、合計で4億6,931万7,000円を繰り戻すものでございます。

次に、同ページから7ページ、諸収入については、キャトルセンター受託事業収入220万8,000円の減額、畜産担い手育成総合整備事業581万2,000円の減額が主なものでございます。

最後に、同ページから8ページ、町債については、自然の家施設改修事業債1,000万円の増額、農林水産施設災害復旧事業債790万円の減額が主なものでございます。

以上、説明を終わりますが、説明不足あるいは詳細については、この後の審議において、それぞれ担当課長より説明を申し上げますので、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑は款別に行います。

まず歳出から、款の1 議会費、9ページ、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 款の2 総務費、9ページから14ページ、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 款の3 民生費、14ページから17ページ、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 款の4 衛生費、18ページから20ページ、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 款の6 農林水産業費、20ページから24ページ、質疑ありませんか。9番、塩釜俊朗君。

○9番（塩釜俊朗君） 堆肥センターの運営費についてお聞きをいたします。

発酵促進剤の運搬業務委託でありますけれども、当初は594万円計上をしておりました。この発酵促進剤の運搬については、特に発酵促進剤は大変な生産には重要な促進剤と、こういうふうを考えるわけでありましてけれども、117万2,000円の減の、この理由についてお聞きします。

○議長（広浜喜一郎君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） 堆肥センター運営費の発酵促進剤の運搬委託業務ですが、当初種菌は600トンの購入ということでしておりました。

実際的にはここ種菌関係のこちらのほうの、発酵の技術を上げまして、実際的には530トン程度ということで、70トン程度少なく購入で済んだということでありまして。その分運搬の部分について、70トンほど運搬をしなくてよかったということで、運搬費の委託費の減額ということになっております。

堆肥の購入代金については、当初600トンでしたけれども、予算の段階で500トンという形になっておりましたので、その中で賄ったということになります。

以上です。

○議長（広浜喜一郎君） いいですか。農林水産業費、ほかにありませんか。

6番、柳田 博君。

○6番（柳田 博君） 21ページの目の5畜産振興費のことなんですけれども、節の中で子牛損耗防止推進事業68万1,000円、減額になっておりますけれども、今年度どの程度損耗があったのか、子牛だけだったのか、それとも親牛はいなかったのか、お伺いしたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） 損耗防止関係ですが、損耗防止については、どんだけの死亡関係とかは、ここに手持ちの資料がないんですが、毎年この家畜衛生処理組合というのが、種子島、屋久島を含めて協議会があります。1年間の中で、どのような形で死亡したとかいうことで出てくるんですが、その数字については後ほど出したいと思います。

損耗防止対策ということで、中身的にはワクチン接種等含めて、今現在、3種混合、4種混合とか、それぞれの牛の大きさによって子牛、親牛ということで、対策を取っているところであります。数字的なものについては、畜産担当のほうに準備させて、後ほど届けたいと思います。

以上です。

○議長（広浜喜一郎君） 農林水産業費、ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 款の7商工費、24ページから25ページ、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 款の8土木費、25ページから27ページ、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 款の9、消防費、27ページから28ページ、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 款の10教育費、28ページから35ページ、質疑ありませんか。

9番、塩釜俊朗君。

○9番（塩釜俊朗君） 自然の家運営費であります。工事請負費2,029万5,000円の増額をしております。これとの関係で繰越明許費に3,956万5,000円組んでおりますけれども、この工期に対する、これが増額をするわけですから、これプラス前の予算を含めての、この教育費の繰越明許費の関わりについて、お聞きをいたしたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 社会教育課長、園田一浩君。

○教育委員会社会教育課長（園田一浩君） お答えをいたします。

当初、自然の家の改修費につきましては、9月の定例議会において、地域活性化交付金事業を利用して実施をするということで、予算化をしていたところでござい

ます。

それに国の補正予算がつきまして、今回4年度に実施する予定でありました事業を、3年度の補正予算で頂きましたので、それも含めて実施をすることにしましたので、3年、4年度分を一緒にすると、1年で3年度の繰越事業としてやるということにさせていただきます。

国の交付決定が遅れたことに伴いまして、事業決定が3月になってからきましたので、そういうふうな形になったところでございます。

- 議長（広浜喜一郎君） よろしいですか。教育費、ほかに質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（広浜喜一郎君） 款の11、災害復旧費、35ページ、質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（広浜喜一郎君） 款の13、諸支出金、35ページから36ページ、質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（広浜喜一郎君） 次に、歳入、款の2 地方譲与税から款の21町債まで一括して質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（広浜喜一郎君） 次に、第2表、繰越明許費、質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（広浜喜一郎君） 次に、第3表、地方債補正、質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（広浜喜一郎君） 次に、全般にわたり質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。
これから議案第13号を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号令和3年度南種子町一般会計補正予算（第12号）は原案のとおり可決されました。

(第4号)

○議長（広浜喜一郎君） 日程第23、議案第14号令和3年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 令和3年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

それでは、1枚目をお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,157万5,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ8億6,429万2,000円とするものでございます。

第1表、歳入歳出予算補正につきましては、省略させていただきます。

事項別明細書の主なものを、歳入から御説明いたします。

歳入の1ページをお願いいたします。

款の1、国民健康保険税につきましては、賦課更正によるもので、一般、退職合わせて96万9,000円増額するものでございます。

款の6 県支出金につきましては、普通交付金2,000万円の減額、特別交付金については、交付決定見込みによる補正で78万4,000円減額するものでございます。

款の10繰入金でございますが、一般会計繰入金は職員給与費等繰入金が主なもので、59万8,000円の減額、国民健康保険基金繰入金が250万5,000円の減額です。

款の12諸収入の延滞金につきましては、収入見込みにより130万4,000円を増額するものでございます。

次に、歳出、3ページをお願いいたします。

款の1 総務費につきましては、総務管理費では職員給料と負担金で4万2,000円の減額、徴税費では普通旅費や通信運搬費の減額が主なもので、71万7,000円を減額するものでございます。

款の2 保険給付費につきましては、負担金で診療報酬2,000万円の減額補正となります。

款の6、項の1 保険事業費、項の2 特定健康診査等事業費につきましては、職員及び会計年度任用職員の時間外手当、普通旅費等の実績見込みにより、合わせて81万6,000円を減額するものでございます。

以上、説明を終わります。御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。

質疑はありませんか。2番、福島照男君。

○2番（福島照男君） 歳出で保険給付費がマイナス2,000万円の申請になっていますが、減額になった要因が分かれば教えてください。

- 議長（広浜喜一郎君） 健康保険係長、鮫島幸紀君。
- 保健福祉課健康保険係長（鮫島幸紀君） 2,000万円の減額の理由ですが、医療費の見込みで、予算減額が見込まれたということでの、2,000万円の減額しております。以上です。
- 議長（広浜喜一郎君） よろしいですか。2番、福島照男君。
- 2番（福島照男君） 要は、想定されるはコロナで病院の受診率が下がったのかなという思いもしているんですが、逆に、自宅待機で、体調を悪くされている方もおるやも分からず、そこら辺の状況把握ができておれば、再度答弁をお願いします。
- 議長（広浜喜一郎君） 総務課長、羽生裕幸君。
- 総務課長（羽生裕幸君） 詳細についての件と、研究については、診療報酬明細書が、2か月遅れということになってきておりますので、現行では議員がおっしゃられたように、コロナの関係で受診控えたというのも一因ではあるかと思いますが、その詳細についてはまた次回でも、詳細を研究次第、国保運営協議会等も踏まえながら、そこら辺で調整を見ていきたいと思っておりますので、そのときにまた報告させていただきたいと思っております。
- 議長（広浜喜一郎君） ほかに質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。
これから議案第14号を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号令和3年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第15号 令和3年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第4号）

- 議長（広浜喜一郎君） 日程第24、議案第15号令和3年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。
当局の説明を求めます。総務課長、羽生裕幸君。
- 総務課長（羽生裕幸君） 議案第15号令和3年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

1枚目をお願いします。

今回の補正は、予算の総額から歳入歳出それぞれ1,479万7,000円を減額し、予算の総額を7億3,251万6,000円とするものでございます。

第1表、歳入歳出予算補正につきましては、省略させていただきます。

事項別明細書で主なものについて、歳入から説明をいたします。

歳入の1ページをお願いいたします。

款の1保険料は、普通徴収保険料の収納見込みにより、133万円を増額するものでございます。

次に、款の4国庫支出金、款の5支払基金交付金、款の6県支出金につきましては、介護給付費及び地域支援事業費の補正に基づき、それぞれの負担割合によって減額するものでございます。

歳入の2ページ、款の10繰入金、項の1一般会計繰入金につきましては、給与費等繰入金8万7,000円の減額と介護給付費及び地域支援事業費の補正等に基づき、それぞれ負担割合によって減額するものでございます。

項の2基金繰入金につきましては、歳入と歳出の差額417万3,000円を減額するものでございます。

項の13諸収入については、利用者負担金の減額が主なもので、42万8,000円減額するものでございます。

次に、歳出の4ページをお願いいたします。

款の1総務費については、介護保険事業所等協議会補助金が主なもので、10万2,000円減額するものでございます。

款の2保険給付費につきましては、今年度のこれまでの実績により今後の所要額を算出し、それぞれ補正を行うものでございます。項の1介護サービス等諸費で700万円の減額、項の6市町村特別給付費で22万5,000円の減額、項の7特定入所者介護サービス等費で200万円減額するものでございます。

款の5地域支援事業費につきましては、項の4介護予防・生活支援サービス事業費の補助金及び旅費の減額、項の5一般介護予防事業費については、元気度アップ・ポイント事業委託の減額134万7,000円が主なもので、実績見込みにより232万6,000円減額するものでございます。

項の7包括的支援事業及び任意事業についても、目の1総合相談事業費から目の8地域ケア会議推進事業費まで、実績見込みによりそれぞれ減額するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第15号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号令和3年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

日程第25 議案第16号 令和3年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算
（第3号）

○議長（広浜喜一郎君） 日程第25、議案第16号令和3年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 議案第16号令和3年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

1枚目をお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ117万4,000円を増額し、歳入歳出それぞれ8,932万2,000円とするものでございます。

第1表、歳入歳出予算補正につきましては、省略させていただきます。

事項別明細書の主なものを、歳入から御説明いたします。

歳入の1ページをお願いいたします。

款の1 後期高齢者医療保険料でございますが、特別徴収保険料及び普通徴収保険料収納見込みにより、86万8,000円増額するものでございます。

款の4 繰入金でございますが、事務費等繰入金32万円を増額するものでございます。

款の6 諸収入でございますが、預金利子1,000円の増額と雑入1万5,000円を減額するものでございます。

次に、歳出の2ページをお願いいたします。

款の1 総務費でございますが、普通旅費3万2,000円を減額するものでございます。

款の2、後期高齢者医療広域連合納付金であります。被保険者保険料納付金160万9,000円を増額するものでございます。

款の3、保健事業費につきましては、健康診査費及び長寿健康増進事業費の実績見込みにより40万3,000円を減額するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第16号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号令和3年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

日程第26 議案第17号 令和3年度南種子町水道事業会計補正予算（第4号）

○議長（広浜喜一郎君） 日程第26、議案第17号令和3年度南種子町水道事業会計補正予算（第4号）を議題とします。

当局の説明を求めます。水道課長、河野容規君。

○水道課長（河野容規君） 議案第17号令和3年度南種子町水道事業会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

予算書1ページをお開きください。

第2条は、業務の予定量で、4項中主要な建設改良事業、水道施設耐震化事業7,716万円を7,083万5,000円に、水道施設改良等事業4,450万円を4,204万9,000円に、堂中野線配水管移設事業470万円を361万円に改めるものでございます。

第3条は、収益的収入及び支出の既決予定額を補正するもので、収入を120万1,000円増額し2億8,010万8,000円、支出を161万5,000円増額し2億6,068万2,000円とするものでございます。

1ページ下段から2ページになります。

第4条は、資本的収入及び支出の既決予定額を補正するもので、収入を995万

2,000円減額し1億1,520万円、支出を1,036万6,000円減額し1億8,585万7,000円とするものでございます。

資本的収入額が資本的支出に対し不足する額7,065万7,000円は、当年度損益勘定留保資金で補填するものであります。

第5条は、企業債について、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法について改めるものでございます。

第6条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の既決予定額を補正するもので、職員給与費を8万3,000円増額し4,690万1,000円に改めるものでございます。

3ページから5ページについては、お目通しをお願いいたします。

6ページをお開きください。

予算事項別明細書について、御説明いたします。

まず、収益的収入になります。款の1水道事業収益、項の1営業収益につきましては、給水収益実績による、水道料金300万円の減額が主なものでございます。

項の2営業外収益につきましては、目の2他会計補助金として、310万円増額となります。目の3長期前受金戻入につきましては、決算見込みに伴う補正となります。

次に収益的支出となります。

款の2水道事業用、項の1営業費用を148万5,000円減額するものでございます。

6ページ下段から7ページになります。

内容につきましては、目の1原水及び浄水費の取水や浄水場に関する経費、目の2配水及び給水費の配水施設や給水関連の経費、目の4総係費を実績により、それぞれ減額するものでございます。

目の5減価償却費については、決算見込みにより、固定資産除却に伴う償却未済分を減額するものです。

また、目の6資産減耗費、節の1固定資産除却費については305万円増額するものでございます。内容につきましては、減圧弁、上中加圧ポンプの取替えにより、撤去した固定資産を帳簿価格から除却した費用となります。

項の2営業外費用については、目の2消費税及び地方消費税を310万円増額し、令和3年度の確定消費税額を610万円と見込むものでございます。

8ページをお開きください。

款の3資本的収入になります。

項の1企業債、目の1建設改良企業債を実績により620万円減額するものです。

項の7出資金、目の1他会計出資金については、水道施設耐震化事業費の変更に

伴い310万円の減額となっております。

款の4 資本的支出となります。

項の1 建設改良費、目の1 施設改良費を1,036万6,000円減額するものでございます。

内容につきましては、委託料、工事請負費の実績による減額となります。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑は全般的にわたって行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第17号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号令和3年度南種子町水道事業会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

日程第27 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（広浜喜一郎君） 日程第27、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提出者の説明求めます。町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） それでは、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて御説明を申し上げます。

諮問第1号は人権擁護委員の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

住所は鹿児島県熊毛郡南種子町中之下1860番地12、氏名、上山幸夫、昭和26年7月8日生まれでございます。

本件については、人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する委員であります。これを推薦することについて議会の意見を求めるものであります。上山幸夫氏は人格、識見ともに適任者と認め、同意を求めるものでございます。御同意方よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから諮問第1号を採決します。

お諮りします。本案に対する議会の意見は、これを適任にすることに決定したい
と思います。異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は適任と答申
することに決定しました。

散 会

○議長（広浜喜一郎君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次の本会議は、3月17日午前10時に開きます。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散 会 午後 2時43分

令和4年第1回南種子町議会定例会

第 2 日

令和4年3月17日

令和4年第1回南種子町議会定例会会議録
令和4年3月17日（木曜日） 午前10時開議

1. 議事日程（第2号）

○日程第1 一般質問

2. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

3. 出席議員（8名）

1番	濱田一徳君	2番	福島照男君
5番	名越多喜子さん	6番	柳田博君
7番	大崎照男君	8番	小園實重君
9番	塩釜俊朗君	10番	広浜喜一郎君

4. 欠席議員（2名）

3番	廣濱正治君	4番	河野浩二君
----	-------	----	-------

5. 出席事務局職員

局長	島崎憲一郎君	書記	山下浩一郎君
----	--------	----	--------

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	小園裕康君	副町長	小脇隆則君
教育長	菊永俊郎君	総務課長兼 選挙管理委員会 事務局長	羽生裕幸君
会計管理者 兼会計課長	才川いずみさん	企画課長	稲子秀典君
保健福祉課長	濱田広文君	税務課長	西村一広君
総合農政課長	羽生幸一君	建設課長	向江武司君
水道課長	河野容規君	保育園長	河野美樹さん
教育委員会管理課長兼 給食センター所長	松山砂夫君	教育委員会 社会教育課長	園田一浩君

農業委員会 局長 山田直樹君

△ 開 会 午前10時00分

開 議

- 議長（広浜喜一郎君） これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元の日程表のとおりであります。
-

日程第1 一般質問

- 議長（広浜喜一郎君） 日程第1、一般質問を行います。
順番に質問を許します。
初めに、濱田一徳君。

[濱田一徳君登壇]

- 1番（濱田一徳君） おはようございます。昨年12月の定例会で、町長に来年は何を
したいですかという質問をいたしました。

町長の回答は、もう2年間イベントもほとんど行っていないと、来年は、このコ
ロナの感染症対策に十分注意をしながら、イベントもできたらいいなということ
をおっしゃいました。去年の12月の時点では、非常にコロナも落ち着いてきて、あつ、
来年は期待が持てるのかなと思っていたんですけども、また今年に入りましてオミ
クロン株が相当発生しております。

今の時点、誰がコロナに感染してもおかしくないような状況でありますけども、
第3回目のワクチン接種も、保健福祉課長をはじめ、土曜日の休日を返上して頑張
っておられます。朝の来ない夜はないと言いますので、もう少しみんなで頑張って、
明るい未来を築いていけたらなと願うところであります。

それでは、私の一般質問に入らせていただきます。

1点目です。

旧南種子高校校舎の今後についてということで質問をいたします。

旧校舎に対する今後の計画はどうかということで、南種子高校は、皆さんも
御存じのように、南種子町の中心部に位置し、言わば町の一等地に建っているよう
なものであります。

あの校舎は、私が昭和47年に高校入学したときには、もう既に建っていましたの
で、ざっと50年余りは経過しているんじゃないかなと思います。

見た目にも老朽化が目立ち、外壁は全体が黒ずみ、カビが生えているようで、と
ても見苦しく感じるのは私だけではないんじゃないかなと思います。

去年は、体育館入り口の壁が落下して、駐車中の車を直撃したという事案も発生
しました。観光客などが南種子町に来て、トンミー市場に買物に来たりするとき、

あの建物を見てどう思うかと、ああ、寂れていく町だなと想像するのではないかなと私は考えたわけです。

宇宙に一番近い町、世界一美しいロケット基地、これをキャッチフレーズにしている南種子町としては、せめて町なかの一番目立つところにある旧校舎などは外見だけでも、壁の塗り替えなど、もう少し気を配るべきではないかなと考えます。

聞くところによりますと、教場であったトンミー市場側の建物、これは耐震工事ができているそうですけども、反対側の特別教場であった現公民館や図書館が入っている建物、ここは耐震工事がされていないということを聞いています。

今後、馬毛島の自衛隊基地が本格化してきて、町並みなども大きく変わっていくのではないかと想像しますけども、どのようにこれらの建物を維持管理していくのか、将来的な構想を示す時期ではないかと考えております。

現在、検討中の計画があるのであれば、その内容を、まだ計画が立っていないのであれば、今後についてどのように考えているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

[小園裕康町長登壇]

○町長（小園裕康君） それでは、濱田議員の御質問にお答えをいたします。

旧南種子高校校舎等の今後についてということでございますが、現在、旧南種子高校校舎等については、中央公民館、埋蔵文化財センター、郷土館、図書館及び各種団体の事務所や会議室などとして利活用をしております。

議員の御指摘のとおり、全ての建物について、建築より50年以上が経過をし、施設の老朽化が進んでいるところでございます。

施設の利活用を含めた今後の計画につきましては、解体や改築、部分補修など、これらの財源も含め、総合的に調査をするよう、現在、指示をしているところでありますが、図書館などのある特別教室棟については、改築、補修の場合は、耐震性がないというから、まず耐震補強をしなければならない建物になっているところでございます。

また、屋内運動場につきましても、屋根の雨漏りや床対策、利用用途など、私の考えとしては、抜本的な改修変更についても考えていく必要があるのだろうというふうに感じております。

黒ずんで見える外壁部分についても、壁の吹き替え等によるこの塗装によって、景観面の補修や福祉センター等についても、個人的にはすぐにでも実施をしたいと思っているところでございますが、財源の確保、見通しの状況も踏まえた上で、財源調整もしっかりやって計画を立てなければならないと感じております。

ちなみに、この外壁の塗装のみであります、外壁塗装を南高校舎2棟、それか

ら庁舎も含めて、これまで概算で見積りをしておりますけれども、校舎の2棟のみの塗装のみであっても4,000万円から4,500万円、ざっくり言いますとそういう金額になります。

庁舎の塗装においても2,500万円ほどかかるということで、合わせてこちら辺の塗装部分において7,000万円ほどかかるのではないかとということであります。

こういう外壁の塗装のみの場合ですと、国の交付金などの補助金もありません。そしてまた、地方債の対象外でもありますから、これは一体的な施設整備の中で、これらを含めた形でやれるのかどうか、そういうことを検討しなければならないと思っております。今の現状で言いますと、全額をここの真水の一般財源で対応しなければならない状況では、非常に私どももなかなかやりたくても、この基金を使ってやるということは非常に困難であるというふうに思います。

少し基金の状況について申し上げますが、現状の基金の保有状況についてであります。当初予算編成前で、予算の中でも説明をいたしました。大体、今21億円ほどであります。

その中で、自由に今使えるような基金というのは財政調整基金、そしてまた地方債の返還等に充てる減債基金、そして町有施設基金などと合わせて大体十五、六億円だろうというふうに思います。

こういった全ての事業を整備していくことは、こういう保有状況においては大変厳しいと感じておりました。私どもとしてはあらゆる国の交付金等を活用できないかを含めて検討しながら、そして要望もしながらやっていく必要があるというふうに感じております。

ちなみに、令和元年度の当初予算、私が町長に就任をした時点においても、骨格予算でありましたけれども、その骨格予算において、基金からの繰入れというのは当時5億円基金を繰り入れておりましたから、なかなか新たな事業を初年度で計上してやるということは非常に難しい状況でありました。

そういった中においても、本町においてもいろんなところから御要望が出てきておりました。議員も一緒に立ち会っていただきましたが、本村の農道等についても、これまで農家の皆さんから10年ほど置き去りにされている道路だということでありました。

これも、ただ、いろんな中山間であったり、そういう事業の中で組み入れられるかということで、県あたりとも折衝いたしました。それは確約もいただけませんでしたし、なかなか難しいところでありましたので、私どもとしては、そこについても財源を起債で確保をして、後年度の負担について、それも過疎債ですと、7割返ってきますから、そういう事業で組み立てて、あれも実施をしたところでありま

す。

現在のこの財政状況の中において、交付税においても、若干昨年度から交付税の総額が増えてきております。

しかし、これも国の枠組みの中でのことであって、交付税が増えてきても、逆に国のほうでの財源不足については、これまで臨時財政対策債というのをそれぞれの自治体に借入れをさせて、それを後年度面倒見ていくという、そういうシステムを取っておりますので、これは両方で調整をされているというわけですから、交付税が増えても、今度は借入れをして面倒を見る財源、総額で言うと、それは変わってこないようなシステムになっているんじゃないかというふうに私は感じております。

また、特別交付税においても、国は何でもかんでも、これは特別交付税で見ているというふうなことがよく言われますけれども、私から言わせると、これは各県において配分をする特別交付税でありまして、実際は何に配分がされた金額なのかというのは全く分からない仕組みになっております。

そういうところで、災害が多かったり、そういうところには多く配分されますが、私が職員でこの財政を担当しているときからしましても、特別交付税は、今現在は減少してきております。

そういう意味で、非常に中身が分からない、そしてまたいろいろ国、県レベルで言われますが、私はとても信用ならん財源だなというふうに思っております。

それから、地方債の質問についても、当初予算の中で同僚議員のほうからも質問がありましたが、これも一応4億円程度の枠組みという中で事業を組み立て、起債を借りるといふ、そういう仕組みについても、今も言われておりますが、実際は平成11年から、この非常に起債の借入れが多かったということで、地方債の適正化計画をつくって、そしてその計画期間に4億円ほどの借り入れで、返済する金額を減らしていくという、そういうことをやってきたわけでありまして、現在は、適正化計画は終了しておりますので、これは当たらないわけでありまして、これもあまりにも借入れが多くなって、借金を増やすわけにまいらないので、そういうことに留意をしながらやっていく、そういう考え方に立っているんだろうというふうに思います。

そういったことから言われておりますような、この施設の整備等については、財源の問題などから、御指摘のとおり、行き届かない点等もありますが、私どもは、現在、新たな施策のチャレンジや積極的な国庫補助事業の導入などによりまして、いろんなことのチャレンジをしながら、事業組立てをして、やれるものはやってきているところであります。

町内外からは、南種子町については、現在、勢いのある町、そしてチャレンジす

る町ということで、よく民間の企業の方や同じ自治体の町長、村長さんからも声をかけていただいているところでありまして、これについては、職員も一生懸命そういう財源の中で頑張っているところでもあります。

その点については御理解をいただきたいと思いますが、今後、ここの南高周辺、そして福祉センターも含めてですけれども、私も十分にここはしっかりと整備をしていくべきところだというのは認識をしておりますので、財源を含めて、しっかりとした計画を立ててまいりたいというふうに思います。

また、議会のほうにも、そういう計画が立てられたときには十分説明をしてまいりたいと、そのように考えているところでございます。

○議長（広浜喜一郎君） 濱田一徳君。

○1番（濱田一徳君） 今日の一般質問を見ますと、昼からの質問にも似たような質問が出ております。どうか知恵を絞って、できることをみんなでやっていこうというふうに私も考えておりますので、どうか今後またやっていけたらなと思うところでございます。

それでは、2番目の質問に入ります。

郷土館に展示されている郷土資料の展示、保存についての今後の計画ということで質問をいたします。

私は、よく郷土館に展示されている資料を見せてもらっているのですが、まさに宝の山です。よくあれだけの資料を集めて、そして教場の跡のあの狭いところをうまく使って整理をされておられる担当者の方には、非常に敬意を表したいと思います。

しかしながら、残念ながら、これまでに何人かの人に、この郷土館の歴史資料について話をしたところ、あそこに郷土資料が展示されているということを知らない人たちも、この町内にはいらっしゃるんですね。

確かにああいうのに興味のない方は当然かなという思いもあるのですが、私もああいうのには非常に興味があるんですけども、鹿児島から帰ってきて3年ぐらいですか、全くあそこにあるというのを知りませんでした。

教えてくれる人もいなかったんですけども、それでたまたま鹿児島から帰ってきた人たちが、あの宝の山を見ることがあるのだろうかなど、残念に思っているところです。本当あれは郷土の宝ですね。

文化財で飯は食っていけないという方もいるかもしれませんが、この郷土の宝というのは、これを自分たちの子孫、これにつないでいくことも、これも立派な自分たちの町を支えていく原動力になるんじゃないかなと私は常々思っているところです。

担当の方もしっかりと管理をされてやっつけらるんですけども、外部に対するこの発信、それから観光案内などがまだまだちょっと足りないのかなという気もしてなりません。

また、南種子高校を出られた人はよく分かると思うんですけども、あそこの校舎は梅雨時期になると、廊下も教室もびちゃびちゃになるぐらいぬれるんです。私も高校のとき、何度か廊下でひっくり返ったことがありました。

以前、係の人に、ここは湿気が多いところだけどもと、あの展示資料についてはどのような対策を取っていますかということで質問しました。そうしましたところ、除湿器を使っているという回答をいただきました。確かに除湿器が作動しているんですよ。

しかしながら、あんだけの資料を除湿器だけで本当保存できるのかなという、そういう考えもちょっとあったものですから、今後、あの宝の山を町民とか、観光客、あるいはよそに出とって、たまに帰ってきた郷土の人たちにもっともって見てもらうためのイベントであるとか、展示会などについての考えを聞かせてほしいというのが一つと、併せて、先ほど町長からも財源の関係のお話がありましたけども、将来的な展示施設についての計画とか、そういうものを何か考えていらっしゃるれば、そういう考え、また計画がないのであれば、今後こうしていきたいなという考えでもあれば聞かせてください。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 議員の御質問にお答えをいたします。

この南高の跡地の校舎ですけれども、非常に環境が、手を入れなければちょっと今の状況ではもったいないなというふうに感じております。

そしてまた、中も先般、私もずっと見て回って、今後、今片づけもしているところですが、ちょっとしっかりと整理をしながら、今の現状の中でやれるものはやらなければならんと思っておりますけれども、将来的には消防法の問題もあって、2階の廊下の問題であったり、ああいうものも本当は撤去をしたほうが良いという、そういう話も伺っております。

そして、やっぱり一番は、手前の棟については、使うのであれば、耐震補強をしなければなりません。

それで、いろんな解体をするのか、そしてまたあそこをどういうふうな利活用をするのかというのは、何通りも考え方がありまして、これは今それを財源も含めた、そういう積算をさせておりますけれども、今後この在り方がどのような活用をしていったほうが一番ベストなのか、それはしっかりと考えなければならぬと思っています。

そして、議員の御指摘のとおり、中には非常に皆さんに見ていただきたいものがかなりあります。

そして、これは、やっぱり施設を皆さんにおいでいただいて、そして見ていただけるような環境づくりを今の中でできるものはやらんといかんと思っていますので、十分そこを、中の使い方とか、公民館のそれも、今変更したり、いろいろしておりますけれども、できることをやりながら、そしてまた財源については、今どうこうということは申し上げられませんが、私どもも将来を見据えて、財源をしっかり確保できて、そして最初の御質問でもありましたとおり、ここ一帯、福祉センターも課題だらけで、ずっと置き去りにされている施設ですから、それを含めて、しっかりとした町の計画を立てて、そして長計にもものっているようなもの、そしてそこに実施計画で踏み入れるもの、そういったものをしっかりと実行できるような方向に持っていけるように、そういう努力をしてまいりたいというふうに思います。

詳細については、教育長から答弁させます。

○議長（広浜喜一郎君） 教育長、菊永俊郎君。

○教育長（菊永俊郎君） それでは、濱田議員の御質問で、郷土館の資料等の展示、保存等の計画とかいう御質問にお答えをしたいと思います。

郷土館では、郷土館管理委員会において、外部委員の意見をいただきながら、新たな企画展示や体験学習等を行っているところです。

新たに収蔵した資料につきましても、毎年新収蔵資料展と題しまして、広く町民の皆様に見ていただく機会を設けており、町広報紙や防災無線、ポスターによる広報も行っているところです。

また、常設の展示だけでなく、ミニ企画展として、南種子のインギー鶏展、ウミガメ展、宝満池の突き網猟展など、パネル展示を行うとともに、本格的な企画展としては、今年度は3月1日から、長谷開拓75周年を記念した長谷の歴史展を今開催しているところであります。

郷土館に収蔵している貴重な郷土資料をはじめとする南種子の歴史、文化を広く観光客に知っていただくために、広田遺跡ミュージアムなどでも企画展示コーナーを活用して郷土資料の展示、紹介を行っているところであります。

学校では、郷土学習がありますので、このような場所に行って多くの子供たちが学んでいるところであります。

しかしながら、この2年余りのコロナの関係で、多くの町民、あるいは観光客などの利用が減っているのも事実であります。

しかしながら、このように今ある施設を最大限活用して、南種子町の貴重な宝物がいっぱいありますので、町民をはじめ、観光客へも今後広くPRできるように努

力していかなければならないと覚えているところだ。

議員がおっしゃる、求めているさらなる広報については、これまでと同様にして努力を続けていきますが、今後につきましても出前郷土館といいましょうか、外に積極的に打って出ていく取組を行う予定でもありまして、例えば昔懐かしい道具など、コンパクトに貸し出しできるような「郷土資料貸出キット」を作り、各学校や町内各施設への貸出しをするとか、あるいは立て看板を郷土館の玄関に置いてありますが、その立て看板を工夫して、旧南種子高校正門前に置くとか、もっと広い場所にも広報していくとか、いろいろな新たなアイデアを工夫して、積極的にPRに努めていきたいという計画も持っているところであります。

本町の貴重な郷土資料をより多くの方々に知っていただき、生かしていただきたいと教育委員会としても強く思っているところであります。

将来的な展示施設の計画については、町長の答弁にあつたとおりでございますが、収蔵室及び展示室も手狭になってきているのが現状でありまして、議員がおっしゃるように、湿気の問題等もございますので、個別的に部分補修ができるもの、あるいは抜本的に補修、改修していくものなど、総合的に財源などとも勘案して、町長部局とも深く協議して進めていく必要があるというふうに考えております。

以上です。

○議長（広浜喜一郎君） 濱田一徳君。

○1番（濱田一徳君） 町長及び教育長がこういう郷土資料、これに非常に興味を持っていただいて、将来的なことを考えているということで理解したいと思ひます。

ぜひ今後も、予算の問題が一番ネックになると思うんですけども、よく箱物を造れば、町長は批判されるんですよ。住民の半分は、箱物を造ることに抵抗感を感じるんじゃないかと思うんです。だけど、必要なものは必要として造らにゃいかんとです。私は、そういうふうに思ひます。

それで、さっき交付金かれこれ話もありましたけども、私が冒頭で馬毛島基地のことをちょこっと言ひました。馬毛島基地が本格的に動き出してくれば、いろんな方面の知恵を出して、ずうずうしくならぬかんとです、はっきり言ひて。

みんなで知恵を出せば、いろんな交付金、かれこれ引き出せるんじゃないかと思ひます。ぜひそういうことも今のうちから念頭に入れて、計画をしっかりと練ってもらったら非常にありがたいのかなと思ひます。

また、郷土館の資料の担当の方、非常に一生懸命やっておられます。私も何度か顔を出すんですけども、その人たちもちゃんとしたこの資料展示室が欲しいなと思ひているんじゃないかなと思ひますので、ぜひまた御検討のほどよろしくお願ひします。

次の質問に入りたいと思います。

危機管理ということで、ちょっと上げてみました。

11年前の3月11日、私は当時鹿児島にいて、ちょうど会議中でした。あの地震が起きたときはですね。会議を中断して、テレビにくぎづけになったことを今でも鮮明に覚えているんですけども、昨夜も福島県沖で、あの当時の地震に匹敵するような大きな地震が発生しました。

そして、今朝のテレビを見ていたら、11年前の教訓が役立ちましたかという質問に対して、あれがあったから、今度はさっと逃げましたと、高台にすぐ逃げましたというインタビューを受けている方がいらっしゃいました。

そういうのもあって、ちょっと私も、この防災ということについて、いま一度考える時期じゃないかなと思ったものですから、質問を上げてみたいと思います。

まず、1番目に、トンガの海底火山の噴火に伴う津波注意報に接して、今後の防災計画について何らかの検討をされたのかなということで質問いたします。

南海トラフ地震が30年以内に発生する可能性が非常に高いと言われて久しいのですが、この1月15日に発生したトンガ海底火山の爆発というのは、当初は日本への津波の影響はないと、気象庁は発表していたんですね。

ところが、実際には津波が押し寄せて、漁船が転覆したとか、この種子島でも実際に津波が観測されました。

また、奄美では、高台に避難する車が渋滞を起こしたというニュースも流れておりました。

危機管理についてよく考えるんですけども、大きな事件、事故、災害というのは、これは体制が弱いときに発生することが多いんです。今まで自分の経験から、本当夜間であったりとか、休日であったりとか、そういうときに、あるいは自分が外出許可をもらって外に出ているときとか、そういうときにいろんな問題が発生したよなという経験を今持っております。

これが執務時間中の災害、あるいは事件、事故であれば、担当の人が現場にいらっしゃいます。すぐに対応ができます。ぱっと町長室に集まって、町長こうしましょう、ああしましょうと、こういう対策を取りましたと、これができるんですね。

ところが、夜間の体制になりますと、それを判断する人がいらっしゃらない。今回の1月15日の事案については、警報ではなく、注意報ということで、通常であれば、注意報の場合は、町長が庁舎に出てきて対応するということはほとんどないと思うんですけども、今回は注意報であったけども、総務課長以下、町長をはじめ、役場に集まりいただいて、そして対応を取られたということで、危機管理の上からしっかりと対応を取ってくださったなと思って、心強く感じたところなんです。

それで、この弱い体制、これを補うのは何かといえば、やはりこれは通常の計画、マニュアルであって、そしてまた訓練ではないかと思うんですよね。

そういう意味から、実際にこの津波注意報があった明くる日に数人の方から、防災無線が聞こえなかったという方が何人かいらっしやいまして、それはすぐ総務課長にまたお願いして対応を取ってもらったんですけども、通常は、この防災無線なんかは行政が指導するんじゃなくて、自分たちが聞こえないんだから、自分たちでやっていくのが普通なんです。

だけど、私もそうなんですけども、電池が切れて、ああ、ちょっと聞こえなくなったなと思っても、なかなかそれを取り替えようとかしないんですよね。半年ばかり聞こえんけども、まあ大したことはなかがと、こういう方がほとんどじゃないかと思えます。

そして、特にお年寄りになると、高齢の方になると、電池一つ交換にしても大変な苦勞をされるんです。

そういうことで、防災に対する関心というのがここ南種子町、種子島で大きな災害とかそういうのが、あまり発生がないものですから、みんな薄いんじゃないかなと考えております。

そこで、本題に入るんですけども、こういうときこそ、ああいう実際に避難指示が出されたりした、こういう時期にこそ、この防災計画というのをもう一度目を通して、足りなかったところはないのか、あるいは住民に対して防災意識を植え付ける、そういう絶好の機会がこの1月15日の津波注意報の発令じゃなかったかなと思うんです。

それで、今後、先ほど申しましたけども、南海トラフ、これが30年以内に起きますよ起きますよと、ずっと言われておりますけども、こういう大きな災害が発生した場合に、ぱっと対応できるように、今回のこの地震の体験を生かして、津波注意報の体験を生かして、行政がどのような対応を取ったのか、あるいはまた今後どのように考えているのか、そういう意見をちょっと聞かせてもらいたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） お答えをする前に、先ほどの質問の中で、最後、議員のほうから結びのような形で御要望も含めてありましたので、そのことに少しお答えをさせていただきたいと思っておりますけれども、今後、馬毛島のこの自衛隊の基地整備に関しましては、その交付金の云々というのは、報道ではいろいろ言われておりますけれども、私ども詳細の内容については、まだそれは伺っているわけでございませぬので、そういったものについていろいろ言及することは、ちょっと控えたいというふうに思います。

しかし、そういったこと等も将来につながってくるのであれば、一つの地域の振興策としていろんなことが考えられるんだろうというのは考えております。

しかしながら、私どもは、現状の中でいろんな交付金等活用できるもの、令和3年も4年もありましたけれども、観光についても、鹿児島県でも我が町だけでしたけれども、そういう取り入れられる補助事業はどんどん職員が頑張っ、それをやるという方向で進めております。

サテライトオフィスも4月1日オープンしますけれども、そういうチャレンジをしていくということで、そしてまたこれまでの地方創生臨時交付金についても、これは職員だけに限らず、町民の方からもいろいろアイデアをいただいて、町民総力で知恵を出し合っ、やっ、というわけですから、今後も引き続きそういうふうにやっ、い、というふうに思います。

かねてから職員にも、町民のためにしっかりと仕事をしてほしいということをお願いし、上げていますので、その基本姿勢は職員共々、そしてまた町民の皆さんと一緒に、なっ、何と、い、課題が解決できますように努力を、し、まい、い、というふうに、い、ます。

それでは、この今回のトンガ海底火山の噴火が発生を、し、から、津波注意報が解除されるまでの、ま、経緯と対応について、総務課長に説明を、させ、たい、と思います。その後、私のほうで、この御質問にお答、えを、させ、たい、というふうに、い、ます。

○議長（広浜喜一郎君） 総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 御説明を申し上げます。

令和4年1月の15日、土曜日でございますが、日本時間の13時10分頃、トンガの首都から約65キロに位置する海底火山で大規模な噴火が発生したということです。

議員のおっしゃられたとおりでございます。15日の19時頃までの気象庁の発表では、若干の海面変動はある可能性はあるものの、被害のおそれはないということでありました。

ところが、本来の津波到達時刻よりも2時間ほど早く、20時頃から日本の各地で潮位の変化が観測されるようになり、まして、さらに23時以降には予想をはるかに超えた1メートル強の潮位変化があったために、気象庁は、翌16日の0時過ぎに津波警報及び注意報を発表しているところでございます。

この発表を受け、まして、町地域防災計画に基づき、まして、町長以下、災害担当職員が役場に参集を、いた、し、まして、情報連絡体制を取るとともに、町長には国土交通省の九州地方整備局長より0時49分に電話が、ござ、い、まして、対応、し、まして、庁舎職員を含めて、です、が、協議を、いた、し、まして、1時過ぎに消防による防災無線を通じて、津波注意

報を呼びかけ、海からの避難と注意喚起を行ったところでございます。

午前2時過ぎに気象庁が行った会見内容を確認し、今後の体制の協議等を済ませた後に、町長と副町長は、その後、解散をして退庁したところでございます。

私どもは、午前7時10分に二度目の放送を行うとともに、津波注意報が解除される午後2時まで情報連絡体制を維持しながら、気象庁の情報収集、情報提供には注意をしまして、県への報告または報道機関からの被害状況の問合せ等に対応したところでございます。

以上が経過でございます。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） それでは、改めまして御質問にお答えをいたします。

まず、防災無線の不具合についてであります。議員がおっしゃるとおり、通常は本人からの御連絡によりまして修理や調整といった対応をしております。

今回集落自治公民館長に依頼をしまして、全世帯の状況について確認調査をしているところでございます。今後、その結果を基に、計画的に整備をしていくよう努めてまいりたいと思っております。

次に、防災計画についてであります。本町の地域防災計画は、国の防災基本計画及び県の地域防災計画に倣って策定をしているところであります。

これまでも国や県の修正点を踏まえ、町の防災会議を開催をいたしまして、内容確認や意見等をいただきながら修正をしてきているところでございます。

今年度は2月に県の防災計画の修正が示されたことから、現在、町の防災会議に向けまして準備を進めているところでございます。

先ほど総務課長が経緯について説明をいたしました1月のトンガ沖の海底火山の際の対応についてであります。今回は、気象庁から津波注意報が発表されたことにより、関係職員を参集し、注意報が解除されるまでは情報連絡体制を維持したわけでございます。これは防災計画における津波災害対策編に即した対応を行ってきたということでございます。

今回の現象は、地震による津波とは異なり、周期間隔が短く、噴火で発生した空振による気圧変化で起きたものとされておりますが、その後の気象庁の発表において、このような潮位変動においても、当面は防災対応の呼びかけとして、津波を表記するとしております。町といたしましても、今回と同様に、防災計画に基づいて対応をしてまいりたいと思っております。

津波の実態調査についてであります。今回町民の自主避難の状況については、福祉センターの生きがい活動室に1世帯5名、そして島間地区公民館に4世帯6名が自主避難をしております。そのほかにも御親戚のところに避難をされた方はお

られるように聞いております。

今回の経験から、津波注意報や津波警報が発表されている状況では、海に近づくことはできませんので、現在、九州電力にも確認と相談をしているところであります。

御存じのとおり、島間港に隣接をしております発電所がございまして、現在、新たに5号機の増設工事をしておりますので、海に向けた監視カメラや潮位を観測できるような設備が備えられていないか、今後の整備予定はないかという点で、そしてそのような設備が備わっているのであれば、緊急時の情報提供等の協力体制が図れるように働きかけてまいりたいと、そのように考えているところであります。

また、今回改めて公民館連絡協議会とも協議をいたしまして、情報連絡体制時の情報共有と自主避難場所の運営など、自主防災組織である公民館組織との連携強化を図っていかねばならないと考えているところでございます。

○議長（広浜喜一郎君） 濱田一徳君。

○1番（濱田一徳君） ありがとうございます。いろいろと対応も取られたということで、町民の方もきっと心強く思うんじゃないかと思えます。

私がこうしてここで一般質問するのは、言うほうは何とでん言えるんですよ。私も何とでも言えます。だけど、実際対応に当たられた皆さん方は、これ以上ないという対応を取られたと思うんですよ。

それで、それが住民にも伝わっていけば、また住民のこの防災に対する意識というのが高まるんじゃないかなと思っているところであります。どうか今後もこの防災ということに関しては、何もないからいいんじゃないかと、これから先は何があるか分からないんです。そういうことを念頭に置いて、これまで同様、意識をしっかりと持っていていただければ非常にありがたいかなと考えるところであります。

次の2番目の質問に入ります。

野外の拡声器の設置を希望する集落があるということで、前々からお願いしているけども、なかなか予算の関係もあつてつかないという話も聞きました。

これで、先ほど町長からも財源についてのお話がありまして、私も非常に厳しい財源の中でという、それもあるんですけども、ただ、皆さん方も、今はほとんどの人は携帯を持っております。

携帯でいろんな情報を持っているんですけども、例えば農作業でトラクターとか、ああいう機械を使っているときは、それが聞こえないと、ここの人たち悪く言うんじゃないんですけども、携帯が不携帯が多いんですよ。

皆さん方も経験はあると思うんですけど、何度携帯に電話しても出らんと、後で、なして出らんとかと言え、車の中に置いちゃったとか、家に置いちゃったとか、

そういう話もよく聞くんですけども、こういう文明の利器であるこの携帯を過信してもいけないのかなと、そうしますと、この前のトンガ沖の海底火山のときにはちょうど大潮で、イザリに行っと思った人もいたそうです。

これは私も又聞きで、伝聞なんですけども、それで何か海面の動きがおかしいぞということで帰ってきたという話をちょっと西之のほうで聞いたものですから、これは拡声器という、昔ながらの本当空襲警報じゃないけども、こういう拡声器必要なんじゃないかなという感じもしたものですから、ですからどうにかこの長期計画の中にこういうのをに入れてもらって、拡声器もあちこちつけたらどうなのかなと、一つは、同僚議員が自衛隊の馬毛島基地の関係で質問するようになってしまったんですけども、今回質問をちょっとやめたということであったものですから、私のほうでちょっとさわりだけでも言わせてもらいますけども、馬毛島に基地ができた場合の危機管理の一環として、有事の際の避難などの際、この拡声器、これは重要になるんじゃないかなと私は考えております。

そういうのも考えて、今回あえてこの質問を、言えば総務課長のところへ行って、拡声器をつけてくれよと言えば済む問題だったんですけども、そういう財源的なこともありますので、できましたら長期計画の中でもそういうのを、ちょっと計画を考えてもらってやってもらったらいいのかなという意味合いからこういう質問を出しました。町長のお考えをお聞かせください。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 濱田議員の御質問にお答えをいたします。

現在、南種子町におきましては、町内23か所に屋外拡声器を設置をしておりますが、公民館長より、現在、要望が来ている地区というのは1か所ございます。

平成24年度までのアナログ機的时候においては、屋外拡声器は3か所のみでありましたけれども、平成25年度から27年度にかけて、防災無線のデジタル化整備に併せまして、防災上の観点から、その重要性を考え、20か所増設をしてきたところでございます。

しかしながら、3面を海に囲まれた本町においては、今の設備では町内全域をなかなかカバーできていないというのが現状でございまして、議員がおっしゃるように、増設に伴う経費は大体1か所当たりで500万程度かかる見込みでございまして、高額であるため、主に津波のおそれがある沿岸地域を位置づけて設置をしてきているところでございます。

平成26年度に鹿児島県が示した津波浸水想定区域については対応をしているものと考えておりますが、災害はいつ発生するか分からないものでございまして、屋外、野外におられる方々への広報手段として非常に重要性の高い設備であるというふう

に認識をしております。

今後の拡充については、いろんなことを考慮した上で、安心・安全なまちづくりを基本とした災害への備えとして検討を進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（広浜喜一郎君） 濱田一徳君。

○1番（濱田一徳君） 非常に難しい問題も絡んできますので、今後、行政のほうで、町長がそういう、今おっしゃったような前向きな考えを持っておられるということで理解しております。どうか町民の安全・安心のためにもいろいろと工夫されてやってみてもらったらありがたいかなと思います。

これで私の質問を終わります。

○議長（広浜喜一郎君） ここで11時00分まで休憩します。

休憩 午前10時47分

再開 午前10時59分

○議長（広浜喜一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、福島照男君。

[福島照男君登壇]

○2番（福島照男君） それでは、質問に入らせていただきます。

コロナが長引く中において大変心配をされておるわけですが、その中にウクライナにロシアが侵攻するという暴挙が連日放送されております。まして、今朝はテレビで東北の大地震がまた報道されるということで、我々の身にもいつ災害が襲いかかるのかというふうに非常に今心配されております。

そういう中においても我々の足元のやっぱり生活環境を十分に整備していかなければならないという観点から、今取り組んでおります本町の第2期トライアウン南種子町の基本目標について、現状の施策取組と到達状況等についてお尋ねをしてみたいです。

この計画は令和2年度から6年度までの5か年計画でして、ちょうど次年度が4年度は中間点ということですので、大変その達成状況について気になるところで今回の質問に取り上げたところであります。

基本目標1から4までの構成になっておりますが、時間制限もありますので私の気になる点について抜粋をしてお尋ねをしていきます。

その中において、まず基本目標の1点目ですが、南種子町における安定した雇用を創出するというのが大きなテーマになっております。その中において3点質問をいたしますが、1点目は地元就職者相談事業についてです。

この事業は首都圏から地元企業への雇用をあっせんするという一方で、労働力不足の解消や移住者増につながる大変有意義な事業だなどというふうに捉えていますので、まずこの点について現状と、それから今の課題を示していただきたいなというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

[小園裕康町長登壇]

○町長（小園裕康君） 福島議員の御質問にお答えをいたします。

まず、質問通告書に基づき担当課長からの聞き取りにより答弁書を調整・準備をいたしておりますが、本日まで質問原稿に基づいた詳細内容をお示しいただけていないことから、課長からの詳細内容の報告、そして確認ができておりませんので誠意を持って答弁したいと考えておりますけれども、かみ合わない不十分な答弁になるかもしれませんが、御了承いただきたいというふうに思います。

この「第2期トライタウン南種子町 宇宙・歴史・文化の町 総合戦略」については地方創生戦略本部及び専門部会において立案をし、第三者委員会の地方創生委員会に意見提案を求め、そしてパブリックコメントを実施し、令和元年度に策定をしたものであります。

施策の結果の検証につきましても、第三者委員会の検証委員会において検証をしていただくこととなっております。この策定時の第三者委員会、地方創生推進委員会のこの組織でありますけれども、これは7名で構成されておまして、産官学金労言士ということで、産業界・関係行政機関・教育機関・金融機関・労働団体・メディア、そして税理士・弁護士等の中から7名をお願いいたしまして、構成をしております。また、この検証委員会におきましても、これはまたメンバー異なりますが、6名の委員ということでPTA・子育ての代表、そしてまた労働者の代表・金融関係の代表・産業関係の代表・青年層・女性層、そういったことでお願いをして検証をしていくこととなっております。こういった段階を踏んで数値目標についても設定がなされております。この目標については、こういったことで御理解をいただけるものと思います。

御質問の詳細については、担当課長のほうから答弁をさせます。

○議長（広浜喜一郎君） 企画課長、稲子秀典君。

○企画課長（稲子秀典君） 企業誘致やマッチングの雇用者推移の目標数値についてでございますけれども、こちらについては鹿児島県が主体的に取り組んでおります鹿児島移住就業企業支援事業での就業者の数を上げているところでございます。南種子町への移住並びに定住の促進、それと中小企業等における人手不足の解消に資するため、鹿児島県の求人サイト「かごJob」を通じまして東京圏から南種子町に

移住して就業、また、起業した者に対して予算の範囲内で補助をする制度でございまして、鹿児島県全体の実績としましては、令和元年度については0件となっております。令和2年度が10件、令和3年度の実績が25件となっているようでございまして、本町においては登録の事業者数は2件ございますが、就業の実績としては現在0件となっているところでございます。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） このトライタウンの私が一番いいところは、一つ一つの計画に現状と目標数値が設定されているということで、なかなかこの目標数値に向かって取り組んでいくという姿勢がここでの確かかどうか知らん、いや達成状況が確認できるというところは非常に素晴らしいところだなと思っております。町長の答弁にもあったように各種団体からメンバーが出されて計画をつくって、毎年P D C Aでチェックをしながら達成状況を確認していくというような仕組みであっております、この計画を1つつやっていくことによっていろんな問題点も新たに発掘できるし、目標よりも伸びてくる点も出てきますし、私は非常に本町の中長期的な事業目標達成には有効的な取組だなというふうに思っていますので、今回取り上げたところで

第1点目の企業誘致・就職案内等については、県の事業の一端ということですので、なかなか実際は難しいのかなと思うんですけど、内容的には補助事業で1人当たり100万円ぐらいの補助金も出るということですので、もっと地元の企業にも宣伝していったらいいのかなというふうな捉え方をしております。

次2点目ですが、ここは起業や事業拡大の相談件数ということになっています。

昨年から、ここは実質的には本町でも事業活動がよくなされているようです。今後、ますますそういう意欲的な方や事業者については大いにあっせんをしていって、本町の活性化事業につなげてほしいなというふうに思っていますので、これの点について担当課長のほうから現状と今抱えている問題についての説明をお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 企画課長、稲子秀典君。

○企画課長（稲子秀典君） 本町におきましては、平成29年度から特定有人国境離島地域社会維持推進交付金を活用いたしまして、事業者の起業や創業及び事業拡大の支援を行ってきたところでございます。

平成29年度の事業分におきましては6件の申請がございまして、2件の採択をしたところでございます。平成30年度の事業においては5件の申請において、1件の採択、令和元年度事業におきましては2件の申請において、1件の採択となりました。令和2年度においては4件の申請に対して2件の採択、そして令和3年度事業

においては2件の申請がありまして1件を採択したところでございましたが、こちらについては事業者のほうがもう採択の辞退がございまして、事業実施には至らなかったところでございます。令和4年度におきましては4件の申請がございまして、1件の採択となったところでございます。

これについては、予算の関係もございまして各年度予算の範囲内において、また、申請のその内容——これは審査委員もお願いをしまして審査をしていただいて、その結果で採択をしてきているところでございます。

また、令和2年度からは「かごしま産業支援センター」の事業であります鹿児島県よろず支援拠点定期相談会におきまして専門家の派遣をいただいて、毎月1回相談会を実施しているところでございまして、令和4年度におきましても引き続き、こちらについては中種子町と合同で毎月第1水曜日に、この相談会を実施する計画であります。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） この事業は非常によく頑張っておられるなという評価をしております。応募者数も多いという中で採択件数も上がって行って、なかなか全部できないのは予算的な絡みもあろうかなと思つてのことと思うんですが、今後この事業を伸ばしていくために今課題があれば、1点御報告をお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 企画課長、稲子秀典君。

○企画課長（稲子秀典君） こちらについては今ありましたとおり予算の制約もあつたり、あとその申請の内容によって事前にいろいろ相談も受けながら申請をしていただくわけですけれども、事業者のその事業がこういう補助事業に合致しない部分もあつたりというところもありますので、そういった部分の指導とか相談とかいう部分もやっていく必要があるのかなというふうには思っております。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） 非常に有効な事業だと思うので幅広くやっぱり説明をして1人でも多くの方がこの事業が利用できて町が活性化していくというような取組を積極的にやってほしいなと思っております。

次、3点目に入ります。

宇宙のまちづくりの環境整備ということになっております。

本町はロケット打ち上げ基地を有する唯一の町であります。世界一美しい発射場というふうにもうたわれております。本町に非常に根づきたい事業かなと思つておりますので、今進めているまちづくりの環境整備と抱えている課題、目標に対する到達点について説明をお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 企画課長、稲子秀典君。

○企画課長（稲子秀典君） 宇宙のまちづくりへの環境整備といたしましては、恵美之江展望公園に通じる道路の整備でありますとか、門倉岬の整備について現在実施をしているところでございます。今後につきましては、宇宙ヶ丘公園の駐車場整備を計画しております。また、各見学場の整備等についても検討してまいりたいと思っております。

あと、通告に企業版ふるさと納税のことがございましたので、企業版ふるさと納税につきましては、昨年2月に提出をしておりました地域再生計画について、令和3年の3月31日付で内閣府より認定を受けたところでございます。それ以降、令和3年の10月13日に開催をされました内閣府主催の企業と地方公共団体とのマッチング会に参加をいたしまして、本町の取り組む事業の定住促進であったり、空き家改修等について説明を企業のほうに対して行ったところでございます。その後、参加した企業とオンラインで11月の18日に面談を実施したところでございますが、寄附の実現までには至らなかったところでございます。こちらについては引き続き関係を持ちましたその企業はもちろんでありますが、ほかの企業に対しましてもPR等を積極的に行っていきたいと考えております。

また、企業版ふるさと納税については、先進地のほうにも視察研修を実施してまいりたいというふうを考えております。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） 企業版ふるさと納税、さわりをいただきましてありがとうございます。私も打合せのときには申し上げておりましたが、なかなかこれは奥が深いので、また改めてじっくりと質問させていただきたいなというふうに思っています。残念ながら今回はまだ見込みが見えていないということです。引き続き非常に有意義なふるさと納税仕組みにもなっておりますので、取り組んでいただきたいなというふうに思っています。

この宇宙のまちづくりについて、ここはトライタウンですので5か年の計画です。それを具体的に各1年1年いろんな事業に取り組んでおるわけですが、やっぱり5か年計画の中での到達目標を、どういう宇宙のまちづくりをするのかというところについての構想がいまいちよく分かってないなというふうに思っています。そこら辺のその5か年の宇宙のまちづくりの到達点をどういうふうに、町長構想して持っておられるのか、その点だけ答弁いただけますか。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） そういう内容の質問について私は伺っておりませんので、もう基本的な部分しか言えませんが、ここに5か年の計画でありますので、この計画をしっかりと目標達成できるように努力してまいりたいというふうに思います。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） 目標は10か年計画の中に大体うたわれておいて、その中の5か年計画で具体化事業をつくった。後はもう年度別の事業決裁の中でやっていくんでしょうけど、あの構想の中でのトライタウンの中での取組、どうもここだけグランドデザインがよく分からないなと思っておりました。今町長にお尋ねをしたんですが、もう少しここについては、宇宙のまちづくり南種子についてのグランドデザインがもうちょっと欲しいなというふうに思っていますので、また次の機会にここは質問させていただきたいと思っています。

次に入ります。

基本目標の3について、ここは町内での結婚・出産・子育ての希望をかなえるというのがテーマになっております。第1期のトライタウンの総括を見ていましたら、就学前児童を持っておられる家庭の方が、仕事と子育ての両立が難しいと思っている方が増えてきているというまとめの報告がなされておりました。その件について、これだけ世の中が多様化をしていって共働きが通常の姿となっている中においては、なかなか奥の深い取組方としては難しいところもあるんですが、緩和策を講じていかなければいけないだろうなというふうに今考えておまして、今この事業に上げている目標を達成することについて、この増えてきている増加傾向にある状況を幾らか改善できる見込みがあるのか、そこら辺の説明をお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） お答えをいたします。

私のそれぞれのこの項目に対する構想とかというものについては、この計画そのものが先ほど言いましたように、この地方創生推進委員会の意見も聞いて、そしてまたまずはこの戦略本部・専門部会の中でいろいろたたきをつくって、そしてパブリックコメントやら町民の御意見を頂いて、そして調整をしているものでありますから、この皆さんの御意見を頂いた中でしっかりとまとめ上げていくということでもあります。ですから、この目標に定めたものがしっかりと実施できるように、これは今後しっかりとやっていくということでもあります。

今御質問の——これは先ほどのことです——仕事と子育ての両立の関係で、この基本目標の3についての御質問でございますが、まず一時預かりの利用施設につきましては、現状の2つの施設から目標として3施設としてございます。現在、一時預かりを希望する利用者について、現状でも十分対応できている状況にあるというふうに認識はしております。

また、病児・病後児保育施設については、昨年10月から中種子町と一緒に公立種子島病院の旧歯科診療所跡を活用いたしまして、病後児保育施設ひだまりを開設い

たしております。この施設ができたことによりまして、これまで子供が感染症や発熱等で保育園等に預けることができず仕事を休まざるを得なかった保護者につきましては、仕事との両立を図るという意味においても大きな負担軽減につながるものと考えております。ただ、できるだけ早く開設をするために、施設は現状のままで必要な備品等をそろえ開設をいたしました。令和4年度の予算において施設を充実させるための予算をお願いしているところでございます。これの今現在の登録者数であったり、必要であればそこは担当課長から説明させます。

○議長（広浜喜一郎君） 保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） 病後児保育施設ひだまりのこれまでの実績ですが、昨年10月1日に開所いたしまして、2月末現在で登録をされている方が64名、延べの利用人数が65名となっているところであります。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） 保育所ニーズについては保育所を通常の定員数よりも入所者のほうが減少して定員のほうが多いと、枠のほうが多まっているというような説明を伺っております。そういう中で預けられる親御さんたちについては、それでも何らかの方法はないのかなという、それは希望に限りはありませんが、そういう思いもあつての増加傾向にあるという総括の反省になっているのかなというふうに思っています。子育てという非常に重要な部分でありますので、定員のみにかかわらず次の、この子育て・仕事両立が難しいという増加傾向を少しでもやっぱり抑える、次なる施策も合わせて打っていく必要があるのかなというふうには考えております。

その次に入ります。

基本目標の4に入ります。

ここで、まず冒頭にずっと住み続けたいと思う人の割合向上についてということで、ここは目標数値を10%増と——5年間で10%増にしますよという設定目標をつくっておられます。いや、この数字はどういうふうに図るのかなというふうに思ったら、打合せのときに、いや3年に一遍こういう調査があるんですよということで納得はしたわけですが、現状についてどういう取組をされているのか説明をお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 企画課長、稲子秀典君。

○企画課長（稲子秀典君） ずっと住み続けたいと思う人の割合向上ということで、達成目標に向けた取組と数値の確認方法についてという御質問であります。このトライアウン南種子町総合戦略につきましては、計画書を見ていただければ分かるように基本目標を定めまして、施策の基本的方向性・数値目標、それに対する具体的な施策と重要業績評価指標、あと具体的な施策・事業を定めているところでござい

す。

取組としまして、計画にあります具体的な施策・事業を実施しまして、ずっと住み続けたいと思う人の割合を向上させていくということになります。

あと、数値の確認方法につきましては、この数値は令和2年度からの長期振興計画を作成する際に令和元年度に町民アンケートを実施して、その調査結果に基づく数値でございますので、次回の長期振興計画策定の時期にまた調査を実施することになるかと思えます。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） 課長が捉えている、この10%増の肌感覚はどんなものでしょうか。教えていただけますか。

○議長（広浜喜一郎君） 企画課長、稲子秀典君。

○企画課長（稲子秀典君） 子育てに対する施策であったりとか、移住・定住の施策もやってきてございますので、これは達成できるのではないかなというふうに感じております。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 企画課長のほうからもただいまありましたが、具体的なこととしては、私は今回の4年度の施政方針の中でも述べておりますけれども、まず令和4年度においてはいろんな分野においていろんな取組をしていかなければならんと思っております。その中で申し上げましたのは、特定地域づくり事業協同組合の説明会をこれまで実施をしてきておりますけれども、こういったものもしっかりと4年度において設立をして、働き手の確保、そういったものに結びつくようなことしていかなければならんと思っております。

また、もう現に町の推進協議会も設立して進めておりますけれども、有機農業を軸とした地域活性化に関する包括連携協定もしまして、これに基づいた具体的なあの方策を今からやるということで、これは学校給食、そしてまた、本町においていただく方を含めた方々に——町民も含めてですけれども——安心安全な食の提供ができないかとか、そういうことも含めて、全国の中においても国の方針に基づくわけでありまして、いち早くこういったものに取り組んで、移住をされる方・本町においていただきたい方々に興味を持っていただけるような、そしてここに住んでおられる方が満足いただけるような方向に持っていくということをやりたいというふうに思っております。

それと、いろいろ自治体と種子島島内においても、1市2町で事を進めていくというのは非常に難しいところがあるというふうに感じております。ロケットマラソンもなくなっておりまして、これを立て直そうということでいろいろやっております。

すけれども、なかなかこれの代わりのイベントというのは難しいものがあります。そういった中においても種子島宇宙芸術祭においても3年中に——これはもう正式解散をいたしましたけれども——本町においてこれはもうしっかりと立て直して事務局を、また協力隊を今募集していますので、こういったものの立て直しをしっかりとやっていくということで、やるようにしております。

そのほかにも、空き家についても住居が今足りません。宇宙留学生の家族留学がどんどん増えてきております。そして現在の14世帯から来年度18世帯になる予定です。そしてまた、希望者は20世帯から30世帯ありますので、ここら辺も充実をしながら、そしてまた、ここに残りたい方が今年度においても14世帯のうち8世帯残る予定でありますので、そういったことの住居を確保するというのは重要なことだと思っております。

そして、南種子町に残りたくてもここに残れない方がおります。一部民間企業の方々に、例えばコスモテックにおいても社宅を一定期間おられたら出なければなりません、住居がないということで他町のほうから——ほかのところから通ってきている現状があります。

また、議員の皆さんからいろいろ御指摘もいただいておりますが、教職員についても28名から30名近くが本町外からこちらに来ているということもありますので、そういった方々が住める住居を確保するというのは重要なことだというふうなことで、私は近くここら辺の方向性がまとまりましたら議会にもまた御説明を申し上げたいと思っておりますけれども、民間企業がこのPPP事業によって、そして上中、そしてまた、上中以外の地方に住居を造るという、そういう御提案もいただいておりますから、ぜひそういったものも活用させていただいて、地方に造っていただいて、そういう方々を受けられるような、そういうことも進めたいというふうに思います。

先ほどの濱田議員の答弁の中でも申し上げましたが、あらゆることにチャレンジをしながら皆さんと知恵を出しながら、そしてみんなが満足していただけるような、そういうまちづくりができますように努力をしまいたいというふうに思います。

目標についてはそういう方向に行くのではないかなというふうに思っておりますが、できるように努力をまいります。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） 力強い御答弁をいただきまして、大変ありがたく思っています。

目標ですから10%に限らず15%でも20%でもいいわけですので、やっぱり抽象的な目標に対して一つ一つの具体的な事例、町長からもあったようにいろんな課題が見えてきますので、そういう課題を一つ一つクリアしながら、この数字の1つでもパーセンテージが上がっていくようなまちづくりができれば、すばらしいなという

ふうに思います。

その中で、次に入りますが、高齢者人口がこれからますます増えていって介護の問題に入りますが、介護ニーズが高まってきます。そういう中で、今この高まってくる介護ニーズについての対応策と課題について、ここは保健福祉課長ですか、答弁をお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） 介護ニーズへの対応についての御質問ですけれども、第8期の介護保険事業計画で地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護1か所、定員で20名増を見込んでいるところであります。町のホームページで令和3年10月1日に募集要項を掲載し、それぞれ受付を行ったところであります。現在、公募を受け付けた結果、申請が1件上がってきているところであります。これについては3月22日の地域密着型サービス運営委員会へ諮り、意見を聞いた上でそれぞれ決定していくことになろうかと思っているところであります。

それから、もう1点、介護従事者の確保の関係であります。この介護従事者の確保については、非常に大きな課題となっているところであります。これから団塊の世代が75歳を迎え、介護を必要とされる方も年々増加することが予想されるところであります。介護を担う方の現状を見ると、従事者の高齢化の傾向も見られるところであります。従事する方の処遇の改善も必要ですが、まずは介護人材のすそ野を広げることで介護サービス事業所の人材確保に資する観点から、介護職員初任者研修を受講していただくことが大事だと考えております。町介護保険サービス事業推進協議会とともに連携しながら、受講に対する助成制度の創設に向けて検討を前向きに進めていきたいと考えているところであります。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） 介護者も介護ニーズも増えていくんだけど、逆に、これからは介護者が不足してくるという問題が大きなテーマになってくるだろうというふうな捉え方をしておりました。課長のほうから先に御答弁いただいてありがたかったんですが、なかなかあとしばらくすると、そういう現役の今の介護している方々が自然と高齢化ができて支える方が少なくなってくるという大きな問題というふうになってきて、今、課長のほうからすそ野を広げようという取組を進めていくということですので、ぜひここは頑張って、それこそ南種子町で暮らし続けたいと、暮らして幸せだったという方が増えるためにも、このすそ野はぜひ広げていって充実してほしいなと思っております。

国も、介護支援についてはまた新たに今年の10月から介護者賃金のベースアップを狙おうということで、何か基本方針も出されているようです。というようなことも

ありますので、今そこら辺も含めながら、本町の高齢化社会においては非常に重要な問題の1つではありますので、国や県の支援だけで足りない場合は、本町独自の対応策も今後検討していかなきゃならないのかなという問題点も1つ出てきますので、そこら辺も、今日明日の問題じゃないですけども、ここは長期的にこの計画書の中にも入っていませんけども、町独自の計画も入れていっていき、早くから取り組んでいく必要があるのかなというふうに思ったりしております。この点については、町長、簡単でいいですので捉え方・考え方を教えてください。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 基本的な考え方については現状と、そしてまた今後について課長のほうから答弁をいたしました。先ほどから言いましたように、我々はこの町の持続可能なまちづくりを目指しているいろいろなやっておりますので、それにおいてこの本町に興味を持っていただいている方々、そして御家族でおいでいただく方が今増えてきておりますので、ここにそれを進めながら、そしてまたそういう方々にこの介護についても、いろんな働く分野の中の1つとして我々は前向きにそこら辺の人材を確保するための方策というのを、進めていかなければならんと思っています。

この受講に対する助成制度の創設については課長のほうからも検討するということでしたが、他町でももうやっているところがありますけれども、その補助の割合とか、これはもう本町独自のもので、しっかりとそういったことに取り組んでいただける方々を確保するために、本町独自のこの制度を前向きに創設したいというふうに考えておまして、そこについてはもう課長に指示をしておりますから、今年度中に、そこについてはまた議会のほうにおいても予算についてもお願いをしてみたいとそのように考えております。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） ありがとうございます。非常に重要な部分ですので、積極的に取り組んで欲しいなというように要望いたします。

もう続いて同じような問題ですが、健康づくりについて質問いたします。

生涯健康で現役というのが一番理想的であります。そういう意味で各地区・集落においていろんなサークル等を結成しながら取り組んでおられるということで、ここもトライタウンの中に事業計画としておられています。ここは非常に積極的に私は取り組んでおられて、実績も上がっているのかなというふうに今捉えておりますが、何か現状についての課題があれば、担当課長から説明をお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） 健康寿命を引き上げることは、高齢者の方が少しでも長く自立した生活を過ごすことができるということで、非常に重要な課題となっております。

おるところでございます。トライタウン南種子でのK P I で示している健康寿命の捉え方は初回介護認定申請年齢としており、令和3年4月1日から3月31日までの実績を見ますと83.23歳となっており、現時点で目標値を超えているところであります。

それから、地域包括ケア推進団体数についてですけれども、これについては3月1日現在で、102団体が登録をしております計画の目標値に既に達しているところであり、主な活動ごとのグループ数ですけれども、介護予防健康体操等をするグループが19グループ、美化活動20グループ、ゲートボールが31グループ、趣味活動・茶話会が17グループ、グラウンドゴルフ等のスポーツ活動13グループ、高齢者の見回り・見守り・声かけが4グループ、それから、児童の見守りが2グループとなっているところであります。

今後の活動についての課題ということではありますが、リーダーの高齢化の問題があるところであります。どの団体・組織でも同じような課題を抱えていることとは思いますが、リーダーの育成をどのように図っていくか、育成していくかが課題となっているところであります。

また、活動の内容として、高齢者の見守りや声かけなどボランティア活動の充実も図っていければということ考えているところです。

以上です。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） 健康寿命の達成については現状をクリアしていているということで、私は非常に活発な取組の成果かなというふうに思っております。このことが医療・介護費の抑制にもつながっていくのかなと思っておりますので、引き続きここは積極的に強く推進してほしいなと思っております。

その次に入ります。

次世代地域元気プランについてであります。

ここは現状は、上中地区以外の地区公民館においては高齢化と人口減少が進んでおりまして、なかなか今まで従来行ってきた公民館活動がままならない状態になっているというのが現状かと思っております。そういう中において、元気プランを各地区公民館を主体・中心にしてプランをつくると、そのプランに基づいて行政が支援をしていくというような仕組みというふうに聞いております。現状は何地区か手を挙げてやっておられるところがあるということで、実際は島間地区公民館が取り組んでおられるというふうに聞いておりますが、なかなか非常にいい取組の事業ではないかなと思っております。全地区にこの地域元気プランの作成をお願いしていろんな問題点——地域の個性のある特徴ある多分問題点が出てくると思っておりますので、そこ

に行政支援としての的を当てればもっと効果的な予算の使い方も見えてこないのかなというふうに思ったものですから、現状の取組と、それから今抱えている問題等について説明を求めます。

○議長（広浜喜一郎君） 社会教育課長、園田一浩君。

○教育委員会社会教育課長（園田一浩君） 福島議員の御質問にお答えをいたします。

次世代地域元気プランは、町民自らが楽しみながら地域活性化に取り組むための10年後の地域の姿を描く計画であり、住民同士が交流を図りながら主体的にまちづくりに関わる持続可能な地域づくりのための取組を支援することとしております。

まず、地域におきまして地域の現状を把握し、10年後の姿を思い描き、そのために必要なことを地域で語り合い、それを具体的な行動計画として策定をします。そして、その計画を元を取組を行いながら継続をして改善を図り、地域づくりを推進していくということになります。地域の行動計画を策定していく過程において他の地域の取組方法や事例などの情報提供を行いながら、より具体的な地域の活性化計画策定への支援を行うことということを行政としては考えているというところがございます。あくまで、このプランの作成及び地域の取組を支援することでありますので、地域が主体となってこのプランを作成することになります。

現状を少し申し述べますと、令和2年度からこの各種施策の推進を図っているところがございます。1地区において10年後の未来の姿として地区の村づくり方策を策定しております。もう1地区、地域住民へのアンケート調査まで実施をしておりますが、コロナ禍ということがございまして、話し合い活動ができていない状況であります。

今後、この地区につきましては策定へ向けた取組を推進または協力をしていくというところがございます。

目標数値3件へ向けまして、まずは各地区においてこのプラン作成に取り組んでもらうことが大切だろうと考えておりますので、公民館連絡協議会とも連携を取りながら、先進地の取組事例や推進方策なども紹介をしていきながら推進をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） 本町のような地方の集落においては、問題点がたくさん出てきます。

地元の方々が自分たちの目で感じていること、見ていることが問題点として上がってくると思いますので、こういう活動は積極的に取り組んでほしいなど、3地区が目標と言わずに、全地区にこういう目標を、相談しながらつくっていくと、その上がってきた問題点について行政からピンポイントで支援ができるということも考

えられますので、もう少し、ここは積極的に取り組んで、主体は各地区の公民館になりますので、各地区公民館とここはもう少し協議を進めて取り組んでほしいなどというふうに、ここは要望をいたします。答弁は結構です。

次に行きます。

一番最後の質問になります。

町民のアンケート実施調査についての提言であります。

行政から各住民にはその都度いろんな媒体を通じて情報が渡されていきます。そのおかげでいろんな情報を住民生活の中で享受しているわけですが、逆に、この広報活動と同様に、広聴活動というのをもうちょっと実施してもいいのかなというふうに私は捉えております。

今年は各地区における町政座談会も行われました。非常にいい取組なんですけど、どうしても、コロナの関係もあったんでしょうが、参加率がどうしても限定されてくるということで、なかなか多くの町民の声を聴くチャンスがないということで、やはり、全町民の行政に対する参加を求める上においては、いろんな声を聴くということも非常に重要なことかなと思っています。

ただ、なかなか大変な事業でもありますので、簡単に、はいやりましょうというわけにもいかないんでしょけども、やっぱり、1年間の行政の総括をするという意味で、町民がどういうふうに捉えておるのか、満足しているのか、どんな意見があるのか、要望があるのか、それは称賛の声もあるでしょうし、いろんな声があると思います。

そういうのは1年に1回、そういう機会をつくって、町民の意向を捉え、それが住民の行政参加にもつながるんじゃないかという捉え方をしているわけですが、この点について、町長の捉え方をお聞かせください。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 福島議員の御質問にお答えをいたします。

町民参加型の行政運営を行うということは大変重要なことでもあります。議員からもありましたとおり、私どもは昨年11月から今年の1月にかけて、島内においてもやっているところは本町だけだったと思います。町政座談会を実施をさせていただきました。様々な御意見を頂いたところでありまして、できるものについては予算化をしたり、そして取り組んでまいりたいというふうに思っております。

また、未来会議についても継続をしておりますが、これまで御意見を述べて、そしてまた、新たな方に変わったり、メンバーもそのように変わってきておりますが、ここにおいても御意見を頂いております。これまでの取組につきまして御意見頂いたことにつきましては、令和3年の5月号の広報紙において、頂いた御意見への

取組状況ということで、13件ほどだったと思いますが、町民の皆さんにお知らせをしているところでございます。

これからも実施可能なものについては予算化をし、事業推進を図っていききたいというふうに思いますが、つい先日でしたが、新たにまた未来会議に加わりたいという、希望される申出書と申しますか、それが2名ほど今届きました。

少しずつ浸透してきておりまして、結局、町民のほうから、未来会議にも加わっていろいろ御意見を出して、そしていろいろ御提案をして、それを政策実現をしていききたいという方がやっぱりおられるんだというふうに思います。そういうことで、非常にありがたいことで、今後も期待をしたいというふうに思います。

そのほか、公民館長や各種団体を通じての要望、そして、直接要望に来られる方々もいらっしゃいます。また、議員の皆様方を通じて要望等寄せられる場合もあります。そういった中で、この要望内容を精査をしながら、実施可能なものについては今後もしっかりと対応をしてまいりたいというふうに思います。

対応状況については、直接お伝えをしたり、そしてまた、広報紙においてもお知らせをしなければならないものについては、町民の皆様にお知らせをしてまいりたいと思います。

アンケートにつきましては、これまで長期振興計画を策定をするときとか、そしてまた、子育て支援に関するものでありますとか、いろんな計画が最近は、以前からいたしますとほとんど計画策定をしなければならないような状況になっております。そういうときに、町民の皆様方にもそれぞれアンケートなどをこれまでもお願いをしてきているところであります。

そういった中で、これまでアンケートの要望というよりも、アンケートが多すぎるといふ御意見も、我々もいろいろ頂いております。

ですから、そこは、いろんなことを精査をしながら、必要なときに必要なアンケートは実施しなければならんと思いますので、年に1回、毎年、本当にこういう、座談会とか極力できるものについてはやっていくべきだと思いますし、アンケートを毎年実施するというのも、今の現状ではどうなのかなというふうに思っておりますので、そこは全世帯にそういう御意見を賜るのであれば、そういう適正なときに、適当なアンケートができるような、それは十分検討はしたいというふうに思います。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） 町長のおっしゃることも一理あるなというふうに私も思っております。

ただ、声なき声と申しますか、かき消されそうな小さい声、意見が現実には多数存在しているわけです。私も気づかないことがあったと気づかされると、いろんな

方をお会いをして話をする中においては、そういうことかと、そういう問題もあつたのかという中に、意外と切実な問題とか真実が見えてくるというのを実感として受けております。

私なんかは、立場上どんどん物を言う立場にありますけども、なかなか物を言えない立場に、声を上げづらい立場にある方の意見を、声を聞くというのは、なかなかやっぱり至難の業だなというふうに思うんですが、そういう方々に行政の光を当てるという意味においては、一番抵抗の少ない声の聞き取り方というのを検討していく必要があるのかなというふうに思ったものですから、一例としてこのアンケート調査を挙げたわけです。

ほかの方法でも構わないわけで、なかなか表に上がってこない、大声で叫ぶ人から消されそうな小さな願いを、思いを酌み取るということも非常に重要な行政サービスだと思いますので、そういう捉え方で何か対策を打ってほしいなというふうに思っています。

アンケートに限らず、そういう取組もぜひやりたいというふうに私は思っているんですけど、町長、もう1回、そこらについての答弁、お願いできますか。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 町民の声をしっかりと聴いて、そしてまた、町民のために行政が仕事をしていくということが基本であって、それは全職員が同じ気持ちで今後も取り組んでいくということは、これまでもお願いしているとおりであり、職員もそのように努力をしていると思います。そしてまた、私どももしっかりとそういう声を聞いていけるような努力はしてまいりたいというふうに思います。

防災無線一つについても、昨日でしたか、二、三、デジタル化の中でのちょっとその声を録音するのではなくて、今ちょっと試験的にいろいろやってきましたが、それについてもまた御意見をいろいろ頂いておりまして、今日はまた元に戻しております。

何か非常に聞きづらいとか、そういうこともあったり、いろんな声は確かにそういうふうに届けられます。できる限り、いろんな効率的なものも含めて、いろいろチャレンジをするというか、取組をしてみるんですけども、またすぐわないものについてはしっかりとまた検討をして、そういうものは方向をしっかりとまた元に戻していくとか、そういうこともちゃんと検討をしたいと思います。

アンケートに限らず、いろんな形で御意見をやっぱり皆さんから拾えるような形をしっかりと考えたいです。

そしてまた、現在本町においては、まちづくり公社において、県のほうから道路等についても権限委譲させていただいて、それは一つの働く場にもなっております

けれども、種子島島内においては、やっぱり町が、一番南種子町がきれいだというふうに言っていたけておりますので、それも時期によっては草がちょっと追っつかないところもあったり、そういうところもありますが、極力皆さんでそういう町民の方からの御要望にも応えられるように、それを努力をしてまいりたいというふうに思います。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） ちょうど時間となってきました。今回は、第2期トライタウンを中心に質問をさせていただきました。これは5か年計画です。あと4、5、6、3か年残っておるわけですが、しっかりとこの目標達成に向かって、目標が達成しそうな分についてはさらに上積みをしていくという取組で、ぜひ頑張っていたきたいなというふうに思っております。よろしく願いいたします。

では、これで質問を終わります。

○議長（広浜喜一郎君） これで、福島照男君の質問を終わります。

ここで、暫時休憩します。再開を午後1時00分とします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

○議長（広浜喜一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、名越多喜子さん。

[名越多喜子さん登壇]

○5番（名越多喜子さん） 議長の許可を頂きましたので、一般質問をいたします。

コロナ禍の中、3回目の予防接種の実施、また今日はウクライナの状況のテレビが放映されるたびに、見るととても悲しい気持ちになっています。また、夕べは三陸地方での地震と、心配なことが起きております。

では、一般質問に入ります。

観光物産館トンミー市場の道の駅指定への進捗状況についてということで、観光物産館トンミー市場の道の駅指定については、昨年度の一般質問で前向きに考えて進めていくという発言がありましたが、その後の進捗状況はどのようになっているか、町長に伺いたいと思います。よろしく願いします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

[小園裕康町長登壇]

○町長（小園裕康君） 名越議員の御質問にお答えをいたします。

道の駅につきましては、以前、担当課長より説明をいたしましたとおり、要件整

備が必要な部分がありまして、およそ5,000万円程度の整備費用が必要となる試算になっているということでございまして、前回の中において課長より説明をさせていただいております。私は、そのときの昨年的一般質問において、この財源をどのように確保するのか、そういったことも重要であり、そして長期振興計画とあわせて、引き続き活用可能な補助事業など財源確保を検討してまいりたいというふうに申し上げました。今もその検討をしていく必要があると考えております。やっぱりこれだけの整備をしていくために、どういった財源を使っていくかということは、十分に検討していかなければならないと思っております。

そういった中においても、スケジュール的には、基本構想、そしてまた基本計画、そして設計、工事、登録というようなスケジュールで年数もかかるようになっておりますが、そのような中で令和4年度当初予算においては、この基本構想の委託料を500万円程度でありましたので、それを計上する方向で、最終査定まで検討をいたしたところであります。

しかしながら、その基本構想委託を提出をすれば、次年度また構想の部分もあるわけですが、確実に、この道の駅に登録される方向に進んでいくのかどうか、委託をしないと申請ができないのか、これまで自前でこういったものをつくりましたが、それがだめだということを御指摘を受けておりますので、今後の基本計画策定などについても、そういったものを委託をしたものの、無駄な予算にならないかなど、再度、国道事務所にも再確認をするよう指示をしているところであります。

あわせて、今後、トンミー市場については、いろいろな検討をしてまいらなければならないと思っております。現状において、その方向性を今探っている状況でございまして。

○議長（広浜喜一郎君） 名越多喜子さん。

○5番（名越多喜子さん） 今、町長も説明がありましたが、なかなか道の駅については、整備をするには5,000万円以上かかるということで、前向きには考えているけれども、なかなか基本的に実施するかどうかというところまでは、まだ踏み込めないというのが町長の説明だったと思います。

それで、それも、前もそういうふうな話はあったんですけども、少しでも前に進めたらいいのかなと思って、一歩でも歩いただけ、それだけ近くなってくるのかなと思って私も質問をしたんですけども、町としては、なかなかその5,000万円という、それこそお金が大変なお金だということも、もう重々分かった上での質問だったんですけども、検討をして、できるだけ早くということをお願いをしたいと思ってだったんですけども、それをお願いするとともに、また現時点では、早々にできるということではないということも、町長のお話の中で出てきましたので、では、道

の駅については、構想としてありますけども、今すぐすぐということではないので、現状、今のままで営業をしていくということで理解してよろしいですか、町長に伺います。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） トンミー市場については、これがしっかりとそういった登録をされて、そういう状態になるまでには年数がかかります。それまでは現状の中でしっかりと運営をしていくという、それ以外にはないと思っております。

この要件整備については、あともって必要があれば、企画課長から説明をさせたいと思いますけれども、駐車場に妊婦用の屋根付きの駐車場であったり、トイレも個数が決まって、そういったものが、それをクリアしなければならないというのが国道事務所から言われておりまして、それらを整備をするときに言われているそういう要件に5,000万円ほど財源がかかるということでもあります。ですから、それをクリアするための、まずスケジュール的に言いますと、1年目に基本構想の策定、そして2年目に基本計画の策定、3年目が設計、そして4年目に工事及び登録申請、登録というふうな流れになるということを経済事務所のほうからも言われております。

以前、自前で、この基本構想について策定をして、そういうところに提出をしても、何かやっぱり業務委託でないと、これ認めてもらえないような、そんな、私に言わせると変な話なんです、全部外注をしないとイケないような話ですから。どこが違うのかというふうに私は思いますけれども、現にそういうことを言われておりますので。

今回も本当にこの基本計画、基本構想の策定についても、私は組もうと思いましたが、しかし、本当に2年間かけて、これだけの金額を、500万円、500万円ですかね、大体1,000万円以上かかるわけですけども、それをやって、そういう手順を踏んで外注をしてやったときに、本当にそれが認める方向で動くのかどうか、それはしっかりと国道事務所に聞いてほしいということを職員にも申し上げておりまして、まずそこを、本当に流れとして、そのような状況にあるのかどうか、私はしっかり確認をしなければならんというふうに思っております。

やるにしても、今の言ったようなスケジュールでいきますと、大体工事をしたり登録までが4年間かかるということでもありますから、そこについては御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（広浜喜一郎君） 名越多喜子さん。

○5番（名越多喜子さん） 私たちもトンミー市場の運営委員会ということで視察にも行きまして、どこに行っても、もうそれぞれ今言われたような、全部をクリアした

ところというのは、あったというのは、本当に九州、ほとんど行っているんですけども、ないわけですよ。それがそういう決まりがいつできたのかなと思うぐらいに新しいところもやっぱり駐車場もあって、屋根つきとか、そういうところもなかったりとか、いろいろで狭いところで道の駅というのをちゃんと、それこそ道の駅指定になっていますというところをずっと回ったんですけども、そこまで厳しい、そういうやり方をしないとだめだということがあれば、本当に私たちの視察のしたところは、全部、不適になるだろうなって、通らんだろうなというところがほとんどだったんですよ。それがいつそういうふうに決まったのかなというのも不思議なんですけども。まあ決まったのであれば、そこに準じて、町としても随時できる、本当に短い時間にとということをしていただくより、ほかにしようがないんですけども、できるだけ、本当に一生懸命頑張っ、道の駅指定ということをお願いしたいなということで、この道の駅指定については、一応質問を終わります。

次に、観光物産館トンミー市場の整備についてということで、観光物産館の市場は、職員の休憩室がないんです。バックヤードにロッカーを設置してあり、そして休憩や昼食は事務所を利用しているような状態なんです。職員の福祉厚生については、早急に整備すべき事項じゃないかと思いますが、どのように考えますか。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） まず、先ほどのことではありますが、現に職員が国道事務所からそういうふうに言われておりますので、そこはそういうところがあって、それは以前から早くそういう登録をしているところもあると思いますから、本当にそうなのかどうか、私どもも議会においても、そういう質問も受けておるということで、それはしっかりと声は届けてみたいというふうに思います。

それから、この観光物産館の職員の休憩所についても、以前から御質問をいただいております。職員の働く環境の整備というのは大変重要なことだと私も認識しております。そういったことで、どのような形で整備するのがよいか検討するように、指示はこれまでできております。今後ろの方に車を職員が止めるスペースもありますけれども、向うのほうにやり出したほうがいいのか、そういったものも含めて、ちょっと検討をなさいたいということは申し上げてきております。

ただ、具体的に、そこがまだ整っておりませんから、どういう方向でこれを確保していくかということについては、現在検討中ということでございます。

○議長（広浜喜一郎君） 名越多喜子さん。

○5番（名越多喜子さん） トンミー市場もだんだんだんだん狭くなってきて、やっぱり拡張も必要だろうというの也被われておりますので、応急的に、裏の今言ったように町長が言われましたように、従業員駐車場の奥の方のスペースが開いておりま

すので、そこにプレハブ的なものでもいいから応急的に設置はできないものかどうか、ちょっと伺いたいんですけども。町長、お願いします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 御質問にお答えいたします。

プレハブの設置等、応急的なものについてもということでありましてけれども、やろうと思えば、このプレハブ設置による、これはできると思います。しかし、今指示をしておりますが、そこにそういうふうなことで設置をするのか、プレハブに設置をするということでありまして、やはり基礎をまず、今は打たなければなりませんから、それを短期的に使うのであれば、ちょっと私は効率が悪いなというふうに思っております。

そういうことで、できるだけしっかりとした休憩所の設置ができるよう検討しなければいけないなというふうに思っているところでありまして、一定の期間、それを利用するというのであれば、プレハブも考えられるだろうというふうに思いますが、そこは早い状態で従業員の方々、職員の方々のそういう対策もとれるように検討してまいります。

○議長（広浜喜一郎君） 名越多喜子さん。

○5番（名越多喜子さん） 行政のほうで一番どれがいいかというところは十分に検討されると思いますので、できるだけ早く福祉のほうでということをお願いしたいと思います。

次に、観光物産館トンミー市場の従業員の制服について、ちょっと伺いたいと思います。

トンミー市場内では、従業員が私服を着用しております。お客さんとしては、従業員かお客さんか見分けがつかないところが多々あります。それで、これで制服として、上着とエプロン等があれば、大分、お客さんも戸惑いもなく、やっぱり質問等があったりとか、いろいろなことも尋ねやすいんじゃないかなと思うところを、いつも見ておりますので、こういうところ、制服等について町長はどのように考えておりますか。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） お答えをいたします。

トンミー市場の従業員についてということでありまして、私が聞いておりますのは、グリーンのエプロンを着用いたしまして、ネームもつけて、それで対応しているというふうに聞いておりまして、これまで見分けがつきにくいとか、そういう御意見は私は聞いておりませんが、トンミー市場の職員については、まちづくり公社の職員ということになっておりますので、そういう制服のこと等についても、今ま

ではちょっとお聞きもしておりませんし検討しておりません。今後どのような方向でそういう検討を進めるかについては、公社の理事長が副町長でありますので、副町長から答弁をさせたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 副町長、小脇隆則君。

○副町長（小脇隆則君） トンミー市場の従業員の服装ということでございますけれども、現在は、ただいま町長が答弁をいたしましたように、エプロンの着用をしているということで、私どもも現在のところ、そういう見分けがつかないとか、そういうような話も届いていないところでございますけれども、これについては、公社のほうからトンミー市場のほうに職員を派遣をして、今度は、その派遣先の企画課のほうですかね、所管課とも協議をして、そこが、そういう見分けがつきにくいとか、そういうような状況があれば、検討はしないといけないと、そういうふうに思いますが、私も、例えばほかのいろんな商店の従業員を見ても、やはりエプロン、はっきり見分けがつくようなエプロンをつけているというのが実情だというふうに思っていますので、その辺については、現状でいいんじゃないかという感覚は持っているところでございます。

○議長（広浜喜一郎君） 名越多喜子さん。

○5番（名越多喜子さん） まあ、本当に名札も小っちゃかったりとか見えなかったりとか、エプロンも絶対毎日かけているというところもあるときとないときがあるということでもありますけども、それでやっておりますということであれば、現状のその働いている人たちは何の不便も感じていないというのが現実だろうと思いますので、そこはまた、ちょっと私のほうでももう一度、またちょっとお客さんにも聞き合わせもしてみたいとは思っています。できるだけ、やっぱり従業員もちゃんと制服とかそういうのがあれば、見やすいし、どこからでも見えるんだろうな、分かりやすいんだろうなというのを、私、いつも思っているところだったんですけども、そういう考え方であれば、またちょっと私も一歩引いて、もう一度考えたいと思います。

次に、観光物産館トンミー市場内の観光案内所の設置についてということで、去年、3年度の10月の決算委員会でも物産館内の案内所の設置についてという話もしたことがあります。南種子町としても、やっぱりどうしても役場のほうに、企画課のほうにどうぞといっても、なかなか一般の人は、一歩足を入れるということは、なかなかやっぱり抵抗があると思います。

ですので、やっぱり、見学をした人も、トンミー市場のほうでお土産も買って帰ったりとか、ここに言って、どこでその案内するのに、どこでその聞き合わせしたらいいんだろうかというのを、やっぱり新しく種子島に来た人は、皆さん思うとこ

ろがあるんじゃないかなと思いますので、私としては、案内所を設けて、それで対応したほうがいいんじゃないかなと思って質問をしたんですけれども、これについてはどのように思われますか、町長、伺います。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 御質問にお答えをいたします。

この観光につきましては、種子島観光協会ということで、合併をして、西之表市に設置をされておりますけれども、事務局と案内所が西之表港の中にありますが、私といたしましては、この観光協会として、この観光振興について、これ私も、機能していないというふうに私は感じております。

いろいろ協会にも申し上げたりいろいろしておりますけれども、そういうことから、これまでも南種子町単独で観光振興策を図ってきているわけでありまして。

そうした中において、トンミー市場の中に観光案内所を設置するのがいいのか、その他の場所に案内所を設けるのがよいのかも含めて、そうすると財源は本町で、やっぱりやらなければならんようになると思いますけれども。種子島観光協会南種子支部というのもありますので、そののほうとも協議をしながら、調査研究はしなければならんだろうというふうに思います。

一つの案としましては、令和4年度から、本町単独で種子島宇宙芸術祭というのを立て直し、事業を開始する計画でありますので、昔の建物のところのインフォメーションセンター内に、観光案内等の業務や、英会話ができる地域おこし協力隊の採用とか、そういったものができないか、このインフォメーションセンター内の充実を図ることもできるのではないかなというふうな考えもあると思いますので、そこについてはどういう形がいいのか、トンミー市場内でしっかりやるのがいいのか、そこは十分協議検討をしてみたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 名越多喜子さん。

○5番（名越多喜子さん） 今のその宇宙芸術祭のことで、元の百円市場のところに事務所を置くということですか。そこを、それで1年間ずっとそこは、ちゃんと、常時できるということですか、事務所として使用はできて、事務所としての機能ができるということですか。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 今まで事務所について、そういうやり方ができるんじゃないかという考えもありますので、そこを含めて、あそこを今までの、何かこう、ずっといつも閉まっているような状態とか、そういうことではなくて、やるのであれば、事務局を、しっかり立て直すわけですから、そこでそういう受入れもできるような形も一つの方法ではないかという、一つの案でございます。そういうことも含めて

検討してみてもどうかなのということでございます。

○議長（広浜喜一郎君） 名越多喜子さん。

○5番（名越多喜子さん） 今の町長のお話では、そういう方向で、できるだけ町単独でも、やっぱり観光案内として、南種子町内の観光案内として、やっぱり絶対必要な部分だろうと思いますので、お客さんが、旅行者が、どこでも使える環境で、使える場所で、見える場所であるところを踏まえて、一番いい場所ではないかとは思いますが、できるだけどこに行っても分からないというよりは、来たからには、南種子町をしっかりと見て行ってほしいということで、できるだけ、本当に、そんないい場所があつて、そんな、それと両方でいけるものであれば、ぜひそういうところを活用して、実現に向けて、早く対応してほしいということを私も今、町長の話聞いて、それには大変賛成はします。ですので、前向きにぜひ考えてほしいと思います。

それで、次に、トンミー市場内の従業員に対してということで、やっぱり土産品を買ったりとか、来たときに、例えば南種子町の観光案内でどこがいいですかとかいろいろ聞いてくる人は多分いると思います。知らない人たちは。それについて、できれば、従業員にですね、観光案内として、向こうもありますよ、ここもありますよじゃなくて、向こうは車で何分ぐらいして、どうして、どうしてと、ちょっと詳しく、ちゃんと案内としてできるような、やっぱり言葉遣いというのかな、心遣いというのが必要だろうなと思いますので、ぜひ従業員にも観光案内ができる、観光案内がスムーズにお話ができるというような対応できるような、やっぱり教育というのも必要だろうなと思って、それで質問をしているんですけども、そういうのを教育として、ぜひ従業員にも勉強してほしいなというところがあつて、質問をしたんですけども、それについて、町長はどのように考えますか。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） まずお答えする前に、先ほどの件については、私が申し上げた一つの案ということで申し上げましたが、それも含めて、トンミー市場の、議員からおっしゃられることも含めて、十分そこは検討したいというふうに思います。

そして、御質問にお答えいたします。

観光物産館トンミー市場の従業員に対しまして、観光案内を仕事として位置づけるということでございますけれども、これまでも、個人の観光客が来られて問い合わせがあつた場合には、対応をしてくれているところであります。

また、観光ツアーなどにおいては、ガイドもついていると思いますので、これまで同様に対応してまいりたいと思います。

また、広田遺跡ミュージアムのように、語り部のような方がいて観光案内をして

いただくのもよい方法かと思いますが、最もよい形を研究をしてみたいというふうに思います。

従業員の研修につきましては、現在はまちづくり公社の社員となっておりますので、必要があれば連携をして対応したいと思いますが、まちづくり公社の理事長が副町長でありますから、副町長から答弁させたいと思います。

その前に、そして、議員が言われておりますように、やっぱり丁寧な対応、そして親切な対応というのは、これはトンミー市場の職員だけではなくて私どもの役場もどこも全てやっぱりこの行政に関わるものについては、そうあるべきだと思います。

そして、中には、先般もある町民から話がありましたが、この島内においても、非常にこの役場に入った雰囲気が変わったということも言っていた方もおりました。それは、まあ行き届かんところもあると思いますけれども、そういったいいお話も伺っておりますので、やっぱり親切に丁寧に、どなたにも同じように取り組んでいけるように、そこについては努力をしてみたいと思います。

先ほどの、この内容については、副町長から答弁させます。

○議長（広浜喜一郎君） 副町長、小脇隆則君。

○副町長（小脇隆則君） 従業員の研修ということでございます。観光物産館の職員については、まちづくり公社の社員を派遣をいたしまして、業務に当たっていただいているところでございます。

やはり観光物産館のようなところは、住民の皆様初め、観光客の方々が多く来られる場所でありますから、笑顔で対応するということが接客の基本であると思いますし、来館者が、どうしたらいいかわからずに、まごついているようなときには、やはり積極的に声をかけて対応していくということが非常に大切なことだというふうに思います。

最近では、私も非常に従業員同士の雰囲気もよくて、住民の皆様からお褒めの言葉も頂いているところでございます。今年の正月にも、私はまちづくり公社の職員に、ほんの少しの配慮で町民の皆さんが普段困っていることを解消できるんだというようなことを申し上げまして、町民の皆様に寄り添って、頼れるまちづくり公社だと言われるように取り組んでいただくようお願いをしたところでございます。

このように、派遣元であるこのまちづくり公社のほうも、基本的なことについては、指導してまいりますけれども、派遣先である、この観光物産館であるとか、それから公社で言うと、地籍調査であったり水道の関係、図書館、堆肥センターと、いろんな業種がありますけれども、それぞれの業種によって取組方針等についても違います。業務運営については、役場の担当部署の指示系統の下で、行っているわ

けでございまして、派遣先での指導についても、観光案内等を含めて大変重要なことだというふうに思っております。今後とも関係各課連携を図って、努めていかなければならぬというふうに考えているところです。

○議長（広浜喜一郎君） 名越多喜子さん。

○5番（名越多喜子さん） どうして私が従業員の研修をとというのは、やっぱり品物を出す側、品物を出す側はね、やっぱり、これはどうやって食べるんだろう、どういうもんだろうというのは、自分は分かっているんですよ。ところが従業員に対して、これはどうやってするのか、どういうもんな、どうやって食べたらいいのか、と言ったときに、「分からない、さあね」という言葉を出すのと、「これはこうやって食べたほうがいいよ」というのは違いがありますので、ぜひ観光物産館で自分たちの作ったものをちゃんと提供して、これはこうやってしたほうがいいよって、これはこのほうが長持ちはしますよとか、一声かけられるような人間というのは絶対必要だと思うんですよ。

それを、今その入ったから、はい、それじゃというのじゃなくって、やっぱり一日一日、入るものが違ってきます。だから、そういうのは、やっぱり一つ一つを勉強して、それでちゃんと対応すべきかなと思うところは多々ありますので、それは本人たちの責任じゃありませんので、これはちゃんとした枠組みを決めて、ちゃんと研修もして、どういうもので、これは何という野菜で、何という、どういう食べ方があってといういろんなのが出てきますので、そういうのもやっぱり踏まえて、研修というのが本当に必要な事項だと思いますので、ぜひそういうところも勉強していただきたいと思つての質問でございましたので、そこをやっぱりちゃんと表に出して、ちゃんとここに勤めるときはこういう勉強もしてもらって、安心して買ってもらえて安心して食べてもらえるという、そういう態度をしないと、なかなか食べ方も分からなかったら、やっぱり一言が二言になって増えていって売れなくなるとか、そういういろんなのも出てきますので、ぜひそういうところは、やっぱり研修という形で実を結ぶような体系をとってほしいなと思います。それについて、すいません、副町長に一言お願いします。

○議長（広浜喜一郎君） 副町長、小脇隆則君。

○副町長（小脇隆則君） まさに、いろんな品物もありますから、勉強して、一つ一つ、特産品等もあるわけですので、観光客のほうにも十分説明ができるような研修というのは非常に重要なことだと思いますので、今後もそのように努めてまいりたいと思います。

○5番（名越多喜子さん） ありがとうございます。

これで、この質問を終わります。

○議長（広浜喜一郎君） これで、名越多喜子さんの質問を終わります。
次に、塩釜俊朗君。

[塩釜俊朗君登壇]

○9番（塩釜俊朗君） 議長の許可を頂きましたので一般質問をいたします。

1月30日、県地区対抗女子駅伝競走大会が開催され、本町の南種子中学校出身の高校生2名の選手が出場し、活躍をいたしました。また、県下一周駅伝大会も実施され、本町の選手も出場されたところであります。この選手の皆さんは、前之峯グラウンドで、小さい頃からよく練習をしておりました。このように成長し、大会で活躍していることに感動をした次第であります。今後、雨天でも使える陸上競技場の改修も必要ではないかと、このように感じたところでございます。

公共施設の充実について質問をいたします。

コロナ禍によりスポーツ交流、合宿があまりできない中、昨年度は本町でも幾つかの高校が合宿に来ていただいたと、このようにお聞きをいたします。特に中種子町においては、県下でも有数の施設を持ち、高校生、大学生等が合宿に来ており、受け皿体制も整っております。聞くところによると、担当職員の配置、合宿への誘致活動、補助金の確保などであります。

本町でも、野球場、サッカー場等があり、スポーツ施設としては、ある程度充実していると思いますが、何か足りないように感じるところであります。先進地の視察も含め、少しでも交流人口を増やすべきだと、このように私は考えるところであります。

特に補助金の創設も必要ではないでしょうか。島間自然の家の活用も大事ですが、この補助金の活用により民間の圧迫にもならないのではないかと、このように考えます。この件については、数回一般質問をしており、文化関係の合宿についても質問をしておりますが、あまり前に進んでいないように思います。スポーツ合宿の受け皿体制の充実についてどのような考えか、町長にお伺いをいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

[小園裕康町長登壇]

○町長（小園裕康君） 塩釜議員の御質問にお答えをいたします。

スポーツ合宿の受け皿体制における補助金の創設を含めた質問ではありますが、これまでのコロナ禍の中において、地方創生臨時交付金などを活用し、一部事業者に御協力をいただいて実施をしてきた経緯があり、私は職員に、こういったところにヒントがあるんだということを話をしております。

このコロナ禍における私どもが実施できた経緯というのは、いわさきホテルであったり大きなところも協力をいただきました。そして、地域食材PR事業であった

り、そういうものを組み合わせ、そしてまた、一部この合宿に対しての補助も組んだところでありまして、また、施設に関しては、中種子町のようにはまいませんけれども、ここにおいでいただいた陸上、城西高校の陸上部については、これはJAXAのほうにお願いを申し上げ、宇宙センターの敷地を活用するというので、これが実現をしたところであり、練習のコースとかそういうものについては一番いいところだというふうに、起伏もあってよかったということでお話をいただいたところでもあります。

しかしながら、この誘致活動等を実施をして、今後、しっかりとした中種子町のような活動を実施をするということについては、来られた方々に満足をしていただけるような、先ほどあったような、そういう条件整備というのは必要であると考えております。

そのためには、施設の整備やメンテナンスを、これまで以上に充実をさせていくということは重要であります。そしてまた、自然の家の話もありましたが、これについても、今のような状況では、私はちょっと非常に満足いただけるような環境ではないというふうに思っております。

今回、公民館との関係で、2か年、国の事業を頂きますので、そこはいろんなそういう公民館だったり、児童クラブだったり、そういったものの対応ができるような、それで避難所としても対応できるような整備はそれでできてくると思いますが、全体的な、そこに宿泊をさせて、いろんな研修施設等をやるということについては、これはもう、やっぱりしっかりとそこにおいでいただいて皆さんが満足いただけるような、そういう施設整備というのは必要なだろうというふうに思います。

そういったことも、今後、一番重要であると思いますが、午前中の議員の御質問にもお答えいたしました。今、現状として、そういったものを全てクリアをするような整備をするということは非常に難しいところがありまして、財源等についても、今後、いろんな話も出てくるように、私もそれは考えております。そして、できるだけそういう整備をするにしても、いろんな国の事業、交付金、そういうもの、与えられるものについては、やっぱりどんどんこちらのほうも情報収集をしながら、そういったものを使うような方向で勉強していかなんといかなんというふうに思っております。

なお、またこの本町において、この合宿においでいただいて宿泊するにいたしましても、そういう施設だけではありませんから、民間事業者の協力については不可欠でありまして、全町的な取組もやっていかなければならないと考えております。

ただ、今までの民間事業者のお話の中においては、中種子町と異なる部分といたしましては、非常に消極的でありまして、打ち上げの時期と重なることや打ち上げ

関係者との調整などから、もう難しいというような声が大多数でありまして、そういう面があるように聞いているところであります。その辺も含めて、協議の上、協力いただける体制づくりがぜひとも必要であるというふうに思っております。

まずは、受け皿となる関係団体等の意見も伺いながら、協議の上、協力していただけることが基本であって、そこから検討していくことになるのではないかとというふうに考えているところでございます。

○議長（広浜喜一郎君） 塩釜俊朗君。

○9番（塩釜俊朗君） ただいま町長の答弁をお伺いをいたしました。特に補助金の創設というのは通年において予算を組んでほしいと、そういうふうなお願いであります。

また、今町長が述べましたように、宿泊数のパイが少ないというところで、商工会の宿泊、業社にしてみても、なかなか打ち上げ等の関係で難しいと、そういうふうな答弁でございました。しかし、それを前向きに捉えたときには、やっぱり1年、2年先にも、そういうふうな先を見越した、そういうふうな合宿の対策が必要ではないかと、このように思ったところであります。

この質問につきましては、私も自分なりに学校関係等、南種子町に合宿をしてもられないかという話はしておるところでございます。例えば、吹奏楽部もでありますけれども、射撃部ですね、この高校にもお伺いをいたしました。この射撃部の話によりますという、この射撃の練習は、施設がなくても、お寺等でも精神的な教養ができるかと、そういうふうな、いわば宿泊とか、そういうのがないだろうかと、そういうふうのを、ある程度確保ができるとなれば検討もしていいのかなと、そういうふうな話も伺ったところであります。

また、この合宿することによって、小学校、中学校とのいろんな交流もできるのではないかと思いますけれども、その点から、教育的な観点から、教育長にお伺いをいたしたいと思っております。

○議長（広浜喜一郎君） 教育長、菊永俊郎君。

○教育長（菊永俊郎君） 塩釜議員の御質問にお答えをいたします。

令和2年度におけるスポーツ合宿の受入れについては、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を活用し、実施をした経緯がございました。80名ほどの学生などが活用していただき、一定の成果が現れたところであります。

そこで、教育的な観点からということですが、専門性を持った選手を見たり、交流したりすることによって、町民や子供たちが、その選手の技術面のすばらしさに感動し、興味関心を高めていけるものと考えます。また、自分が行っているスポーツに対しては、技術力の向上に役立ったり、将来の夢を抱いたりするなど

意義のあることだと思えます。また、違ったスポーツであっても、スポーツを愛好する視野が広がり、選択肢も広がることであることによって、大変、体力・技術向上、夢といったような観点から意義のあることだと考えております。

しかしながら、先ほど町長が述べられたとおり、合宿に来られる方々には満足していただけるような条件整備、宿泊等、いろいろあると思えますので、そこは町長が申し述べたとおりですので検討していきたいなというふうに考えております。

○議長（広浜喜一郎君） 塩釜俊朗君。

○9番（塩釜俊朗君） 教育的な観点からの教育長の答弁でございました。私、今現在ある施設、それを十分に活用しながら、また、中種子町ともコラボをしながら、やっぱり持ちつ持たれつの合宿の方法、そういうのもあるのではないかと、このように感じたところであります。教育長もその面については御理解をしておると思えますし、また町長も、今後どういうふうな形で合宿を進めていけばいいのかというふうな、今後の対応についても、心の中に思っているのではないかと、そういうふうに思っているところでございます。

次に、スケートボードの場所確保と整備について質問をいたします。

スケートボードにつきましては、皆さんも御存知のとおり、東京オリンピックでは日本の中学生が金メダルを獲得したことは、記憶に新しいことであります。今回のことで、スケートボードの愛好者が増えるのではないかと、このように言われております。

つい最近の情報におきましては、全国でも公共施設を、このようなスケートボードの施設に改修をしたりと、そういうふうな情報も聞いているところであります。しかしながら、県下では、民間施設としてはありますが、本格的な公共施設としてはないようであります。四、五年前から、このスケートボード同好会では、健康公園の野球場の通路をお願いし、活用しているとのことであります。

このような状況から、このスケートボード同好会でのいろんな要望、そういうようなことも聞いたりしているところでありますけれども、私は、この四、五年もこういうふうな形で、1か月に2回から3回の、中種子町、西之表市からもそういうふうな人たちが来て、やっておりますので、よく長続きしたんだなと、こういうふうに思っているところでございます。

4年前に、私は、このスケートボードの場所確保について一般質問をしております。そのときの提案といたしまして、宇宙ヶ丘公園のゴーカート場跡地、また、健康公園芝生広場の桜を植えているところ等を4年前の一般質問で御提案をしておったところであります。

そういうふうな状況の中で、先ほど話をしましたように、現在も指導者を中心に、

南種子町はじめ西之表市、中種子町からでも家族で練習に来ております。

私はこの前、機会がありましたので、ひよっとのぞいて、いろんな情報交換とか、よく頑張っているなど、小さい子供から小学生、中学生、また、大人も一緒になって練習といたしますか、そういうような形での指導もしながら頑張っている様子を見たときに、やっぱり何らかのこの施設の場所の確保が必要ではないかと、このように思ったところでございます。

また、昨年の12月定例会においては、同僚議員の質問の答弁で、スケートボードの設置については前向きに検討をすると、このような答弁でございました。その後、話を聞きますところ、スケートボードの場所等については調査をしているとお聞きしますが、場所確保と整備について検討をしているのかどうか、お伺いをいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 御質問にお答えをいたします。

スケートボードの場所確保と整備についてということでございますが、12月定例議会において、私も建設の方向で取り組みたいとの考えを申しましたので、早急に調査をするよう指示をしておったところであります。

令和4年度において、宇宙ヶ丘公園の駐車場等の整備をすることとしておりますので、公園の全体的な利用促進も図られると考えておりまして、宇宙ヶ丘公園内での設置ができるのではないかとということで、令和4年度当初予算で計上することとして、最終査定段階まで調整をしてきたところであります。

概算で見積りますと2,000万円から2,500万円ということで、整備費をおおよそ2,500万円ぐらいかなというふうに私は思っておりますけれども、これを設置をする方向でございました。

しかし、利用者からも意見をしっかりと聞いて建設に向けて準備をするようにということで指示をしておりましたところ、その意見聴取の結果、場所や事故発生時の件などについて利用者からの意見があり、報告がありました。そういうことから、私どもが考えておった場所については、あまり好まれなところでありまして、現時点での設置では難しいと判断をいたしました。

このような状況でありましたので、予定をしておりましたが、当初予算においては私のほうとしては取り下げをし、計上をしていないところでありますので、御理解を頂きたいと思っております。

○議長（広浜喜一郎君） 塩釜俊朗君。

○9番（塩釜俊朗君） 前向きに検討をして、令和4年度の予算について計上すべきではないかとということで予算化の方向で検討をしていたと、この答弁については前向

きな答弁であると理解をいたします。

先ほど言いましたように利用者との協議も必要ではないかと、こういうふうに思っております。

私、先ほど質問の中で述べましたが、この件については質問をしたというのは先ほど述べましたとおりであります。スケートボードパークの場所については、宇宙ヶ丘公園での整備についても提案をいたしました。また、昨年度の質問では、宇宙ヶ丘公園内のキャンプ場のリニューアル、池周辺の危険柵の整備についても町長の考え方を聞いたところであります。

宇宙ヶ丘公園を都市公園として整備をした頃にローラースケート場を開設をした経緯がございます。ローラースケート場のあった場所については道路からちょっと遠くなっておりまして、また、場所等についても低いというふうなところで、ローラースケート場の設置をしても、なかなか子供たちが、そういうようなこの条件から利用しなくなったと、そういうふうな経緯もございます。

私、実施をするときには、やっぱりいろんな問題も出てくるとお思いますので、その条件がクリアできれば、やっぱり計画を持ってまた実施の方向で考えていただきたいと、そういうように思うわけであります。

また、この件については利用団体とも協議をした結果であると、そういうふうな話を聞くわけではありますが、再度前向きな方向で場所等についても協議をしていただきまして、もしこういうような整備ができるとなれば、末永く利用ができるよう期待をしておきます。

次に、質問に入ります。

旧南種子高校敷地全体の構想について質問をいたします。

議長、引き続きよろしいですか。

○議長（広浜喜一郎君） はい。

○9番（塩釜俊朗君） 御存じのとおり、旧南種子高校跡地については、土地、校舎等、県から譲渡をされたところでありまして、校舎全体大分年数が進み、特に体育館においては老朽化が進み、補修等をしながら多目的施設として活用をしております。しかし、このような状況においては、ますます老朽化が進むと考えられ、今のうち何らかの対策が必要ではないかと、このように考えます。

改修費用については、先ほど同僚議員の質問、回答にもございましたけれども、改修費用については国・県の補助金があるかどうか、起債事業でできるのかどうか、本町の財源等調整をしながら検討をしていることだと、このように思われます。また、自衛隊施設誘致の場所としても、旧南高グラウンドを国に提案をしているところであります。

南種子高校跡地の校舎の件につきましては、先ほど同僚議員が質問をしているので、答弁としては重複するかもしれませんが、私は、この件についても平成29年3月議会においてもトンミー市場を中心の整備について数回質問をしております。トンミー市場を道の駅にできないか、これについても先ほど同僚議員が質問をしたとおりであります。

また、バスの停車はできないかと、こういうふうな提案をしたところでありますが、このバスの停車については、トンミー市場前にバス停ができております。

今後、老朽化した校舎、どのように整備していくのかという質問をした経緯もありますけれども、このようなことを踏まえて、トンミー市場を中心に、どのような構想を持って整備をしていくのか、この件についてお伺いをいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） お答えをいたしますが、その前に、先ほどのスケートボードについて少しお答えをさせていただきたいと思っております。

今後も関係機関等については、しっかりと十分御意見をお聞きをしなければならぬと思っておりますし、聞いてまいりたいというふうに思っております。

しかしながら、先ほども述べましたように、私どもが考えておりました宇宙ヶ丘公園、あの場所についてはあまり好まれておりませんので、今回の駐車場の整備で、公園の中に丸い広場がありますが、あそこの多目的広場までは車が入られるような駐車場整備をする計画であります。

そして、今までの駐車場に止めて横断歩道を渡って、それで入ってくるような公園では、なかなか使い勝手も悪くて、皆さん遠ございますので、そういうものも改善をしたいというふうに私は思っております。

そこで、今度下のところまで、ローラースケート場があった所ですが、そこに行くのも、ぐるっと回るのもまた遠いですから、今階段がありますけれども、そこにも通路をしっかりと造って、即、そんなに遠い状況を感じられんような、そういうものもしなければならぬのかなというふうには思っているところであります。

また、そのときの意見聴取の中で、事故のことが言われましたけれども、事故発生時のことなどを考えるのは当然ですけれども、当然こういう競技をされる方というのは、ヘルメットなり肘当てなり、そういうようなものはしっかりやっただくというのは基本だと思います。

そして、愛知県の非常に大きなスケールのかい施設がありますけれども、そこに出ている方、それから、ババースとかなんとかで、全国でいろいろ連携を図ってやっている、お子様たちがやっているんですけれども、そこで言われるのも、事故等については自己責任でしっかりやるということで、それで皆さん御理解いただい

ていろいろやっております。

ただ、万が一のときに救急搬送ができたりいろいろ、搬出入の経路というのはやっぱり造る必要がありますので、今のゴーカート場があったところのあそこについては、今ああいう状態でありますから、やっぱりそういったものも含めた整備をやって、向こうから入ってくる部分とか、総合的なそういうものは必要になってくるんだらうというふうに思います。

ただ、事故発生時のことなど、事故があつてどうかこうとか、そういうことを今度は自治体に求めてくるような状況になりますと、なかなかこういうスポーツのこの施設の建設については非常に難しい状況になってまいりますので、ここら辺も十分意見を聞きながら今後検討をしていきたいというふうに思います。

それから、お答えをいたしますが、観光物産館についてであります。

トンミー市場を中心にどのような構想を持って整備をするのかということで、午前中、議員からの質問の中でもいろいろお答えをいたしました。私といたしましても、ここは福祉センターも含めて、やっぱりしっかり整備をしたいというのは皆さんも見てそのとおりだと思います。そのように思っております。

そして、防衛省のほうに出している公有地については、協議会と一緒に出した案の中にはお示しを最終的にしたところでしたけれども、7地点ほど向こうに届けておりますので、それはどこにどういうふうになるかというのは、全然今のところお示しがあるところではありませんから、そこについては私も今何とも申し上げることはできません。

そして、この一帯については、午前中も申し上げたとおり、財源の問題もいろいろあります。そして、現在の校舎等について、そしてまた、その耐震を一部、残すのであればやらんといかんということになりますので、そこも含めてそれは十分協議検討をしますけれども。

財源をしっかりと確保して、しっかりと、どういった方向にやりたいという、そういうものを裏づけを出していく必要があると思いますから、これについては今後いろいろ考えられる財源も出てくると思いますが、そこに併せてしっかりと整備をする方向で、どれぐらいの、こういったことをすればどれぐらいかかる、そして、解体をしてそこに据えるのか。

それと、校舎の周辺にも自転車置場、単車置場であつたりいろいろありますけれども、今にも崩れそうなものもあつて、いろいろあります。周辺をしっかりと整備するような方向を今指示をしておりますので、出てきた内容を精査しながら検討をしたいというふうに思います。

○議長（広浜喜一郎君） 塩釜俊朗君。

○9番（塩釜俊朗君） ただいまの答弁であります、3人の議員が、言わば本日は、南高跡地のことについての質問をしたわけであります。

町長、南高跡地の全体を、青写真をつくるプロジェクトチーム、そういう中で検討をするというふうな考えは持っていないかどうか、町長に1点だけお聞きしたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 今、それぞれ担当するところに、どれぐらいのことが考えられるか、それを指示をしておりますので、大体、いろんな考え方が出てくると思いますから、それを併せて全体として、どのようにあの周辺を整備していったほうがいいかというのは、そういうチームをつくってしっかりと協議をして、そしてまた議会にも御意見を頂くことになると思います。

あわせて、午前中も議員のほうからもありましたけれども、福祉センターについても当然であります。アスベストの問題もあり、相当前からずっと言われている施設でありますから、これも含めて考えなければならんことだろうというふうに思いますので、十分協議をして検討をしてまいりたいというふうに思います。

○議長（広浜喜一郎君） 塩釜俊朗君。

○9番（塩釜俊朗君） 次に行きたいと思います。

ビジネスキャンプの推進について質問をいたします。

まず、ビジネスキャンプとはということであります。これは、職場から離れて非日常的な空間での合宿を通じ、感情では終わらない問題解決をチームにもたらす新プログラムであります。これは全国の大手の会社が福利厚生、人材育成研修の参加させる事業であるようであります。

本町ではサテライトスタジオオフィスも建設され、これとコラボすればますます交流人口が増えるのではないかと、こういうふうに思うわけであります。

南種子町は御存じのとおり観光地も多く、歴史、史跡もあり、また、伝統芸能もたくさんあるところでございます。宿泊施設のある島間自然の家を拠点——拠点という言葉はどうかのかなという思いも持っておりますが——情報発信をするいい拠点ではないかと、こういうふうに思っております。

ビジネスキャンプを拠点づくりの検討について、町長の考えをお聞きをいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 御質問にお答えをいたします。

ビジネスキャンプにつきましては、議員からもありましたように、会議室から離れた非日常的なリラックス空間での合宿を通じ、一過性では終わらない課題解決を

チームにもたらす新プログラムだというふうに伺っております。サテライトオフィスも開設をいたしますので、南種子町にも合致する内容かなというふうに感じております。

様々な施策を講じて、本町に来ていただくということは大変重要なことだと思います。ビジネスキャンプの仲介業者もいるとお聞きしておりますので、お話を伺ったりしながら、どういった形でできるのか、自然の家の整備等もしっかりと含め研究をしてみたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 塩釜俊朗君。

○9番（塩釜俊朗君） この質問におきましては、12月の定例会にての質問でありましたが、時間の都合できなかつたわけでありまして。

私、その後、このビジネスキャンプの関係でいろいろとその団体に連絡をしましたところ、去年は屋久島で2回ほどビジネスキャンプを実施する予定でありましたが、コロナ禍できなかつたと、そういうふうな話を聞いたところでありまして。担当の話によりますという、種子島にも興味があると、このような回答といえますか、そういうような言葉を頂きました。

早速、私がいろんな場でもこの提案をさせていただいていますよというふうな話をしたところ、じゃ、このビジネスキャンプとはどういうものなのかというふうな資料を送りますと、そういうようなことでございましたから、私も昨日か今日来るのではないかと、そういう中において、どういうふうなこの内容というのを説明すべきではなかつたのかと、そういうふうに思いましたけれども、一般質問のこの時間までは間に合いませんでした。

そういうところから、本町のホームページ等を紹介をしておきました。

東京の人の話でありましたから、果たしてこういうふうな種子島でのビジネスキャンプがどうかというふうな話の中におきましては、私の、電話での話でありましたけれども、何か種子島は魅力があると、そういうふうなことでございました。

それで、私も、その人は担当者かなと思いましたがけれども、社長でございまして、社長ともちょこっと話をした経緯がございますので、このことができるできないかは別にして、コンタクトを取って、本町としてこういうような事業といえますか、誘致ができるかどうかというのを今後、研究検討をしていただきたいと、そういうふうをお願いをしておきます。

○議長（広浜喜一郎君） どうぞ。

○9番（塩釜俊朗君） 次の質問に行きます。

空き家・廃家対策についてであります。

町内には、空き家・廃家、住んでいないぼろぼろの家、そういうふうな家が多く

見られます。これは、所有者の移転、あるいは死亡等によるもの、また、少なからず町内に住所がない等、このように思われます。こうした空き家・廃家も今後もますます増えていく状況ではないかと、このように私なりに考えておるところであります。

長年放置され、傷みもひどくなっておるところも多少あります。窓や入り口が壊れまして、簡単に建物内部に入ることができるようになっております。

このようなこの状況を見てもみますというと、不審者が侵入したり、放火されることも想定されるのではないかと、このように思うところではありますが、また、屋根や壁が落ちており、強風・台風によって屋根や外壁が風によって飛散するのではないかという危険な状態も見られる、そういうふうな場所もあれば、付近の住民は大変心配をしているのではないかと、こういうふうに思ったところあります。

基本的には、個人の財産、所有物であり、所有者が管理の責任を果たすことは、私も十分承知をしております。しかし、中には経済的な問題で、取り壊し、撤去もできないという話も聞くところでありまして、こういうような危険な状況であり、早急な対策も必要ではないかと、こういうふうに思われます。

国は2015年、空家等対策特別措置法を制定し、空き家解体、撤去費用の補助が出ることとしております。また、国土交通省では空家対策計画の策定をしている市町村を対象に、空き家対策総合支援事業を実施しております。

本町でも策定をしているとお聞きしますが、これは確認の上での質問になりました。空家対策策定を実施していただき、また、当町独自の支援事業等の実施要綱を策定し支援できないか、町長の考えをお聞きをいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） お答えをいたします。

空き家につきましては、これまでの議員各位の質問の中でもいろいろ申し上げてきましたが、3年度も4年度もそうですけれども、事業の導入は、国庫事業、ちょっと違ってきますが、使える空き家については御相談を申し上げ、改修をしながら使う方向で見えております。

ただ、午前中も述べましたとおり、住居が本当に私どもの町は足りない状況でありまして、宇宙留学の、家族留学の対応、そしてまた、家族留学で来られた方、そしてまた、Iターン・Uターン者の方がこちらに今度は定住をしたいという方々のための住宅、そして、教職員で南種子町に住めない方30名近くおりますけれども、それらの対応。

そしてまた、企業の方が一定期間こちらの社宅におられて出なければならない方々、そういう中種子町に行っておられる方々もおりますので、そういった意味で

は、私たちはそういった方々が南種子町に住みたいのに住めないわけですから、その対応は対応でしっかりとやってまいりたいというふうに思います。

また、今、午前中申し上げたとおり、民間の事業者からもいろんな御提案も頂いていますから、一緒に取り組んでいただけるようなものについては、今後議会にも御相談を申し上げながらしっかりと取り組みたいと思います。

御質問でありますけれども、どうにもならない、そしてまた老朽化してきている住居というのがあるのは、私どもも認識をしております。近年、地域におけるそれぞれのところにおいて、地方においても人口減少、そして、既存建築物の老朽化などによりまして空き家等が増加をしております。

その中でも適切に管理されずに倒壊、損傷等の防災上の問題など、地域の安全性の低下、環境や景観保全の面で早急な解決が求められている状況から、国は平成27年に空家等対策の推進に関する特別措置法を完全施行し、市町村が空き家等の対策に取り組むための法的根拠を整備をしたということでもあります。

本町においても、この特措法施行後、集落公民館長の御協力により、空き家調査等も行い検討を行ってきているところであります。特に近年は、施設利用の増加によりまして、もともと住んでいた住宅を空き家としているケースや、経済的な理由により住宅補修ができず、町営住宅等へ転居することにより空き家になるケースなども多くなってきております。

議員御質問のとおり、所有者等の責務として、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空き家等の適切な管理に努めるよう、空家特措法においても第3条で規定をされているところであります。

しかし、今後ますます増えていく状況の中、本町の景観の向上及び町民の安心安全な住環境の確保を図るために、町独自の支援策として、町内の危険家屋の解体及び撤去工事に要する経費が30万円以上であるものに対し、50万円を上限に経費の2分の1を助成する南種子町危険家屋解体撤去補助金交付要綱を令和3年12月に制定をいたしまして、令和4年度当初予算において計上をいたしたところでございます。

国の補助事業の関係等については、担当課長から答弁を指せます。

○議長（広浜喜一郎君） 建設課長、向江武司君。

○建設課長（向江武司君） 補助事業等の関係についてお答えいたします。

国の補助事業としましては、国土交通省では空家特措法を積極的に活用して、空き家・不良住宅の除去、空き家の活用、関連事業など総合的な空き家対策に取り組む市町村に対し支援を行う空き家対策総合支援事業などがあります。この事業内容の一部には、所有者が危険家屋を除去する場合、経費の5分の4を市町村が支援し、

そのうちの2分の1を国が市町村へ補助する事業でございます。

この国の補助事業導入を図る上では、市町村の空家等対策計画の策定と、地域の民間事業者等と連携して事業を推進するための空家特措法に基づく協議会設置が補助対象の要件になっていることから、空家等対策計画の策定及び協議会設置要綱についても令和3年12月に制定したところであります。

今後、事業内容ごとに細かい要件等もあることから、事業要望の実施に向け十分な検討を行いたいと考えております。

以上でございます。

○議長（広浜喜一郎君） 塩釜俊朗君。

○9番（塩釜俊朗君） ぜひともこのような制度を活用して、環境整備、あるいは町の安全対策に寄与できるようお願いをしておきます。

次に、質問に入ります。

行政情報発信方法について質問をいたします。

行政に関する情報発信は、インターネットによるホームページ開設やメール等、また、広報紙などで様々な方法により利用されておるところであります。また、職員もソーシャルネットサービス等いろいろな媒体を利用されている方も多いのではないかと思います。

本町では、LINEアプリに登録すれば、メールにより本町の情報が届くということになっております。近年ではツイッターやフェイスブックも配信されており、いち早く情報を知ることができます。

ちなみに、話題となる動画は世界中で何十万、数百万の閲覧があり、ユーチューブを見て、今後の観光情報についても、ただ景色を映して環境客が来るのではなく、アイデアがあってその効果がついてくるのではないかと、このように思っております。

携帯電話、スマホ等が普及され、若者をはじめ高齢者にも幅広く普及されております。

しかし、本町ではこのようなLINEアプリを使った情報発信しているのにもかかわらず利用者が少ないのではないかと、このように思っておるところであります。使用によりまして携帯容量の増加により使用料が高つくとか、登録の方法が分からないとか、いろいろ問題があるのではないかと、こういうふうには察するところでもあります。

このLINEアプリを発信するときには、町広報紙にて紹介をしておりますが、新しく登録をしたい方に対して再度町広報紙等にて紹介をしたり、また、教える場も設けたりするとか、いろいろな方法があるのではないかと、このように思ってお

ります。

町長は、施政方針の中でデジタル推進を掲げております。民間の専門知識を導入するため組織の体制を整え、国の推進するデジタル技術を活用するということであり、また、このような制度を導入するための人員も必要になるのではないかと、このように思うところであり、推測をいたします。

私は、このような政策も含め、LINEアプリの活用により、より早く町の情報が届き、防災も含め、町民の安全安心と、このことにより、町の活性化になるのではないかと、このように思っておりますが、まず、担当部署の明確化と、このような活用方法ができないか、町長の考えをお聞きをいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） お答えをいたします。

施政方針でも申し上げましたが、現在、国のデジタル庁の設置に伴いまして、本町においても企画課の中にデジタル推進係ということで今設置をし、人員を1名増員をして取り組んでいるところであります。

今後、民間からの今人員について、いろんなところをお願いをしているところがありますので、これについては、どの時点で配置できるか、今のところはちょっとまだはっきりしておりませんが、民間からのそういう能力活用をしたいということで、そして、行政のDXや地域DXの推進を図っていくということにしております。詳細については、後で担当課長から申し上げたいと思います。

LINEアプリの登録方法ということですが、詳細について担当課長から説明をさせますが、現在の南種子LINEの友だち登録をしている方々がおおよそ2,000人近くおります。聞いている中では、町内の方が600人で、あと町外の方らしいです。いろんな情報が取りやすいということで、この前、ある企業の方からもそういうふうに言われました。

詳細内容については、担当課長から説明をさせます。

○議長（広浜喜一郎君） 企画課長、稲子秀典君。

○企画課長（稲子秀典君） LINEアプリでありますとかデジタル推進の関係、担当部署としては企画課になるところでございます。

現在、町長からもありましたように、LINEアプリの登録者数につきましては、3月16日現在で約2,000人となっているところであります。そのうち町内の登録者については約600人程度ということで、スマホ、携帯を持ってないお子さん等もいますけども、全人口の1割程度という形になっているところであります。

登録方法につきましては、スマートフォンなどからLINEアプリをダウンロードしていただきまして、アカウントを作成していただきます。

そして、既にLINEを使用している方もいらっしゃると思いますが、QRコードの読み込みをしていただくか、LINEのホーム画面から南種子町を検索していただいて友だち追加をするか、LINEの友だち追加からID検索でIDを入力して友だち追加をする方法がございます。

これにつきましては、南種子町のLINE公式アカウントの運用を開始したときに、令和3年2月号と6月号の広報紙に内容の紹介と登録の方法について掲載をしたところでございます。登録のQRコードにつきましては、広報紙の表紙にこれまでも継続して掲載をしてきたところでございます。

登録方法が分からないという方等がいらっしゃいましたら、企画課のほうに問い合わせを頂ければ対応をしたいと思っております。また再度時期を見まして、広報紙においてもまた周知を図ってまいりたいと思っております。

町長からもありましたけれども、現在、国のデジタル庁の設置に伴いまして、本町においても企画課の中にデジタル推進係を設置しまして、行政DXや地域DXの推進を図ることとしておりますので、町民への周知等についても推進を図ってまいりたいと思っております。

また、LINEのこのアプリにつきましては、島外の方にも登録をしてもらえるようにPRを図ってまいりたいと思っております。

○議長（広浜喜一郎君） 塩釜俊朗君。

○9番（塩釜俊朗君） これからの時代は情報化時代といひまして、やっぱり私も高齢の中に入るんですけども、なかなかこの活用方法について分からないと、そういうふうな状況であります。

今後、こういうふうなLINEアプリの関係は強制ではありませんので、なかなか大変といひますか、できないというふうなこともなろうかと、そういうようなこともありますけれども、実質このLINEアプリを活用したときに、防災とか、いろんな高齢者に対しての、言わば高齢者たちへの情報の発信、そういうことも可能になる、そういうふうなこのシステムにするべきだと、そういうふうなことに考えるわけであります。

町長も、デジタル技術を活用するというふうなことで施政方針で述べておりますので、この中でも係が配置をされたというふうな話ですので、より多くの情報発信を町民が活用できて、また、防災とか福祉にも活用できるような、そういうふうな施設のLINEアプリ関係の幅広いその活用をどうするかというのを再度認識をしていただきまして。

言いますように、私たちも時代に負けないような情報発信を聞いて、情報を聞きながら生活するのも、これからの生活かなと、そういうふうにありますので、ぜひ

ともよろしくお願いをしたいと思います。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（広浜喜一郎君） これで、塩釜俊朗君の質問を終わります。

散 会

○議長（広浜喜一郎君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次の本会議は、3月18日午前10時に開きます。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散 会 午後 2時25分

令和4年第1回南種子町議会定例会

第 3 日

令和4年3月18日

令和4年第1回南種子町議会定例会会議録
令和4年3月18日（金曜日） 午前10時開議

1. 議事日程（第3号）

- 日程第1 提案理由の説明
- 日程第2 議案第23号 南種子町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第3 議案第18号 令和4年度南種子町一般会計予算
- 日程第4 議案第19号 令和4年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 日程第5 議案第20号 令和4年度南種子町介護保険特別会計予算
- 日程第6 議案第21号 令和4年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計予算
- 日程第7 議案第22号 令和4年度南種子町水道事業会計予算
- 日程第8 委員長報告（総務文教委員会・陳情審査）
- 日程第9 委員長報告（総務文教委員会・所管事務調査）
- 日程第10 委員長報告（産業厚生委員会・陳情審査）
- 日程第11 発議第1号 株式会社大迫産業が残置している産業廃棄物に係る今後の対応についての意見書提出について
- 日程第12 発議第2号 自衛隊馬毛島基地（仮称）施設整備計画に係る意見書の提出について
- 日程第13 発議第3号 ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議について
- 日程第14 閉会中の継続所管事務調査申し出
- 日程第15 議員派遣
- 閉会の宣告

2. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

3. 出席議員（8名）

1番	濱田一徳君	2番	福島照男君
5番	名越多喜子さん	6番	柳田博君
7番	大崎照男君	8番	小園實重君
9番	塩釜俊朗君	10番	広浜喜一郎君

4. 欠席議員（2名）

3番 廣濱正治君

4番 河野浩二君

5. 出席事務局職員

局長 島崎憲一郎君 書記 山下浩一郎君

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	小園裕康君	副町長	小脇隆則君
教育長	菊永俊郎君	総務課長兼 選挙管理委員会 事務局長	羽生裕幸君
会計管理者 兼会計課長	才川いずみさん	企画課長	稲子秀典君
保健福祉課長	濱田広文君	税務課長	西村一広君
総合農政課長	羽生幸一君	建設課長	向江武司君
水道課長	河野容規君	保育園長	河野美樹さん
教育委員会管理課長兼 給食センター所長	松山砂夫君	教育委員会 社会教育課長	園田一浩君
農業委員会 事務局長	山田直樹君		

△ 開 会 午前10時00分

開 議

- 議長（広浜喜一郎君） これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元の日程表のとおりであります。
-

日程第1 提案理由の説明

- 議長（広浜喜一郎君） 日程第1、町長から追加議案として提出されました議案第23号について、提案理由の説明を求めます。町長、小園裕康君。

[小園裕康町長登壇]

- 町長（小園裕康君） 提案理由について御説明を申し上げます。

今回、追加提案いたしました案件は、条例案件1件でございます。

それでは、条例案件について要約して御説明を申し上げます。

議案第23号は、南種子町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてございまして、令和4年6月に支給する会計年度任用職員の期末手当について経過措置の適用を除外するための規定を設けるため、所要の改正を行うものでございます。

以上、議案の説明を終わりますが、詳細につきましては、議案審議の折に担当課長から説明を申し上げますので、よろしく御審議方お願いを申し上げます。

- 議長（広浜喜一郎君） これで提案理由の説明を終わります。
-

日程第2 議案第23号 南種子町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

- 議長（広浜喜一郎君） 日程第2、議案第23号南種子町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、羽生裕幸君。

- 総務課長（羽生裕幸君） 議案第23号について御説明申し上げます。

議案第23号は、南種子町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてございまして、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の改正は、3月2日に議決を頂きました南種子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第2条の期末手当に関する特例措置のうち、会計年度任用職員については経過措置の適用を除外するための規定を設けるものであります。

それでは、新旧対照表で御説明いたしますので、新旧対照表をお開きください。

まず、附則を附則第1条とし、同条に見出しとして施行期日を付すものであります。

第2条は、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置の適用除外でありまして、令和4年6月に支給する期末手当については、第17条の規定によりその例によることとされる南種子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第2条の規定は適用しないこととしております。

附則として、この条例は、公布の日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○町長（小園裕康君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第23号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号南種子町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第18号 令和4年度南種子町一般会計予算

日程第4 議案第19号 令和4年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計予算

日程第5 議案第20号 令和4年度南種子町介護保険特別会計予算

日程第6 議案第21号 令和4年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計予算

日程第7 議案第22号 令和4年度南種子町水道事業会計予算

○議長（広浜喜一郎君） 日程第3、議案第18号から日程第7、議案第22号までを一括上程いたします。

令和4年度予算議案については、委員会に付託していたものです。審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

まず、産業厚生委員長、名越多喜子さん。

[名越多喜子産業厚生委員長登壇]

○産業厚生委員長（名越多喜子さん） 令和4年度予算委員会委員長報告、産業厚生委員会委員長名越多喜子。

令和4年第1回定例会、3月2日の本会議において、産業厚生委員会に分割付託された令和4年度一般会計予算及び3つの特別会計予算並びに水道事業会計予算の審査の経過と結果について報告いたします。

当委員会は、審査日程を3月3日及び4日の2日間とし、各関係課の職員に出席を求め説明等に基づき、分割付託表に示された区分により審査を行うこととしました。審査は第2会議室で、欠席の届出があった1名の委員以外の全委員出席の下、審査を行った。

まず、建設課の審査では、当初予算編成方針に基づき、第6次長期振興計画を基本に住民が安全安心に暮らせる環境整備を図る。交通安全対策整備や橋梁の計画的な維持管理、町管理の港湾3港、漁港6港の有効利用に向けた整備を行う。公園の整備や公営住宅の補修修繕を図り、今後の需要動向に適切に対応できる住宅整備を行う。河川管理については、護岸の維持等災害復旧の早期復旧に備えるとの概要説明があった。

質疑では、道路等維持費の委託料とは、まちづくり公社の補助金は別なのかとの問いに、国道県道は国県の補助金であり、まちづくり公社へは農道、町道、一部国道を依頼しているとのこと。

次に、企画課の審査では基本方針と重点施策として、1、宇宙センターや鉄砲伝来等観光資源の個性を生かした観光振興を図る。種子島宇宙芸術祭の単独実施、ロケット祭りについては十分協議をして実施できるよう努める。2、商工業の振興として、商工会やスタンプ会、特産品協会への支援を図る。3、観光物産館トンミー市場については、観光物産館運営会議とともに観光客の集客に力を入れ、まちづくり公社と一体となって健全運営に当たるとの概要説明があった。

質疑では、トンミー市場の拡大、拡充の考えはないかの問いに、実施計画にはいない。大分手狭になっている部分もあるが、職員の更衣室関係については検討が必要であるとのこと。

次に、あおぞら保育園の審査では、保育園としての基本理念、保育方針、保育目標をもって保育士の質の向上に努め、安心して預けられる保育園運営を行う。園舎渡り廊下の屋根の張りかえ修繕等の予算計上を行ったとの概要説明。

質疑では、過年度入園児童負担金の収納対策についての問いに、年2回督促状を送付して納入相談を実施し分納をしている状況とのこと。

次に、保健福祉課では、健康保険係、福祉年金係（福祉事務所）、環境衛生係、介護保険係、包括支援センターの4係、1センターで住民に密着した行政事務を国の施策を基本とし積極的に実施し、住民が安心して暮らせるまちづくりを推進している。がん検診率の向上に努め、健康教室や健康相談を実施し、町民の意識高揚を

図る。環境衛生については、清掃センターの整備補修工事の予算計上。介護保険事業では、高齢者の元気度アップ事業等の推進を行っているとの概要説明。

質疑では、太陽光熱利用設備は4月から稼働ということかの問いに、現在、設備を稼働運用しているとのこと。

次に、農業委員会の審査では、農地法に基づき農地の売買・貸し借り・転用等の審査、農用地利用集積計画に対する意見書決定のほか、農地等の利用の適正化の推進等すなわち、1、担い手への農地利用の集積、集約化、2、遊休地の発生防止・解消、3、新規参入の促進に取り組んでいるとの概要説明。

質疑では、買入れ価格と売渡し価格の違いについての問いに、公社が買入れから売り渡すまでの期間がかかり、年度をまたいだりする関係での数字であるとのこと。

次に、水道課の審査では、水道事業は、町民に欠かすことのできない重要な社会資本であり、町民の公衆衛生の向上と、生活環境の改善に必要不可欠な基盤整備である。各施設の維持管理に努め、町民に安定して安全な水道水の供給に努めるとの概要説明。

質疑では、災害時の停電等の対応について、どのように考えているかの問いに、発電機は11か所設置、加圧施設等についてはリースの発電機で対応しているとのこと。

次に、総合農政課の審査では、農林水産業を取り巻く状況は貿易の自由化や担い手農家の減少、自然災害の激甚化、特殊病虫害の発生や温暖化等での収穫量の減収や品質の低下等、大きな影響が出ている中で国は生産力向上を持続的に構築するため温暖化削減や環境に配慮した施策を推進。本町も国や民間団体と連携し、第6次振興計画の「めざす姿」として「強い農林水産業」「美しく活力ある農山漁村」を掲げ、各施策・事業を推進する。農業の担い手となる後継者を育成する法人に対しての支援制度の確立とサツマイモ基腐病対策の強化、キャトルセンターの適正な運用や堆肥センターの良質堆肥の活用促進を図る。また、林業については特用林産物のシキミやヒサカキの生産拡大、水産業では離島漁業再生支援事業の取組を進め、また、海上輸送費支援事業を活用し水産振興を図るとの概要説明。

質疑では、農業振興地域は5年に1回の見直しと聞いているが、住宅関係で農振地内に住宅を設置したという状況が近年あるかの問いに、農業振興地域の除外については、住宅や事業用倉庫など数件ある。除外については個別に都市計画区域内については建設課と調整を図っていくとのこと。

以上で、当委員会に分割付託された審査を終了した。

会計ごとに討論、採決に入り、討論もなく、採決の前に可否同数の場合は委員長

採決で決定することを確認し、起立で採決を行った。採決の結果、令和4年度南種子町一般会計予算・令和4年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計予算・令和4年度南種子町介護保険特別会計予算・令和4年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計予算・令和4年度水道事業会計予算ともに原案のとおり可決すべきものと決定した。

採決終了後、町当局への申入れ事項について協議をし、次の事項について申し入れることを決定した。

1、予算の執行に当たっては、より適正かつ効果的な執行に努めるべきである。

以上の事項について、当委員会が町当局に申し入れるべきものと決定したことから議長においてよろしくお取り計らいくださるようお願いいたします。

以上で、産業厚生委員会に分割付託された令和4年度予算審査の経過と結果について報告といたします。

○議長（広浜喜一郎君） 次に、総務文教委員長、柳田 博君。

[柳田 博総務文教委員長登壇]

○総務文教委員長（柳田 博君） 令和4年度予算審査報告、総務文教委員会委員長柳田 博。

総務文教委員会に分割付託された令和4年度一般会計予算の審査の経過と結果について報告をいたします。

当委員会は、審査日程を3月3日木曜日及び4日金曜日の2日間とし、欠席の届出があった1名の委員以外の全委員出席の下、第1委員会室で関係課長及び担当職員の出席を求め審査を行いました。

まず、企画課の審査に入り、概要説明では、本町の人口ビジョンにおける将来展望の目標達成に向けて、第2期トライタウン南種子町宇宙・歴史・文化の町総合戦略に基づき、政策目標を明確にし、施策の展開を行う。特に、将来につながるまちづくりを推進するため、町民が自由にアイデアを出し合う南種子町未来会議を引き続き開催し、町民総力でのまちづくりに努める。種子島ロケットコンテスト大会の開催や新型基幹ロケットの打ち上げが予定されており、さらなる関係人口の創出に努めていく。

また、令和4年1月1日からデジタル推進係を新設しましたので、行政デジタルトランスフォーメーション、地域デジタルトランスフォーメーションの推進を図っていく。

また、ふるさと納税についても本町の貴重な財源となっているので、民間ポータルサイトへの出店や本町ならではの特産品の魅力を高めながら、納税推進に努める。

企業誘致については、関係機関との連携を密に情報収集に努め、様々な業種の企

業の誘致に努める。また、南種子町サテライトオフィスを活用した取組を推進するとの説明であった。

質疑に入り、サテライトオフィス事業で申込み企業の見込みはの問いに、関係企業にPRを行っており、現在12社との面談も終え、うち2社が4月以降利用したいということです。ほかにも数社検討頂いているとのことです。

次に、議会事務局の審査に入り、概要説明では、町長と同じく町民に対して直接責任を負う機関である。機能と責任を果たすため、議会活動・各種研修会・調査等を通して資質を高め議会の活性化に努めることとしての予算編成をしたとの説明であり、特に質疑はありませんでした。

次に、監査室の審査では、監査委員は常に公正普遍の態度を保持し、秘密保持の義務を課し、監査に当たらなければならないとされている。監査機能のさらなる充実、強化が求められており、各種研修会に参加し、知識の向上と情報取得を図ることがあることから、そのための予算編成に努めるとの概要説明であり、特に質疑はありませんでした。

次に、会計課の審査に入り、概要説明では、令和4年度予算は歳出のみで、主に用度管理の消耗品費、公用車集中管理の燃料費、公金振替等に係る手数料等であり、320万5,000円の予算計上となった。

また、町税などのコンビニ収納事務が令和4年度4月から運用される。担当課との連携を図り正確迅速な出納業務に取り組むとの説明であり、特に質疑はありませんでした。

次に、社会教育課の審査に入り、概要説明では基本方針として宇宙のまち教育振興基本計画に基づき、「あしたをひらく心豊かでたくましい人づくりプラン」を目標として生きがいと温もりに満ちた活力あるまちづくりを目指して、社会教育の推進を図る中で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を十分に講じながら、各事業の実施に当たりたい。また、第一に生涯学習の推進、第二に社会教育の推進、第三に社会体育の推進、第四に芸術文化の振興と文化財の保存活動なども積極的に図ることとの説明。

質疑に入り、成人式については「20歳の集い」と名称変更されたのかの問いに、令和3年度に実施したアンケート調査の結果、実施年齢について20歳で行う希望者が多く、名称については「20歳の集い」とすることとなった。他の多くの自治体も同様の名称変更を行っているとのこと。

次に、質疑については、前之峯陸上競技場の全天候型への整備の取組についてはの問いに、陸上競技場の一部、トラックの外側を整備する事業での試算でも5,000万円程度の予算がかかります。事業を計画するとしても補助事業の申請時期が12月

頃になるので、令和4年度中の取組は無理と判断していますとのこと。

次に、税務課の審査に入り、概要説明では、町税は重要な自主財源であり、適正な課税客体の把握と適正な課税を基本として、税確保を図ることを基本とした予算編成を行いました。現在、住民税及び所得税の確定申告時期であり、適正な課税に努めます。

歳入については、前年度比2.1%減の7億4,934万2,000円を計上している。歳出の地籍事業については、国のコロナ対策予算確保の関係で地籍関係事業費が削減傾向にありますが、総事業費ベースで27.5%増の8,153万2,000円で、荃永地区の一部、23字1,317筆、0.88平方キロメートルを予定しており、年度末では90.2%の進捗率となる見込みです。

質疑に入り、地籍調査事業の進捗率は87.6%だが、残りほどの地区で完了の見通しはの問いに対して、現在調査している荃永地区は、令和4年度に完了する予定であり、残りは大字中之上のまだ終わっていない部分になります。地区で言うと上中地区内のほとんどになります。また、これまで予算要求額の半額程度しか配分されない状況であり、今後予算要求額の6割程度の配分額があっても、あと15年程度かかると見込んでおります。

次に、学校給食センターの審査に入り、概要説明では学校における食育の取組を推進するとともに、本町で収穫する米や地場野菜の活用など地産地消に配慮し安心でおいしい学校給食の提供に努める。学校給食センターの建設については、将来の児童生徒数の動向を見通し、財政面や設置場所を含めて検討にはいたいと考えている。

また、学校給食センターに係る予算は、歳出総額前年比109.1%で、671万7,000円の増額となっています。増額となった要因は、会計年度任用職員の人件費、児童生徒の増による給食費補助、新規事業のネットワークシステム環境構築事業の増額が主なものとの説明。

質疑に入り、給食費の無償化の件ですが、食のありがたみの面でも保護者に給食費一部負担をさせたほうがいいのか、このことは保護者からの意見としても聞くことであります。学校給食センターの新設もあることなどから内部検討をしてはどうかの問いに、給食のありがたみが薄れているのではないかと指摘や食育の授業指導の面からもこのことについては触れていきたいと考えますとのこと。

次に、管理課です。概要説明では教育文化の振興で宇宙のまち教育振興基本計画に基づき、あしたをひらく心豊かでたくましい人づくりを基本として、人間性豊かでたくましく生きる町民の育成を目指し、活力ある教育の振興を図る。学校教育については、目まぐるしく変化する社会の中で知・徳・体の調和の取れた生きる力を

備え、伝統と文化を尊重し、郷土と国を愛する態度を養い、地域社会づくりに貢献できる人材の育成に努める。

令和4年度の予算については、子供たちや住民の教育向上のため適正な予算編成を行った。予算の歳入総額は2,075万2,000円、前年比154.5%、731万9,000円の増となり、歳出については総額2億9,406万2,000円、前年比93.7%、1,992万5,000円の減での予算計上をしたとの説明。

質疑に入り、中学校費の中で施設整備事業のグラウンド整地等重機借上げ100万円の予算について、毎年計上の必要があるのか、経費積算の詳細はの問いに、運動会前に毎年施設整備事業を実施しており、経費積算の内容は重機借上げ料でグラウンドに設置しているロープなどの復旧経費も含まれていますとのこと。

次に、家族留学18家族について住宅の確保はできているのか。また、町営、民間の借上げ戸数はどうなっているかの問いに、18家族全て確保できており、住宅の区分は町営の住宅に11家族、民間の住宅に7家族となっていますとのこと。

次に、選挙管理委員会の審査に入り、概要説明では、今年度は7月25日の任期満了に伴う参議院選挙が執行される予定であることから予算措置をしているとのこと。令和5年4月29日に任期満了を迎える県議会議員選挙と同じく令和5年4月30日に任期満了を迎える南種子町議会議員及び町長選挙が令和5年度に執行されるため、それに係る準備経費を予算計上したとの説明。質疑は特にありませんでした。

次に、総務課の審査に入り、概要説明では、令和4年度の当初予算の編成については各課からの予算要求及び査定において通年予算として編成を行っており、基本方針として真に必要と認められる行政需要に対応するため、重点かつ効果的・効率的な施策の展開に努めることとしています。

また、歳入においては、税収の確保、国・県支出金や有利債の活用など引き続き財源確保に努める。

また、総務課は、役場全体を統括し指導する職責もあり、常に行財政執行の教育・指導・監視を強化するとともに、自治体間、地域間に格差が生じないように、職員への企画力の向上など各種研修事業等一層充実強化をしていますとの説明。

質疑に入り、地縁団体の登録数は幾らかの問いに、地縁団体は法律に基づき自治公民館組織を法人化するもので、町内に現在21団体程設立されております。うち、地区公民館は3団体組織が地縁団体として法人化されております。

次の質疑でマイナンバーカードの交付について、広報を行い休日まで窓口を設けての交付推進が図られていますが、交付の進捗状況とカード活用用途の範囲はの問いに対して、令和4年1月1日現在の人口5,550名に対して、2月20日現在で2,754名交付しており、交付率は42.62%であるとのこと。利用の用途としては、保険証

としての利用が令和3年10月より開始されており、種子島島内では、公立種子島病院で利用ができますとのこと。

以上で、当委員会に分割付託を受けておりました令和4年度一般会計予算についての審査を終え、討論・採決を行うこととしました。総括質疑を行い、質疑なしと認め、討論はなく、採決の前に可否同数の場合は委員長裁決で決定することを確認し、起立での採決を行った。採決により、起立多数で本委員会が付託を受けた令和4年度一般会計予算は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、町当局への申入れ事項について協議し、次の事項について申し入れることを決定した。

- 1、ふるさと納税については、南種子町ならではの特産品等返礼品の魅力アップに努め、ふるさと納税の拡充と南種子町の魅力発信を行い、地場製品の活用に引き続き積極的に努めるべきである。

以上の事項について、当委員会が町当局に申し入れるべきものと決定したことから議長においてよろしくお取り計らいをくださるようお願いいたします。

以上で、総務文教委員会に分割付託された令和4年度予算審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（広浜喜一郎君） 以上で、各委員長の報告を終わります。

これから、各会計ごとに委員長報告について質疑を行います。

初めに、議案第18号令和4年度南種子町一般会計予算の委員長報告について質疑を行います。質疑はありませんか。8番、小園實重君。

○8番（小園實重君） 両委員長報告御苦労さまでございました。産業厚生委員長の報告に対し、1点だけ質疑をいたします。

保健福祉課の所管であります河内温泉センターについてであります。報告で太陽光熱利用設備が4月から稼働ということとの報告でありましたが、これまで設立当初、冷泉であることから加温設備として灯油ボイラーの設備をしたところでありましたが、その後、木質ボイラーを併用という形で設備をいたした経緯であります。そして、今回さらに太陽光熱利用の設備をしたところではありますが、4年度の収支について光熱水費の節減という面から収支について説明並びに質疑がどう審査の中で交わされたのか、光熱水費を抑えるという、節減するという意味合いだけでの効果は期待できなかったのか、そういう計画にはなっていないのかということと、単なる木質ボイラーの代替設備にとどまるという効果なのか、その辺の審査の内容をお尋ねします。

○議長（広浜喜一郎君） 産業厚生委員長、名越多喜子さん。

○産業厚生委員長（名越多喜子さん） 太陽光の効果ということで全部ができるという

ことじゃなくて、金額的にも、すみません、ちょっとそこの詳しいところは私も深く掘り下げて質問をしていなかったですので、全額ということではなくてある程度
のことはできるということで説明を受けております。よろしいですか。

○議長（広浜喜一郎君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

次に、議案第19号令和4年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計予算の委員長報告について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

次に、議案第20号令和4年度南種子町介護保険特別会計予算の委員長報告について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

次に、議案第21号令和4年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計予算の委員長報告について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

次に、議案第22号令和4年度南種子町水道事業会計予算の委員長報告について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから各会計ごとに討論、採決を行います。採決は起立により行います。

議案第18号令和4年度南種子町一般会計予算について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

議案第18号令和4年度南種子町一般会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（広浜喜一郎君） 起立多数です。したがって、議案第18号令和4年度南種子町一般会計予算は原案のとおり可決されました。

議案第19号令和4年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計予算について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

議案第19号令和4年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計予算を採決します。
本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（広浜喜一郎君） 起立多数です。したがって、議案第19号令和4年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計予算は原案のとおり可決されました。

議案第20号令和4年度南種子町介護保険特別会計予算について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

議案第20号令和4年度南種子町介護保険特別会計予算を採決します。
本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（広浜喜一郎君） 起立多数です。したがって、議案第20号令和4年度南種子町介護保険特別会計予算は原案のとおり可決されました。

議案第21号令和4年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計予算について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

議案第21号令和4年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計予算を採決します。
本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（広浜喜一郎君） 起立多数です。したがって、議案第21号令和4年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計予算は原案のとおり可決されました。

議案第22号令和4年度南種子町水道事業会計予算について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

議案第22号令和4年度南種子町水道事業会計予算を採決します。
本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（広浜喜一郎君） 起立多数です。したがって議案第22号令和4年度南種子町水道事業会計予算は原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま報告のありました委員会の意見につきましては、議会の意見として執行当局に申し入れることとしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会の意見を議会の意見として執行当局に申し入れることに決定しました。

ここで暫時休憩します。再開を10時55分といたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時54分

○議長（広浜喜一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8 委員長報告（総務文教委員会・陳情審査）

○議長（広浜喜一郎君） 日程第8、委員長報告の件を議題とします。総務文教委員会に付託していました陳情につきましては、お手元に審査結果報告書をお配りしておりますが、審査の経過と結果について、総務文教委員会委員長の報告を求めます。総務文教委員会委員長、柳田 博君。

[柳田 博総務文教委員長登壇]

○総務文教委員長（柳田 博君） 総務文教委員会委員長報告（陳情審査）。

令和3年第3回定例会において、総務文教委員会に付託された陳情第3号貴議会での「川内原発20年運転延長」に伴う課題の調査・研究、議論などを求める陳情書（「川内原発20年運転延長」に伴う課題の調査・研究と議会での議論及び調査への情報提供を求める件）の審査の経過と結果について報告を申し上げます。

当委員会は、令和3年9月15日、第1委員会室において全委員出席の下、付託を受けた陳情第3号の審査の方法についての協議を行い、提出者からの趣旨説明等を受けることとし、そのための委員会を令和3年9月21日13時から開催することを決定しました。

次に、当委員会は、令和3年9月21日、第1委員会室において全委員出席の下、提出者の出席をいただき審査を行いました。

まず、開会後審議の方法等について確認した後、提出者の「川内原発20年延長を考える会」提出代表者の元川孝二氏に出席をいただき、陳情書提出の趣旨等につい

て説明をいただきました。その後、委員からの提出者に対しての質疑を経て陳情書による陳情事項等の内容について次の点を確認しました。

陳情内容を要約した点として、私たち市民団体「川内原発20年延長を考える会」は、原発を取り巻く様々な課題として20年運転延長に伴う危険性についての冊子を取りまとめ、貴議会議員に過日お届けしたところであり、貴議会として川内原発20年運転延長に伴う課題について、早め早めに調査・研究に取り組み、議会内での情報の共有と活発な議論を繰り広げ、また住民への積極的な情報提供に取り組んでいただくことを切望するとのことでありました。

その要望を受けて、当委員会は、令和3年11月29日、第1委員会室において全委員出席の下、審査を行い、今後の取組として、九州電力株式会社に対して川内原発に関する資料の提供を求めることを決定し、議長に対してその旨の要請を行い、九州電力株式会社から資料提供を依頼しました。

後日、九州電力株式会社から議会事務局への事前説明の後、関係資料の提供を全議員に受け、各議員が関係資料等に基づき研鑽を行ってきたところであります。当総務文教委員会においても、早速、川内原発20年延長を考える会から提供をいただいた関係資料及び九州電力株式会社から提供をいただいた関係資料を精査して調査・研究に取り組んだところであります。

当委員会は、令和4年2月21日、第1委員会室において全委員出席の下、関係資料内容等の確認を行い、議員各位が研鑽を積み、情報の共有と議論をさらに深めていくことを確認しました。その後、令和4年3月7日、第1委員会室で審査を行い、当委員会での委員からの意見として、今回陳情を受けた内容が住民の生活と環境問題等に直結するエネルギー政策に関する非常に重要な課題であることから、国や都道府県で広域的に対応すべき課題であり、陳情書で要望を受けた住民への積極的な情報の提供については、川内原発に関して国と鹿児島県での対応が妥当との意見が出され協議を終了しました。

引き続き採決に入り、事前に可否同数となった場合、委員長裁決で決定することを確認し、採決を行った。結果、協議の内容を踏まえ、南種子町議会での対応としては、調査・研究に取り組み、議会内での情報の共有と活発な議論を繰り広げることに対する要請に関しては、可能な取組は積極的に行うこととしても、住民への積極的な情報提供を行うことについては、よりの確で正確な情報の提供という観点から見ても緊急時防護措置準備区域（川内原発より5から30キロメートル圏内の9市町村）外である南種子町議会での対応は非常に難しい状況であります。関係区域外の専門的な知識、見識を持ち得ない町議会で行う問題ではなく、国や鹿児島県の単位で広域的に取り組むべき課題であるとの判断で不採択と決定いたしました。

以上の結果について、提出者に理解を求め、今後も陳情内容の件については議員各位が研鑽を積むことを確認し、町民への説明等も可能な範囲で適切に行うこととして確認しました。

当委員会の決定に議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。総務文教委員会に付託された陳情第3号貴議会での「川内原発20年運転延長」に伴う課題の調査・研究、議論などを求める陳情書（「川内原発20年運転延長」に伴う課題の調査・研究と議会での議論及び住民への情報提供を求める件）の審査の経過と結果についての委員長報告といたします。議長において、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第3号について採決します。本件に対する委員長の報告は不採択です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第3号貴議会での「川内原発20年運転延長」に伴う課題の調査・研究、議論などを求める陳情書（「川内原発20年運転延長」に伴う問題の調査・研究と議会での議論及び住民への情報提供を求める件）については、委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

日程第9 委員長報告（総務文教委員会・所管事務調査）

○議長（広浜喜一郎君） 日程第9、委員長報告の件を議題とします。総務文教委員会の所管事務調査の報告について、総務文教委員会委員長の報告を求めます。総務文教委員会委員長、柳田 博君。

[柳田 博総務文教委員長登壇]

○総務文教委員長（柳田 博君） 令和3年度総務文教委員会所管事務調査委員長報告を申し上げます。

総務文教委員会が、閉会中の所管事務調査として調査を実施しておりました、交通安全施設に関する調査の経過と結果について報告をいたします。

当委員会では、閉会中の継続調査のための委員会を令和3年11月29日に午後1時

30分から開催し、町内交通安全施設の状況等について、総務課長及び消防交通係長、担当者の出席をいただき事前調査を実施し、関係事項についての説明を受けました。

まず、総務課長に、資料に基づき交通安全施設の状況等について概要説明をいただきましたが、次に、担当係長より詳細な説明を受け、質疑に移りました。

質疑の中で、カーブミラーは町内に345基設置しているとのことだが、今年度の新設及び修理箇所はどの程度かとの問いに、点検や要望により新設箇所は今年度4か所であり、修繕箇所はないとのことでありました。

また、総務課の交通安全施設対策の予算は75万6,000円かとの問いに、予算総額は75万6,000円であり、建設課に業務依頼し、道路標示等の改善整備業務を行っていますとのこと。

関連質疑の後、次回委員会での現地調査の調査箇所や日程等の事前協議を行い、調査箇所については、委員会が希望する箇所も取り入れて総務課で調整することとし、次回調査には総務課関係職員のほかに建設課関係職員の同行を求めることを決定して協議を終了した。

次に、現地視察調査のための委員会を令和3年12月22日午前9時から開催し、委員全員の出席の下、総務課長ほか担当職員及び建設課長の出席をいただき、現地視察調査箇所等調査行程の事前協議を行い、令和3年度子供の移動経路・通学路等の要対策箇所一覧、令和3年度交通安全施設整備事業（道路区画線等）の内容説明を受けて、総務課長ほか担当職員及び建設課長の同行をいただき、現地調査を実施した。

午前中の調査については、午前9時20分から午前11時40分まで長谷地区、平山地区、荃永地区、下中地区、西之地区内の調査確認を行いました。調査箇所としては、最初に上中大宇都永松スタンド前交差点から長谷摺久保交差点、平山小前、荃永松原集落内交差点、花峰小前、西野小前、西之前之原集落内カーブミラー、西之砂坂入り口交差点カーブミラーの現地視察調査を行いました。

午後からの調査については、西海地区、島間地区、上中地区内の視察調査確認を行いました。調査箇所としては、大川小交差点付近カーブミラー、島間小平山集落内交差点、島間小学校裏側入り口交差点、島間田尾集落内国道沿いカーブミラー、上中地区内シマヤ商事前カーブミラー、新栄町集落内山崎集落入り口付近交差点、新栄町集落内交差点道路標示についての現地調査を行いました。

現地調査後にまとめを行い、総務課長及び建設課長より調査に関する意見をいただき、その後に各委員からの意見を取りまとめました。

委員からの意見としては、全体的に中央線の道路標示が国道、県道、町道全般に消えているため、夜間や雨天、濃霧などの荒天時の安全確保に影響があるとの意見、

塩害等の影響により、ガードレールやガードパイプの腐食、劣化が見られ、安全対策のための本来の機能を果たしていない施設が見られる。道路舗装かさ上げの関係で、ガードレールの高さの確保が適正でない箇所が見られるなどの意見が出された。

本町では、比較的交通安全施設等の整備対策は進んでいるものの、この対策については、今後も引き続き安全点検を継続して整備促進を継続していくことの重要性は言うまでもありません。そこで、町当局に対して、2点を要望意見としたいと思えます。

1、今回、点検確認を行った箇所を含む「令和3年度子供の移動経路・通学路等の要対策箇所の一覧」の箇所等について、関係管理者との速やかな協議を行い、改善の対応を図るべきである。

2、道路中央線の表示等改善を必要とする交通安全施設等の改修予算を確保し、安全対策を講じること。また、南種子町以外の道路管理者への改善の協議要請については、さらに積極的な取組を行うべきである。

以上の点について、これを当委員会の意見として町当局に申入れを行うことが適当であることを決定したところであります。議長において、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

以上で、総務文教委員会が実施した所管事務調査の経過と結果の報告といたします。終わります。

○議長（広浜喜一郎君） これで、総務文教委員会の所管事務調査に係る委員長の報告を終わります。

お諮りします。ただいま報告のありました委員会の意見につきましては、議会の意見として執行当局に申し入れることとしたいと思えます。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会の意見を議会の意見として執行当局に申し入れることに決定しました。

日程第10 委員長報告（産業厚生委員会・陳情審査）

○議長（広浜喜一郎君） 日程第10、委員長報告の件を議題とします。産業厚生委員会に付託していました陳情につきましては、お手元に審査結果報告書をお配りしておりますが、審査の経過と結果について、産業厚生委員会委員長の報告を求めます。産業厚生委員会委員長、名越多喜子さん。

[名越多喜子産業厚生委員長登壇]

○産業厚生委員長（名越多喜子さん） 産業厚生委員会委員長報告（陳情審査）について。

令和4年第1回定例会において、産業厚生委員会に付託された、陳情第1号株式会社大迫産業が残置している産業廃棄物に係る今後の対応についての意見書提出を求める陳情についての審査の経過と結果について報告いたします。

当委員会は、令和4年3月4日、第2委員会室において、欠席の届けのあった1名の委員以外の全委員出席の下、付託を受けた陳情第1号の審査についての協議を行い、令和4年3月7日午後1時より委員会を開催し、陳情審査の審査方針と産業廃棄物事業所の現地調査を行うことを確認した。

あわせて、陳情書提出者からの陳情趣旨説明及び町関係課担当者からの聞き取り調査を行うこととし、そのための委員会を令和4年3月10日9時から開催することを決定しました。

次に、当委員会は令和4年3月7日、第2委員会室において、欠席の届出があった1名の委員以外の全委員出席の下、陳情内容の審査及び陳情審査方針の確認並びに関係産業廃棄物事業所の現地調査を行いました。

次に、当委員会は、令和4年3月10日、第1委員会室において、欠席の届出のあった1名の委員以外の全委員出席の下、陳情提出者の出席及び町関係課担当職員の出席をいただき、審査を行いました。

まず、開会后審査の方針等について確認した後、残置している産業廃棄物の状況と経緯等を確認するために、町関係課の保健福祉課長及び担当職員からの関係事項に関する聞き取り調査を行いました。

次に、同日の委員会において、提出者の南種子町公民館連絡協議会会長並びに上中地区公民館館長の出席をいただき、陳情書提出の趣旨等について説明をいただきました。その後、委員からの提出者に対しての質疑を経て、陳情書による陳情事項等の要約した内容として、次の点について確認を行いました。

- 1、(株)大迫産業が残置している産業廃棄物については、将来にわたって近隣住民の生活環境に及ぼす影響が多大であるとの懸念から、早急な対策をしていただきたい。
- 2、適正処理の責任は、(株)大迫産業にあることは当然であるが、住民生活への影響に対する監視、調査、対策については、産業廃棄物処理事業許可の権限を有する鹿児島県が責任を持って対応していただきたい。
- 3、地元自治体(南種子町)とも連携した対応を取り、住民生活の安心、安全を確保いただき、関係住民への丁寧な情報提供をいただきたい。

この3点について確認をしたところです。

引き続き、陳情第1号についての採択に入り、事前に可否同数となった場合は、委員長裁決で決定することを確認し、採決を行った。結果、協議の内容を踏まえ、

陳情第1号については、陳情書に示されているとおり南種子町民の生活環境に関する重要な課題であるとの認識を提出者とともに共有することとし、これを採択すべきものと決定し、関係行政機関である鹿児島県に対して意見書を提出することに決定しました。

この後、意見書提出に関する発議を行うこととしておりますので、議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

以上、陳情第1号株式会社大迫産業が残置している産業廃棄物に係る今後の対応についての意見書提出を求める陳情についての陳情審査の経過と結果について、委員長報告といたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第1号について採決します。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第1号株式会社大迫産業が残置している産業廃棄物に係る今後の対応についての意見書提出を求める陳情については、委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

日程第11 発議第1号 株式会社大迫産業が残置している産業廃棄物に係る今後の対応についての意見書提出について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第11、発議第1号株式会社大迫産業が残置している産業廃棄物に係る今後の対応についての意見書提出についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。産業厚生委員会委員長、名越多喜子さん。

〔名越多喜子産業厚生委員長登壇〕

○産業厚生委員長（名越多喜子さん） 発議第1号について提案いたします。

発議第1号は、株式会社大迫産業が残置している産業廃棄物に係る今後の対応についての提出についてであり、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出するものであります。

別紙の意見書を鹿児島県知事に提出するものであります。

提出者は、南種子町議会産業厚生委員会委員長、名越多喜子でございます。

南種子町内2か所、(株)大迫産業本社、南種子町中之上1697-43、及び(株)大迫産業エコパーツシステム、南種子町中之上1710-4の産業廃棄物処理事業所で受け入れた産業廃棄物については、株式会社大迫産業が事業を停止して残置している状況です。この残置された産業廃棄物について、適正処分されてなければならない廃油等や使用済み自動車などの産業廃棄物であり、強風による廃棄物の飛散や風雨に伴う劣化及び汚水等の流失、地下浸透などによる汚水対策等の問題など、地域の住民にとっては日常の生活環境に影響のある深刻な問題となっております。

この件については、産業廃棄物処理事業所が所在する地元地区自治公民館でも重要な課題として取り上げ、産業廃棄物処理事業の許可・指導等の権限を有する鹿児島県環境林務部廃棄物・リサイクル対策課にも要望を行った経緯もあるところですが、引き続き適正処理を指導していく等の回答であり、地元住民が期待する具体的な対策等が示されていない状況です。

そこで、南種子町議会においても、本町町民の生活環境に関する重要な課題であることを認識し、次の点について対応されるよう要望するものであります。

1、(株)大迫産業が残置している産業廃棄物については、将来にわたって近隣住民の生活環境に及ぼす影響が多大であるとの懸念から早急な対策を講じていただきたい。

2、適正処理の責任は、(株)大迫産業にあることは当然であるが、住民生活への影響に対する監視、調査、対策については、産業廃棄物処理事業許可の権限を有する鹿児島県が責任を持って対応していただきたい。

3、地元自治体(南種子町)とも連携した対応を取り、住民生活の安心、安全を確保いただき、関係住民への丁寧な情報提供をいただきたい。

地域住民の安心で安全な生活環境の確保の重要性に鑑みて、このような点についての対応を求めるために、この意見書提出の取組を行うものです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出するものでありますので、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長(広浜喜一郎君) これから質疑を行います。質疑はありますか。8番、小園實重君。

○8番(小園實重君) 意見書を発議提出された名越多喜子委員長にお尋ねします。

記として1、2、3挙げられておりますが、加えて鹿児島県に代位弁済法的な処置も含めて意見書を提出することへの踏み込んだ協議はなかったかどうかについてお尋ねをいたします。

○議長(広浜喜一郎君) 産業厚生委員会委員長、名越多喜子さん。

○産業厚生委員長（名越多喜子さん） その件につきましては、議員等からの意見等はありませんでした。

すみません、ございませんでしたということとともに、実は問題が大き過ぎて、やっぱり自分たちでは勉強をしてからでないとなかなかそこまでのことに踏み込めないというのが、議員の皆さんの意見でございました。

○議長（広浜喜一郎君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから発議第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、発議第1号株式会社大迫産業が残置している産業廃棄物に係る今後の対応についての意見書提出については、原案のとおり可決されました。

なお、意見書について、情勢の変更等で字句及び数字等の訂正が必要になった場合、文書の整理等について議長に一任願います。

日程第12 発議第2号 自衛隊馬毛島基地（仮称）施設整備計画に係る意見書の提出について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第12、発議第2号自衛隊馬毛島基地（仮称）施設整備計画に係る意見書の提出についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。議会運営委員会委員長、塩釜俊朗君。

[塩釜俊朗議会運営委員長登壇]

○議会運営委員長（塩釜俊朗君） 発議第2号について提案をいたします。

発議第2号は、自衛隊馬毛島基地（仮称）施設整備計画に係る意見書の提出についてで、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出するものであります。別紙意見書を防衛大臣に提出するものであります。

提出者は、南種子町議会議会運営委員会委員長、塩釜俊朗でございます。

馬毛島に計画されている自衛隊馬毛島基地（仮称）については、南西地域における防衛体制の強化を図るとともに、この地域の大規模災害対応の拠点施設として、我が国の防衛や防災上の重要な役割を果たす大変有意義なものと考えます。

また、医療体制の脆弱なこの地域にとって緊急輸送等、自衛隊に対する期待は非常に大きく、昨今のコロナ禍においても、その必要性、重要性はますます高まっております。

施設整備に当たり、懸念とされていた騒音についても、デモフライトによる騒音体感を踏まえ、現時点において影響は少ないものと判断をいたします。

よって、南種子町議会としては、FCLP移転計画を含む施設整備計画については、現在実施中の環境アセスメントについても、より丁寧な実施に努め、環境保全に最大限の配慮をしながらこの計画を着実に前に進めることを要望するものであります。

また、地元商工会等各団体の強い要請もあることから、施設整備については地元企業の受注機会を確保しながら物品等の地元調達に配慮し、官舎等の施設配置についても本町との協議、要請等に沿った整備をされるようあわせて要望するものであります。

事の重要性に鑑みて、本町議会の基本的な考え方を確認し、この意見書提出の取組を行うものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出するものであります。議員各位の御賛同方よろしくお願ひいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから発議第2号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、発議第2号自衛隊馬毛島基地（仮称）施設整備計画に係る意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

なお、意見書について、情勢の変更等で字句及び数字等の訂正が必要になった場合、文書の整理等について議長に一任願ひします。

日程第13 発議第3号 ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第13、発議第3号ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議

議する決議についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。大崎照男君。

[大崎照男君登壇]

○7番（大崎照男君） 発議第3号について提案をいたします。

発議第3号は、ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議（案）の提出についてであります。別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条第1項の規定により提出するものであります。

提出者は、南種子町議会議員、大崎照男、賛成者、南種子町議会議員、名越多喜子、同、濱田一徳、同、福島照男、同、柳田 博、同、小園實重、同、塩釜俊朗、同、廣濱正治であります。

なお、別紙決議書をロシア日本大使館に提出するものであります。

決議案の提出理由についてであります。本年2月24日に、ロシアはウクライナへの軍事侵攻を行い、報道等によると数多くの民間人、子供たちがその犠牲となっているところであり、大変痛ましい状況が続いております。

このことは、国際社会の秩序を失わせ、世界の平和と安全を脅かす明白な国際法・国連憲章違反であり、断じて容認できるものではありません。

ロシアの一方的な侵略に対して、我が国をはじめとする国際社会は、あらゆる外交努力を行い、一日も早いウクライナの平和と安全を再構築しなければならないところ です。

南種子町議会は、ロシアによるウクライナへの侵略に断固抗議するとともに、世界の恒久平和の実現に向け、ロシア軍のウクライナからの完全かつ無条件での即時撤退を強く求めるものであります。

以上、決議する。

議員各位の御賛同方よろしくお願いをいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから発議第3号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、発議第3号ロシアによる

ウクライナ侵略に断固抗議する決議については、原案のとおり可決されました。

日程第14 閉会中の継続所管事務調査の申し出

○議長（広浜喜一郎君） 日程第14、閉会中の継続所管事務調査の申し出の件を議題とします。

委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第15 議員派遣

○議長（広浜喜一郎君） 日程第15、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。お手元に配りました議員派遣のとおり派遣したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、派遣することに決定しました。

閉 会

○議長（広浜喜一郎君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

会議を閉じます。令和4年第1回南種子町議会定例会を閉会します。御苦労さまでした。

閉 会 午前11時36分

地方自治法第123条第2項によりここに署名する。

南種子町議会議長 広 浜 喜一郎

南種子町議会議員 塩 釜 俊 朗

南種子町議会議員 濱 田 一 徳